



市税のしおり

複雑、難しいと思いがちな市税の仕組みや
計算方法をわかりやすく解説しています。

目次

第1章 税にかかる主な 制度改正 1

令和6年度から適用される制度改正 1

第2章 堺市の予算と市税 3

- 1 令和6年度の予算のあらまし 3
- 2 一般会計予算 4675億円の内訳 4
- 3 令和6年度当初予算の主な内容 5
- 4 令和6年度の市税収入見込み 7
- 5 市税の現状と市税収入確保に向けた取組 9

第3章 市税のあらまし 11

- 1 市民税 12
 - 個人の市民税 12
 - 法人の市民税 29
- 2 固定資産税 31
 - 土地に対する課税とその特例 35
 - 家屋に対する課税とその特例 39
 - 償却資産に対する課税 44
- 3 都市計画税 45
- 4 入湯税 45
- 5 軽自動車税（種別割） 46
- 6 市たばこ税 48
- 7 事業所税 49

第4章 市税の納付 50

- 1 市税の納期 50
- 2 市税の納付場所と納付方法 50
- 3 市税の滞納と滞納処分 54
- 4 市税の減免と納税の猶予 56

第5章 市税について不服の あるときは 57

- 1 審査請求 57
- 2 審査の申出 58

第6章 市税の証明書 59

- 1 窓口での取得 59
- 2 自動交付機・コンビニエンスストアでの取得 60
- 3 郵送請求による取得 61
- 4 電子申請による取得 62

第7章 インターネットのできる 便利なサービスと税の教室 64

- 1 市税の電子申告と電子納税（eLTAX） 64
- 2 市税のホームページ 65
- 3 差押財産の公売情報メールマガジン 65
- 4 租税教室（租税教育推進協議会による
税の講師派遣制度） 66
- 5 どこでもセミナー ～堺市生涯学習まちづくり出前講座～ 66

第8章 国税と府税 67

- 1 国の税金 67
- 2 大阪府の税金 68

第9章 暮らしと税金 69

- 1 マイホームと税金 69
- 2 生命保険と税金 78
- 3 退職金と税金 79
- 4 地方税の手続きにおけるマイナンバーの取扱い 80

第10章 こんなときは（Q&A）

82

市民税・府民税

- Q 1 退職後にまた納税通知書がきましたが？ 82
- Q 2 住んでいるところによって市民税・府民税の金額は違うのですか？ 82
- Q 3 健康保険と市民税・府民税の扶養の違いは？ 82
- Q 4 転職先でも給与から市民税・府民税・森林環境税（国税）を差し引いてもらえますか？ 83
- Q 5 他市へ引越した後の市民税・府民税・森林環境税（国税）はどうなりますか？ 83
- Q 6 お店のある区にも納税通知書が届いたのですが？ 83
- Q 7 給与以外の収入がある場合の市民税・府民税の申告は？ 83
- Q 8 年金所得者ですが、確定申告は必要ですか？ 84
- Q 9 パート・アルバイト収入と税金の関係は？ 85
- Q 1 0 医療費控除の受け方は？ 86

固定資産税

- Q 1 1 土地・家屋の名義の変更方法は？ 89
- Q 1 2 住宅を取り壊して駐車場にした場合の固定資産税は？ 89
- Q 1 3 所有していた土地・家屋を売った場合の固定資産税は？ 89
- Q 1 4 家が古くなるのに税額は下がらないの？ 90
- Q 1 5 家屋の固定資産税が急に高くなったのですが？ 90
- Q 1 6 土地・家屋の名義人が亡くなった場合の固定資産税は？ 91
- Q 1 7 所有している土地の一部が道路になっていますが？ 91

軽自動車税（種別割）

- Q 1 8 原動機付自転車（ミニバイク）の届出は？ 91
- Q 1 9 原動機付自転車（ミニバイク）を廃車したのに、どうして納税通知書が？ 92

口座振替について

- Q 2 0 口座名義人は、納税義務者本人でなければだめですか？ 92
- Q 2 1 軽自動車を複数台持っている場合の口座振替は、どうなりますか？ 92
- Q 2 2 固定資産（償却資産を含む）を複数物件持っている場合の口座振替は、どうなりますか？ 92
- Q 2 3 市税の振替口座を変更するには？ 92
- Q 2 4 口座振替で市税を納付した場合、領収書や振替済の通知は発行されますか？ 92

納付について

- Q 2 5 市税を納め忘れました 93
- Q 2 6 市税の滞納が気になっています 93
- Q 2 7 私の承諾なしに差し押さえられたのですが？ 93

証明書について

- Q 2 8 申告をしていないけど、所得・課税証明書は取れますか？ 93
- Q 2 9 市税の証明書は、住んでいる区以外で取れますか？ 94
- Q 3 0 本人以外の市税の証明書は取れますか？ 94

第11章 市税に関するお問合せ先

95

第 1 章 税にかかる主な制度改正

第 1 章

令和 6 年度から適用される制度改正

(1) 森林環境税（国税）の創設

個人の市民税・府民税（均等割額）とあわせて森林環境税（国税）が課税されます。

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）」に基づき、国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市民税・府民税とあわせて、一人年額 1,000 円を市区町村が賦課徴収することとなります。

市民税・府民税（均等割額）内訳	令和 5 年度まで	令和 6 年度以降
市民税	3,500 円※	3,000 円
府民税	1,500 円※	1,000 円
大阪府森林環境税（府民税）	300 円	300 円
森林環境税（国税）	—	1,000 円
合計	5,300 円	5,300 円

※市民税・府民税の均等割額について、東日本大震災復興基本法に基づき、それぞれ 500 円が加算されていましたが、令和 5 年度で終了しました。

森林環境税（国税）について詳しくは、堺市ホームページ「令和 6 年度から森林環境税（国税）の課税が始まります」をご確認ください。

(2) 上場株式等の配当所得等や譲渡所得等に係る課税方式の統一

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額については、所得税と異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、令和 6 年度の個人の市民税・府民税より課税方式を所得税と一致させることとなります。

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額について、所得税の確定申告で申告不要を選択した場合は市民税・府民税でも申告不要となり、総合課税又は分離課税で所得税の確定申告を行った場合は、市民税・府民税でも所得税と同じ課税方式を適用することとなります。

それにより、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税の判定、国民健康保険料や介護保険料等の算定などに影響する場合がありますので、ご注意ください。

また、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除についても同様の改正が行われ、所得税において上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を受ける旨の記載がある確定申告書を提出した場合に限り、市民税・府民税において損益通算及び繰越控除ができることとなります。

(3) 国外居住親族に係る扶養控除の見直し

国外居住親族に係る扶養控除の適用について、30 歳以上 70 歳未満の方は次のいずれかに該当している場合のみ対象となります。

- (1) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方
- (2) 障害のある方
- (3) 扶養控除を申告する納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている方

(4) 個人の市民税・府民税の定額減税

前年の合計所得金額が 1805 万円以下の方に対し、令和 6 年度分の市民税・府民税について、納税者及び控除対象配偶者を含む扶養親族 1 人につき、1 万円を減税します。ただし、算出した減税額が市民税・府民税の所得割額を超える場合には、所得割額を限度とします。

※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者は、令和 6 年度分の定額減税対象者からは除かれます。同一生計配偶者については、令和 7 年度分の市民税・府民税の所得割額から 1 万円を減税します。

※控除対象配偶者、同一生計配偶者及び扶養親族については、国外居住者を除きます。

※均等割額のみ課税の場合は、定額減税の対象となりません。

※定額減税は、他の税額控除後の所得割額から減税します。

※ふるさと納税の特例控除額の上限額は、定額減税前（調整控除後）の所得割額の 2 割となります。

市民税・府民税の定額減税について詳しくは、堺市ホームページ「定額減税【令和 6 年度課税】について」をご確認ください。

第2章 堺市の予算と市税

1. 令和6年度当初予算のあらまし

令和6年度の堺市の全会計の当初予算額は、前年度比4.7%（367億円）増の8165億円で、一般会計は、投資的経費や社会保障関係費などの増加によって、前年度比8.0%（347億円）増の4675億円となりました。

歳入では、収支不足等による基金繰入金の増加のほか、社会保障関係費の増加や物価高騰への対応に係る国庫支出金の増加などを見込んでいます。

歳出では、中学校給食調理場の整備により投資的経費が増加し、また生活保護扶助費、障害者（児）自立支援給付等の扶助費が増加しています。

これまで徹底した事業見直しを進め、新型コロナや物価高騰対策等に注力し、デジタル化・DXや女性活躍の推進、区役所の機能強化等の行政改革、子育て支援の充実や健康寿命の延伸など喫緊の課題にも着実に取り組み、持続可能な都市経営に向けて土台を築いてきました。令和6年度当初予算は、築いた土台を基に、新たなステージへと歩みを進めるための一年となるように「輝く堺を創る予算」と位置付け、「安心できる堺の確保」と「堺の未来への挑戦」を軸に予算編成を行いました。

(1) 一般会計 4675億円

(2) 特別会計 2609億7465万円

国民健康保険事業	844億8525万円
公共用地先行取得事業	100億6449万円
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	4億2148万円
介護保険事業	919億8250万円
公債管理	558億6418万円
後期高齢者医療事業	181億5674万円

(3) 水道事業会計 275億4192万円

(4) 下水道事業会計 605億2696万円

(5) 合計 [(1) + (2) + (3) + (4)] 8165億4352万円

(注) 端数処理のため、各事業の合計値が一致しないことがあります。

用語の説明

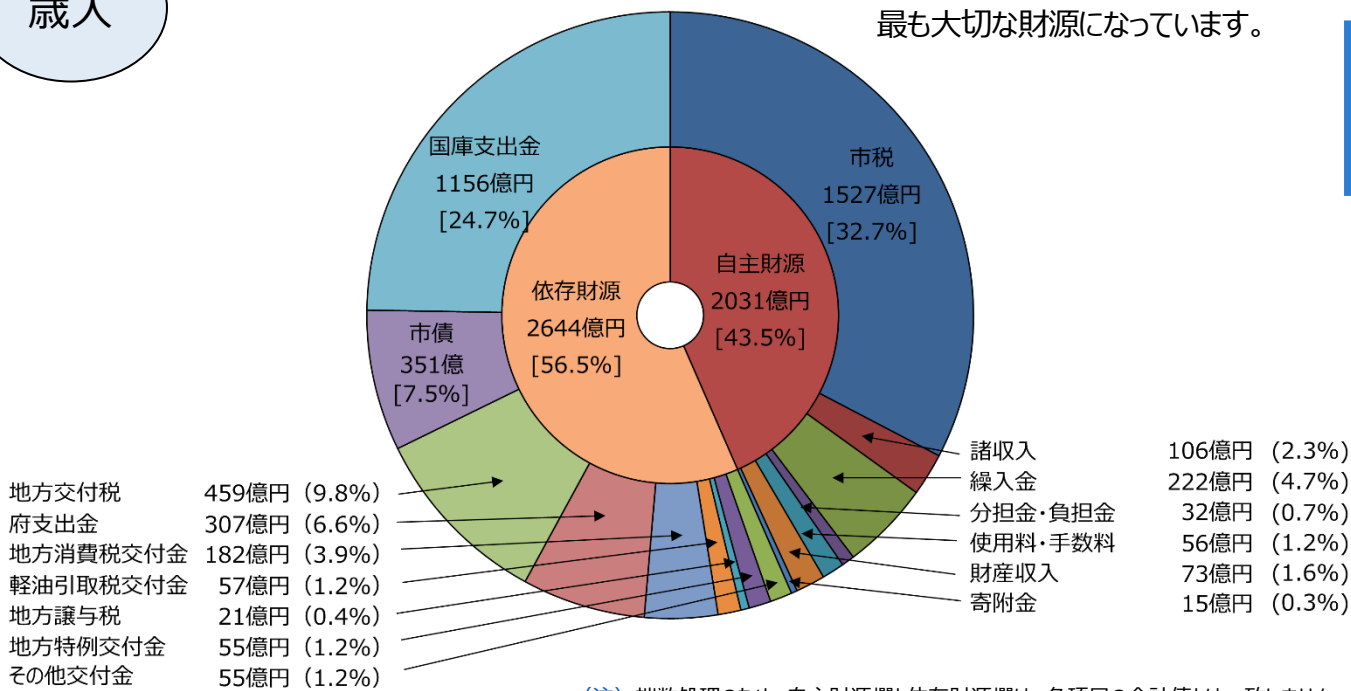
- 一般会計・・・教育の振興や福祉サービス・ごみ処理にかかる経費などの、地方公共団体の基本的な経費
- 特別会計・・・国民健康保険事業や介護保険事業など特定の事業にかかる経費

堺市の予算などについて詳しくお知りになりたい場合は、市役所高層館3階市政情報センターまたは各区役所市政情報コーナーなどに備え付けの資料をご利用ください。

2. 一般会計予算 4675 億円の内訳

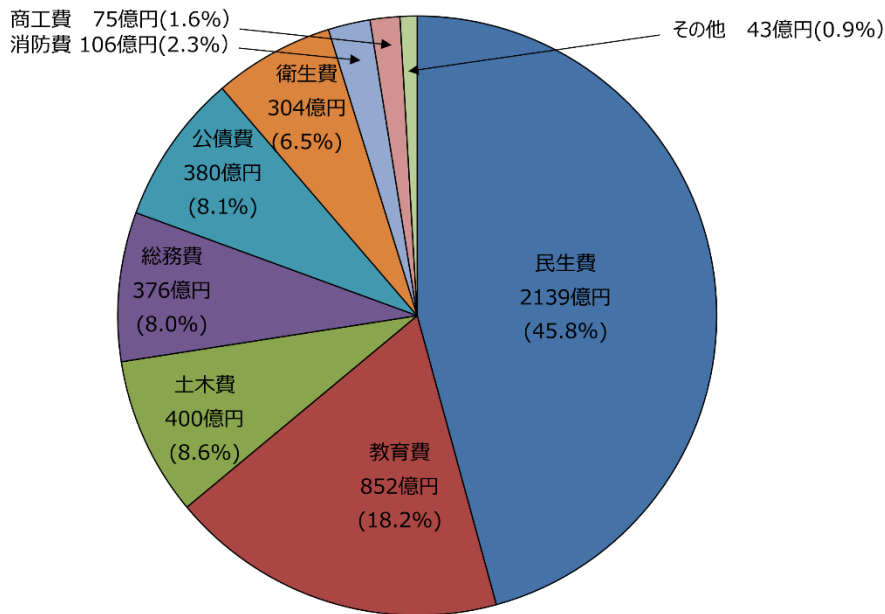
歳入

市税は歳入の32.7%を占め、最も大切な財源になっています。



(注) 端数処理のため、自主財源欄と依存財源欄は、各項目の合計値とは一致しません。

歳出



用語の説明

- 自主財源・・・市が自ら確保することができる収入で、市税をはじめとして、諸収入や使用料・手数料など
- 依存財源・・・国や府など他に依存する財源のことで、国庫支出金や地方交付税など

3. 令和6年度当初予算の主な内容

安心できる堺の確保

●産後ケアの拡充

- ・出産後に助産師などが心身のケアを行う「産後ケア事業」について利用者負担額を軽減
- ・生後1歳未満の乳児とその母親を対象とした訪問型産後ケアを導入

●安全・安心な保育体制の強化

- ・安全対策や配慮を要する子どもへの対応などを行う職員の雇用に要する費用を補助

●ヤングケアラー世帯への訪問支援

- ・育児や家事などの援助を行う支援員を派遣

●大学生などを対象とした給付型奨学金の創設

- ・大学生などを対象に年額12万円を給付する奨学金を創設
- ・高校生などは対象を全学年に拡大し、給付額を年額6万円に増額

●子どもの総合的な学力向上の推進

- ・子どもそれぞれの学力の伸びを測る調査結果などを活用し、効果的に学習を支援

●不登校の子ども学びとつながりの支援

- ・生活困窮世帯の長期間中学校を欠席している子どもを対象に家庭教師を派遣

●学校体育館の空調整備

- ・市立小・中学校、高校、特別支援学校の体育館の空調整備に向けた設計を実施

●学校給食の食材費高騰支援

- ・市立小・中学校、特別支援学校において、令和6年4月から1年間、食材費の高騰分を市が負担

●高齢者のあんしんサポートの推進

- ・家族などにつながる緊急連絡用ステッカーや協力者に検索を依頼できるアプリの提供により認知症高齢者など行方不明者の発見を支援

●地域活動支援センターの再編・強化

- ・連携推進員の配置や開所時間の拡大により、障害のある方に対する地域生活支援を充実・強化

●津波避難ビルへの地震時自動解錠キーボックスの設置

- ・対象となる小・中学校などの門や入口に地震の揺れを感知して自動的に解錠するキーボックスを新たに設置

●自治会設置防犯灯のLED化の促進

- ・LED化に要する費用の補助により、自治会の負担を軽減し、環境負荷も低減

●がん検診の無償化

- ・各種がん検診、胃がんリスク検査及び前立腺がん検査の自己負担金の無償化を継続

●動物指導センターの施設更新

- ・動物愛護を推進する拠点として再整備するため、動物指導センターの建替えに向けた設計を実施

堺の未来への挑戦

● 百舌鳥古墳群における「保全」と「活用」の推進

- ・世界の墳墓をテーマにした古墳サミットを開催し「百舌鳥・古市古墳群」の価値や魅力を発信
- ・世界遺産登録5周年を迎え、関係自治体と連携した記念イベントや堺市博物館での企画展を開催
- ・古墳の濠の水環境を改善する取組を実施

● 新金岡地区活性化の推進

- ・新金岡地区の持つポテンシャルを最大限に活かした地区活性化に向け、土地活用の方向性や整備手法を検討

● SMIプロジェクトの推進

- ・堺都心部の活性化や東西交通問題の改善などをめざして取組を実施
- ・SMI（堺・モビリティ・イノベーション）都心ラインの乗降場所となるART（次世代都市交通）ステーションを暫定的に整備し、自動運転車両による実証実験を実施
- ・SMI 美原ラインにおいて本格運行を見据えた実証実験を実施

● 中小企業の生産性向上・賃上げに向けた取組への支援

- ・DX推進のための人材育成やデジタルツール導入の費用を補助
- ・一定以上の賃上げを行う中小企業が運転資金などに必要な融資を受ける際の保証料を全額助成

● スタートアップ向けオフィス整備の促進（中百舌鳥エリア）

- ・オフィスのリノベーション費用への補助及び新たにオフィスを開設する起業家への賃料補助を拡充

● 女性就職支援及び非正規雇用者の転職支援

- ・平日夜間などでも利用可能な相談や短時間勤務など希望に応じた求人の紹介などを実施

● 「堺エネルギー地産地消プロジェクト」の推進

- ・脱炭素先行地域として、建物の省エネ・創エネに加え、再エネ由来の電力供給を組み合わせた取組を実施
- ・都心エリアにおいて公共施設（市役所本庁舎など）の脱炭素化
- ・泉北ニュータウンエリアにおいて「ゼロエネルギータウン」を創出

● 2025年大阪・関西万博の開催に向けた取組

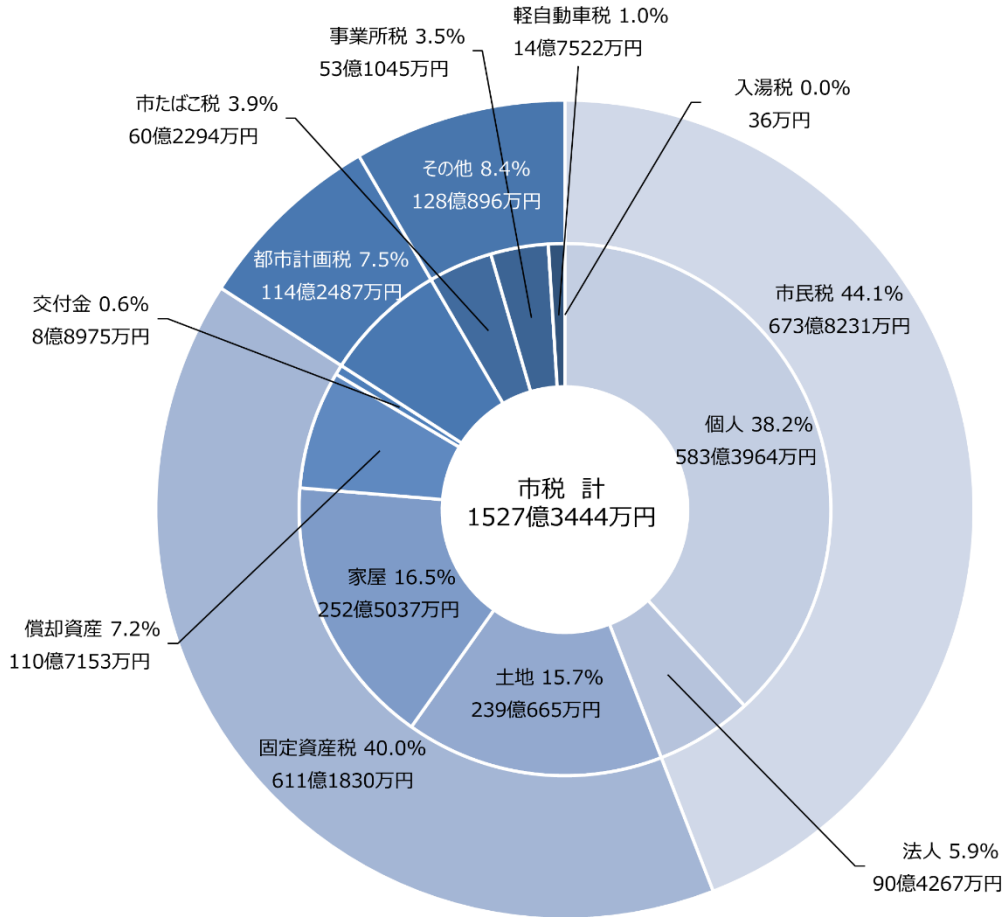
- ・大阪・関西万博の開催効果を最大化するため、万博の機運醸成と堺の魅力発信を強化
- ・国内外からの誘客促進に向け、インバウンドを含む団体ツアーの費用補助や市役所21階展望ロビーのリニューアル、鉄道事業者などと連携した観光キャンペーンなどを実施
- ・子どもたちの国際感覚の醸成、未来に向けた行動につながる取組などを実施

● （仮称）大和川サイクルラインなどの整備・利用促進

- ・サイクルラインや接続する路線において安全で快適に自転車が通行できる環境などを整備
- ・完成披露イベントの実施や情報発信により利用を促進

4. 令和6年度の市税収入見込み

令和6年度当初予算の市税収入は1527億3444万円と前年度から3.0%減少すると見込んでいます。そのうち、市民税が673億8231万円、固定資産税が611億1830万円と、この両税で全体の84.1%を占めています。



大阪府内の公立学校 児童・生徒一人当たりの年間教育費の公費負担額

(令和2年度)



小学生
約 975,000 円

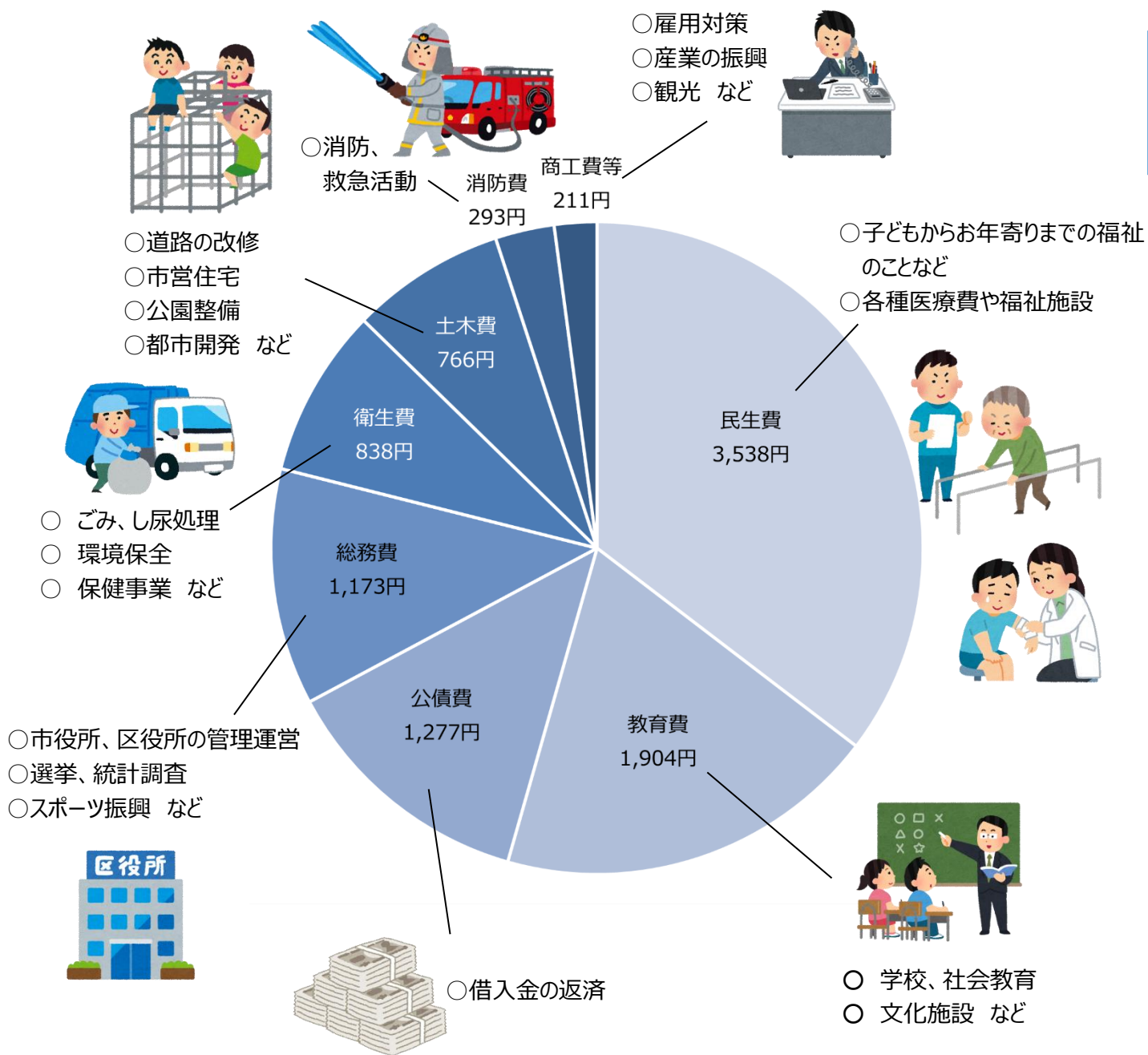


中学生
約 1,122,000 円
高校生 (全日制)
約 1,063,000 円

「令和5年度版 わたしたちの生活と税」(大阪府租税教育推進連絡協議会発行) より

市税 10,000 円のつかいみち

市民のみなさんに納めていただく市税額を一人当りに換算すると、188,364 円になります。
市税 10,000 円当たりでは、次のような割合でみなさんの生活に有効に活かされています。



市民一人当たりの予算額 : 576,557 円 ※令和 6 年度一般会計予算から

◎市民一人当たりにかかる主な経費

市民一人当たり運営費などが年間どのくらいかかるか、令和 6 年度予算で計算してみました。

ごみ処理	消防・救急	市民の健康づくり
30,231 円/世帯	13,024 円/人	19,556 円/人

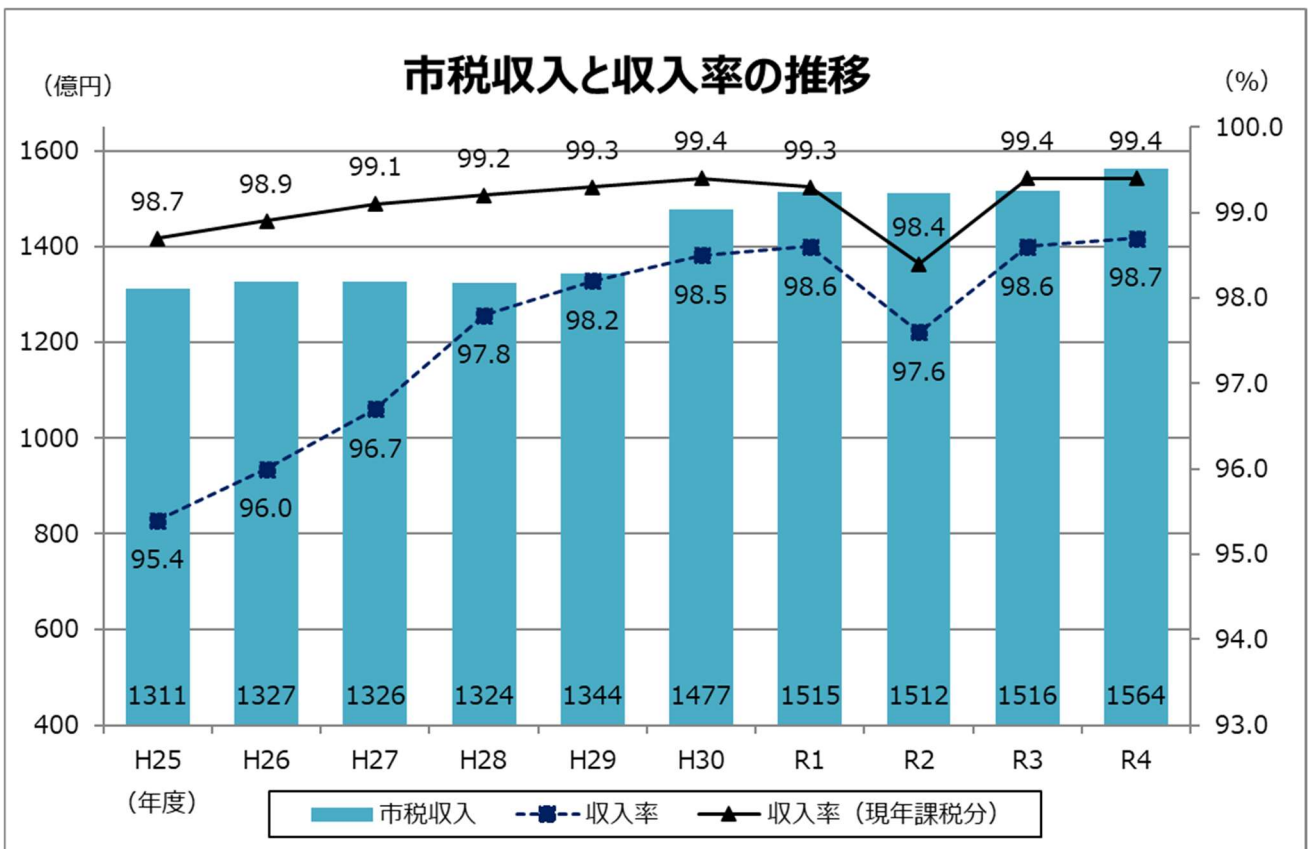
5. 市税の現状と市税収入確保に向けた取組

(1) 市税の現状

令和 4 年度市税収入は、給与収入に係る納税義務者数、一人当たり所得および営業所得増の影響などにより、個人市民税を中心に、市税全体として増加しました。

令和 5 年度市税収入の当初予算は、納税義務者数や一人当たり所得の増、家屋の新增築などの影響により、前年度を上回ると見込みました。

令和 6 年度市税収入の当初予算は、地価上昇や家屋の新增築などの影響があるものの、個人市民税において経済対策として実施される定額減税の影響により、前年度を下回ると見込んでいます。



(2) 市税収入の確保に向けた取組

① 税源の充実

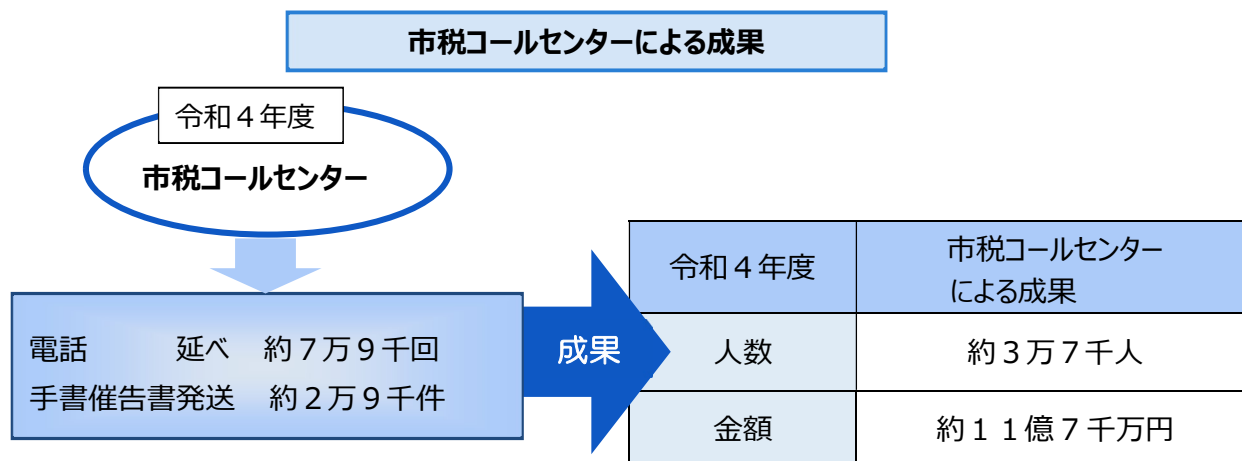
市税収入を確保するためには、税収の源となる人や企業が市内に集まるような取組を行うことが重要です。堺市では、保育料無償化などの子育て支援の強化による人口誘導策や、税制優遇による企業誘致策（堺市イノベーション投資促進条例）などに積極的に取り組んでいます。その他にも、大阪府で初めて世界遺産に登録された百舌鳥・古市古墳群のPRに関する取組や、泉北ニュータウンの再生に向けた取組などで、堺の魅力を国内外に発信し、未来の納税者や交流人口の増加を図っています。

このように、市民サービスの向上、企業活動の促進、堺の魅力向上に取り組むことは、市税収入を中長期的に確保することにつながります。

② 徴収対策の強化

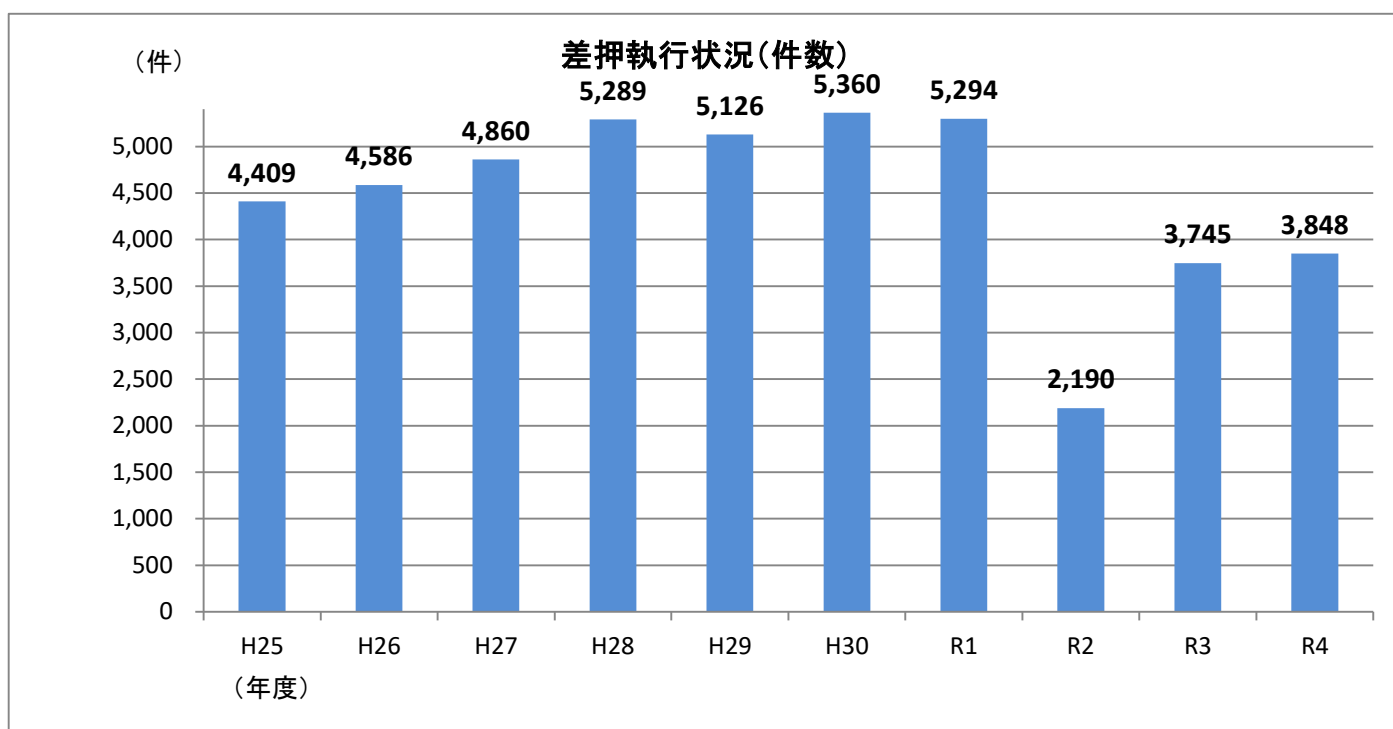
市では、多様な市民ニーズに対応する質の高い行政サービスを提供するとともに、納期内に納付した方との公平を保つために市税の徴収を強化してきました。

平成 17 年度から、市税の早期確保と滞納の未然防止を図るために、全国に先駆けて民間を活用した市税コールセンターを設置して、電話での納付案内や文書による催告書の作成・発送を行っています。



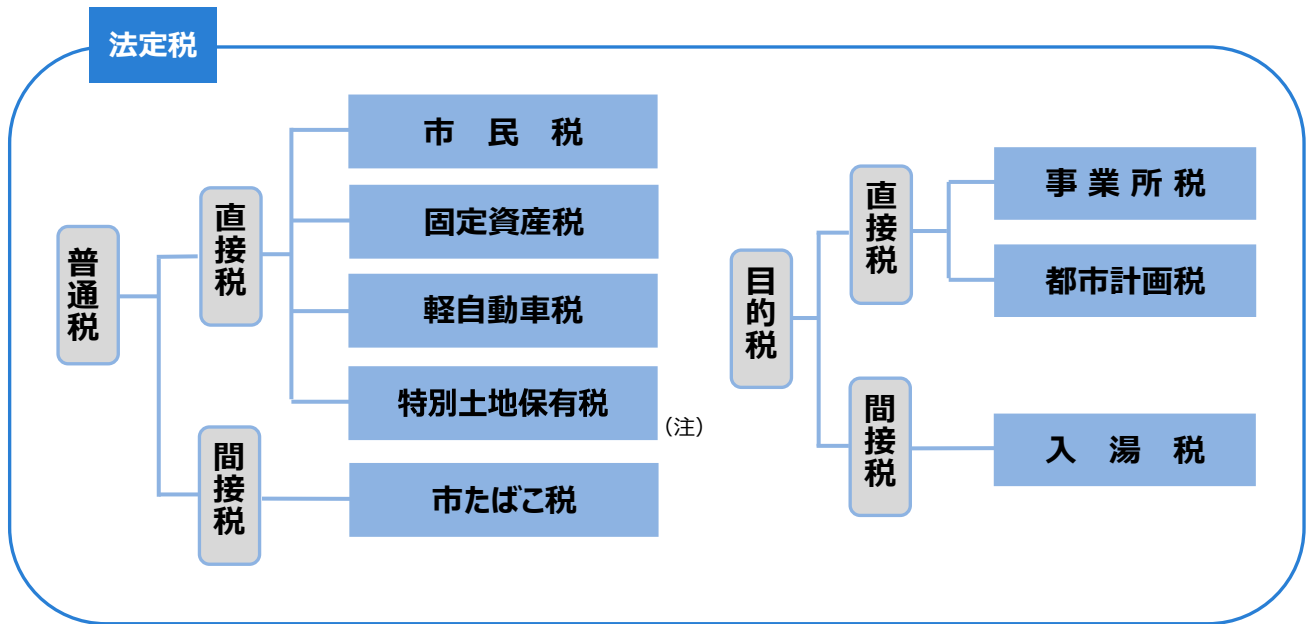
なお、市税コールセンターと市職員が役割を分担し、未納の初期段階の方へは市税コールセンターが対応し、それでも納付がない方は市職員が引き継いで積極的な滞納整理を行うこととし、滞納の縮減に努めています。

また、平成 21 年度からは、差押等の滞納処分を行うにあたっての事前の準備である財産調査について、大量・定型的に発生するその補助業務を民間事業者に委託することで集約・効率化しています。調査で財産が判明したものは、市職員が速やかに滞納処分を行っています。



第3章 市税のあらまし

堺市には、令和6年4月1日現在で8種類の市税があります。



(注) 特別土地保有税は、平成15年度から課税停止になっています。

税の分類

● 普通税と目的税

税の使いみちが特定されていないか特定されているかで、普通税と目的税とに分類できます。使いみちが特定されていない普通税は、市が行うさまざまな事業や施策の費用に充てることができます。一方、目的税は、その使いみちが法律・条例により特定されている税です。例えば、事業所税は都市環境の整備などの費用に、都市計画税は都市計画事業などの費用に充てられます。

● 直接税と間接税

直接税とは、税を負担する方が直接納める税を、間接税とは、税を納める方と実際に負担する方が異なる税をいいます。例えば市たばこ税の場合、税を負担しているのはたばこを買った方ですが、納税するのはたばこの製造業者などです。

● 法定税と法定外税

地方公共団体が課する地方税は、地方税法に定めのある法定税と、地方公共団体の条例に基づき独自に課税する法定外税とに分類できます。

さらに法定外税は、法定外普通税と法定外目的税とに分けることができます。現在、堺市では、法定外税はありません。

1. 市民税

市では、日常生活に直接結びついたさまざまな行政サービスを提供しています。そのために必要な費用を、広く多くの市民の方に負担していただく税が市民税です。

市民税には、個人の市民税と法人の市民税があり、所得の多少にかかわらず一定の額を負担していただく均等割額と、所得に応じて負担していただく所得割額（法人の市民税は法人税額に応じて負担していただく法人税割）からなっています。

また、個人の市民税と同じような税に個人の府民税があります。個人の府民税は、課税や納税のしくみは個人の市民税と同じですので、堺市で手続きをまとめて行い、大阪府へ払い込んでいます。

市民税と府民税とを総称して住民税と呼ぶこともあります。

個人の市民税

▶お問合せ

市民税課 (P95,96)

● 個人の市民税を納める人（納税義務者）

納税義務者	納めるべき税額		
	均等割額	所得割額	森林環境税（国税）
区内に住所がある個人	○	○	○
区内に事務所、事業所又は家屋敷があり、その区内に住所がない個人	○	—	—

- ※ 区内に住所があるかどうか、また事務所などがあるかどうかは、その年の1月1日（賦課期日）現在の状況で判断されます。
- ※ 森林環境税（国税）とは、2024（令和6）年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税です。
- ※ 政令指定都市では区単位で課税するため、たとえば、南区に住所があり中区に事務所をお持ちの方は、南区で均等割額、所得割額、森林環境税（国税）が、中区で均等割額が課税されます。

● 市民税がかからない人（非課税の人）

均等割額、所得割額、森林環境税（国税）がかからない 〔非課税〕	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ○ 1月1日現在、障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額^{（注1）}が135万円以下[※]の人（※給与の収入金額では204万4千円未満） ○ 扶養家族がなく、前年中の合計所得金額が45万円以下の人 ○ 扶養家族があり、前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人 35万円×家族数（本人+同一生計配偶者^{（注2）} + 扶養親族^{（注3）}の数） + 31万円
------------------------------------	--

● 所得割額がかからない人（均等割額・森林環境税（国税）のみかかる人）

所得割額がかからない	<ul style="list-style-type: none"> ○ 扶養家族がなく、前年中の総所得金額等^{（注1）}が45万円以下の人 ○ 扶養家族があり、前年中の総所得金額等が次の算式で求めた額以下の人 35万円×家族数（本人+同一生計配偶者^{（注2）} + 扶養親族^{（注3）}の数） + 42万円
------------	--

（注1） 合計所得金額：損失の繰越控除前の**総所得金額等**

||

総所得金額、山林所得金額、土地建物等の譲渡所得金額（特別控除前）、株式等の譲渡所得金額（損益通算及び繰越控除後）などの合計額

（注2） 合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者

（注3） 16歳未満の扶養親族も含む

● 税額の計算方法

$$\text{均等割額} + \text{所得割額} + \text{森林環境税（国税）} = \text{税額（100円未満切り捨て）}$$

■ 均等割額（年額）

市民税	府民税	合計
3,000円	1,300円	4,300円

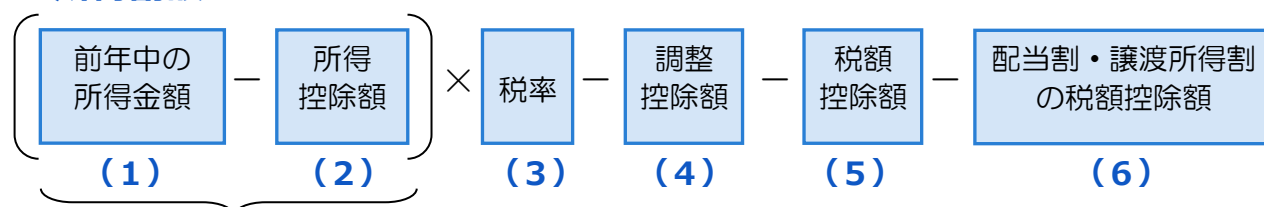
※東日本大震災をふまえ、地方公共団体が実施する緊急防災・減災事業の財源を確保するため、平成26年度から税額を500円ずつ引き上げていましたが、令和5年度で終了しました。

※大阪府では、平成28年度から令和9年度まで、森林及び都市の緑の有する公益的機能を維持増進するための環境整備に係る施策に必要な財源を確保するため、府民税均等割額に300円加算しています。

森林環境税（府民税）のお問合せ：府民お問い合わせセンター「ピピッとライン」

電話 06-6910-8001 <平日 午前9時～午後6時>、土・日曜日と祝日・年末年始は休み

■ 所得割額



課税所得金額（1,000円未満切り捨て）

※（1）～（6）についてP13～P23に説明を載せています。

所得の計算で出た1円未満の端数は切り捨て、控除の計算で出た1円未満の端数は切り上げます。

■ 森林環境税（国税）

均等割額と併せて年額1,000円が徴収されます。

（1）所得金額の求め方

所得金額は、所得の種類によって次の表のとおり求めます。

一般に、（収入－必要経費）で計算します。

所得の種類		所得金額の求め方	
給与所得	給料、賞与など	収入金額－給与所得控除額－所得金額調整控除→P14,15	
雑所得	他に あてはまらない 所得	公的年金等	収入金額－公的年金等控除額→P15,16
		業務 ^(注1)	収入金額－必要経費
		その他 ^(注2)	
利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額＝所得金額 ※一律20.315%（国15.315%、府5%）が源泉分離課税されます。 ^(注3) ただし、源泉分離課税されていないものは申告が必要です。	
配当所得 ^(注4)	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子	
不動産所得	家賃、地代、権利金など	収入金額－必要経費	

所得の種類		所得金額の求め方	
事業所得	事業から生じる所得	収入金額－必要経費	
一時所得	生命保険契約等に基づく一時金、賞金、懸賞当選金など	収入金額－必要経費－特別控除額 ^(注5) ※一時所得の金額は2分の1の額を総所得金額 ^(注6) に算入します。	
退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額) × 1 / 2 →P79	
山林所得	山林を売ったことによる所得	収入金額－必要経費－特別控除額 ^(注5)	
譲渡所得	資産を売ったことによる所得	土地・建物	収入金額－(取得費・譲渡費用) →P75
		株式等 ^(注7)	収入金額－(取得費・譲渡費用・借入金利子等)
		その他	収入金額－(取得費・譲渡費用)－特別控除額 ^(注5) ※長期譲渡所得の金額は2分の1の額を総所得金額 ^(注6) に算入します。

(注1) シルバー人材センターの配分金、講演料、原稿料など

(注2) 個人年金など

(注3) 特定公社債の利子所得を申告する場合は、申告分離課税となり確定申告が必要です。

(注4) 上場株式等にかかる配当所得を申告する場合は、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択できますが、確定申告が必要です。

(注5) 一時所得、山林所得、譲渡所得(土地・建物、株式等以外)の特別控除額は、最高50万円です。

(注6) 総所得金額とは、上記の所得の種類のうち、分離課税される所得(退職所得、山林所得、土地・建物、株式等にかかる譲渡所得、先物取引にかかる雑所得等)を除いた各種所得金額の合計額です。

(注7) 特定公社債と一般公社債等を含みます。

■ 非課税所得について

次のような所得は、市民税、府民税、森林環境税(国税)が課税されません。

- ・遺族年金、障害年金 ・損害保険金、損害賠償金、慰謝料 ・雇用保険の失業等給付
- ・給与所得者の通勤手当(上限あり)、出張旅費 ・宝くじの当選金
- ・国や自治体の実施する子育てに係る施設 ・サービスの利用料に対する助成金 など

給与所得の求め方

給与所得は、収入金額から給与所得控除額を差し引いて計算します。給与所得の金額は次の表で計算します。

給与等の収入金額	給与所得金額
1円 ～ 550,999円	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	収入金額 - 550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	端数整理額 [※] × 0.6 + 100,000円
1,800,000円 ～ 3,599,999円	端数整理額 [※] × 0.7 - 80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	端数整理額 [※] × 0.8 - 440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円 以上	収入金額 - 1,950,000円

※端数整理額とは・収入金額 ÷ 4,000 = (A) (小数点以下切り捨て)、(A) × 4,000 = 端数整理額

■ 所得金額調整控除について

次の（１）又は（２）の要件に該当する場合、計算後の給与所得金額から所得金額調整控除額を差し引きます。なお、（１）と（２）の両方の要件に該当する場合は、それぞれ適用します。

（１）給与等の収入金額が850万円を超え、次の1～3のいずれかの要件に該当する場合、給与所得金額から下記の計算式で算出した所得金額調整控除額を控除します。

1. 本人が特別障害者である場合
2. 23歳未満の扶養親族を有する場合
3. 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合

※ 上記2と3の扶養親族や配偶者については、他の親族の扶養控除等と重複して適用することができます。

所得金額調整控除額 = (給与等の収入金額 (上限 1000 万円) - 850 万円) × 10%

※ 1円未満の端数は切り上げます。

（２）給与所得と公的年金等雑所得がどちらもあり、その合計金額が10万円を超える場合、給与所得金額から下記の計算式で算出した所得金額調整控除額を控除します。

所得金額調整控除額 = 給与所得 (上限 10 万円) + 公的年金等雑所得 (上限 10 万円) - 10 万円

※ マイナスの場合は0円となります。

公的年金等雑所得の求め方

公的年金等雑所得は、収入金額から**公的年金等控除額**を差し引いて計算します。公的年金等雑所得金額は、公的年金等雑所得以外の合計所得金額に応じて、以下の表で計算します。

（1円未満切り捨て）

【公的年金等雑所得以外の合計所得金額が1000万円以下の場合】

受給者の年齢	公的年金等の収入合計	公的年金等雑所得金額
前年の 12月31日の 時点で 65歳未満の方 <small>（令和6年度の場合、 昭和34年1月2日 以降に生まれた人）</small>	600,000円 以下	0円
	600,001円 ～ 1,299,999円	収入金額 - 600,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	収入金額×0.75 - 275,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	収入金額×0.85 - 685,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	収入金額×0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円 以上	収入金額 - 1,955,000円
前年の 12月31日の 時点で 65歳以上の方 <small>（令和6年度の場合、 昭和34年1月1日 以前に生まれた人）</small>	1,100,000円 以下	0円
	1,100,001円 ～ 3,299,999円	収入金額 - 1,100,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	収入金額×0.75 - 275,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	収入金額×0.85 - 685,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	収入金額×0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円 以上	収入金額 - 1,955,000円

【公的年金等雑所得以外の合計所得金額が1000万円を超え2000万以下の場合】

受給者の年齢	公的年金等の収入合計	公的年金等雑所得金額
前年の12月31日の時点で65歳未満の方 <small>(令和6年度の場合、昭和34年1月2日以降に生まれた人)</small>	500,000円 以下	0円
	500,001円 ~ 1,299,999円	収入金額 - 500,000円
	1,300,000円 ~ 4,099,999円	収入金額×0.75 - 175,000円
	4,100,000円 ~ 7,699,999円	収入金額×0.85 - 585,000円
	7,700,000円 ~ 9,999,999円	収入金額×0.95 - 1,355,000円
	10,000,000円 以上	収入金額 - 1,855,000円
前年の12月31日の時点で65歳以上の方 <small>(令和6年度の場合、昭和34年1月1日以前に生まれた人)</small>	1,000,000円 以下	0円
	1,000,001円 ~ 3,299,999円	収入金額 - 1,000,000円
	3,300,000円 ~ 4,099,999円	収入金額×0.75 - 175,000円
	4,100,000円 ~ 7,699,999円	収入金額×0.85 - 585,000円
	7,700,000円 ~ 9,999,999円	収入金額×0.95 - 1,355,000円
	10,000,000円 以上	収入金額 - 1,855,000円

【公的年金等雑所得以外の合計所得金額が2000万円を超える場合】

受給者の年齢	公的年金等の収入合計	公的年金等雑所得金額
前年の12月31日の時点で65歳未満の方 <small>(令和6年度の場合、昭和34年1月2日以降に生まれた人)</small>	400,000円 以下	0円
	400,001円 ~ 1,299,999円	収入金額 - 400,000円
	1,300,000円 ~ 4,099,999円	収入金額×0.75 - 75,000円
	4,100,000円 ~ 7,699,999円	収入金額×0.85 - 485,000円
	7,700,000円 ~ 9,999,999円	収入金額×0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円 以上	収入金額 - 1,755,000円
前年の12月31日の時点で65歳以上の方 <small>(令和6年度の場合、昭和34年1月1日以前に生まれた人)</small>	900,000円 以下	0円
	900,001円 ~ 3,299,999円	収入金額 - 900,000円
	3,300,000円 ~ 4,099,999円	収入金額×0.75 - 75,000円
	4,100,000円 ~ 7,699,999円	収入金額×0.85 - 485,000円
	7,700,000円 ~ 9,999,999円	収入金額×0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円 以上	収入金額 - 1,755,000円

(2) 所得控除

所得控除は、その方に応じた税負担を求めするために、扶養親族がいる場合や、病気や災害などによる出費があった場合など、個人的な事情に応じて所得金額から差し引くものです。

表中「配偶者・親族等」とは、本人と生計を一にする配偶者や配偶者以外の親族（六親等内の血族、三親等内の姻族等）のことを言います。雑損控除においては総所得金額等48万円以下の方に限ります。

種類	対象・要件	控除額
雑損控除	前年中に、本人又は配偶者・親族等が所有する住宅・家財等に損害を受けた場合など	損失の金額（※） - 保険金などで補てんされる金額 = A ① Aの金額 - (総所得金額等×10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額 - 5万円 ①と②のどちらか多い金額 ※直前の時価（貴金属等は除く）

種類	対象・要件	控除額										
医療費控除 ①又は②の選択適用 (両方を選択することはできません。)	① 医療費控除 (→P86) 前年中に、本人又は配偶者・親族等の医療費を支払った場合	支払った金額－保険金などで補てんされる金額－①又は②のうち少ない金額 (限度額 200 万円) ① 総所得金額等×5% ② 10 万円										
	② 医療費控除の特例 (※) (セルフメディケーション税制) 前年中に、本人又は配偶者・親族等のスイッチOTC医薬品等を購入した場合	購入金額－保険金などで補てんされる金額－12,000 円 (限度額 88,000 円) 平成 30 年度～令和 9 年度 (10 年間) 適用 ※本人が健康の保持増進のために一定の取り組みをしている場合。										
社会保険料控除	前年中に、本人または配偶者・親族等 (※) の社会保険料を支払った場合	国民健康保険・国民年金保険・後期高齢者医療保険・介護保険など支払った社会保険料の金額 ※生計が一であっても、配偶者・扶養親族等が受け取る年金から引き落としされている社会保険料は、あなたの控除対象にはなりません。										
小規模企業共済等掛金控除	前年中に、小規模企業共済制度、心身障害者扶養共済制度、個人型確定拠出年金 (いわゆる「iDeCo」)、企業型確定拠出年金などの掛金を支払った場合	支払った掛金の金額										
生命保険料控除	前年中に、本人または配偶者その他の親族 (個人年金保険はその他の親族を除く) を受取人とする一般生命保険、介護医療保険や個人年金保険について支払った保険料がある場合	a 新一般生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料の場合 (平成 24 年 1 月 1 日以降に契約したもの)										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000 円以下</td> <td>支払保険料全額</td> </tr> <tr> <td>12,001 円～32,000 円</td> <td>支払額 × 1 / 2 + 6,000 円</td> </tr> <tr> <td>32,001 円～56,000 円</td> <td>支払額 × 1 / 4 + 14,000 円</td> </tr> <tr> <td>56,001 円以上</td> <td>28,000 円 (限度額)</td> </tr> </tbody> </table>	支払額	控除額	12,000 円以下	支払保険料全額	12,001 円～32,000 円	支払額 × 1 / 2 + 6,000 円	32,001 円～56,000 円	支払額 × 1 / 4 + 14,000 円	56,001 円以上	28,000 円 (限度額)
		支払額	控除額									
		12,000 円以下	支払保険料全額									
		12,001 円～32,000 円	支払額 × 1 / 2 + 6,000 円									
		32,001 円～56,000 円	支払額 × 1 / 4 + 14,000 円									
		56,001 円以上	28,000 円 (限度額)									
		b 旧一般生命保険料、旧個人年金保険料の場合 (平成 23 年 12 月 31 日までに契約したもの)										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000 円以下</td> <td>支払保険料全額</td> </tr> <tr> <td>15,001 円～40,000 円</td> <td>支払額 × 1 / 2 + 7,500 円</td> </tr> <tr> <td>40,001 円～70,000 円</td> <td>支払額 × 1 / 4 + 17,500 円</td> </tr> <tr> <td>70,001 円以上</td> <td>35,000 円 (限度額)</td> </tr> </tbody> </table>	支払額	控除額	15,000 円以下	支払保険料全額	15,001 円～40,000 円	支払額 × 1 / 2 + 7,500 円	40,001 円～70,000 円	支払額 × 1 / 4 + 17,500 円	70,001 円以上	35,000 円 (限度額)
		支払額	控除額									
15,000 円以下	支払保険料全額											
15,001 円～40,000 円	支払額 × 1 / 2 + 7,500 円											
40,001 円～70,000 円	支払額 × 1 / 4 + 17,500 円											
70,001 円以上	35,000 円 (限度額)											
c 新契約・旧契約両方の保険料がある場合												
① 一般生命保険分、個人年金保険分のそれぞれにつき、新・旧の保険料ごとに a、b により計算												
② 「旧保険料控除額」(限度額 35,000 円)と「旧保険料控除額+新保険料控除額」(限度額 28,000 円)を比較し、大きい方を適用												
③ 計算した一般生命保険分、介護医療保険分、個人年金保険分を合計する。合計の最高限度額は 70,000 円												

種類	対象・要件	控除額			
地震保険料控除	前年中に地震保険料、旧長期損害保険料（※）について支払った保険料がある場合 ※旧長期損害保険料は、平成18年末までに契約を締結したものが対象	a 地震保険料の場合			
		支払額	控除額		
		50,000円以下	支払保険料×1/2		
		50,001円以上	25,000円（限度額）		
		b 旧長期損害保険料の場合			
		支払額	控除額		
5,000円以下	支払保険料全額				
5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円				
15,001円以上	10,000円（限度額）				
c aとbの両方がある場合 地震保険料についてaで求めた額+旧長期損害保険料についてbで求めた額（限度額25,000円）					
勤労学生控除	前年中の合計所得金額が75万円以下であり、勤労によらない所得金額が10万円以下の学生（※）	26万円 ※学校教育法による高校・大学・大学院、又は一定の課程を履修させる専修学校・各種学校・職業訓練法人（学校の長が証明する場合）			
障害者控除	本人、同一生計配偶者又は扶養親族（※1）が身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の発行を受けている場合など （※1）16歳未満の扶養親族も含む （※2）お住まいの区の地域福祉課から「障害者控除認定書」の交付を受けた場合	控除額			
		障害者の程度	本人 同一生計配偶者又は扶養親族（1人につき）		
		障害者	26万円		
		特別障害者	30万円		
		同居特別障害者	53万円		
		（※2）障害者手帳がない場合でも、年齢65歳以上で、障害の程度が障害者に準ずると認められる方も該当する場合あり		【特別障害者の控除を適用できる方】 ・身体障害者手帳→身体上の障害の程度が1級又は2級 ・療育手帳→A ・精神障害者保健福祉手帳→障害等級が1級 ・被成年後見人の方 など	
寡婦控除	夫と離婚した後再婚していない方で、合計所得金額が48万円以下の子以外の扶養親族（※）があり、本人の前年の合計所得金額が500万円以下の場合 または、 夫と死別した後再婚していない方又は夫の生死の明らかでない方で、本人の前年の合計所得金額が500万円以下の場合	事由	扶養親族	合計所得金額	控除額
		離別	子以外の扶養親族	500万円以下	26万円
		死別 生死不明	要件なし		
		住民票の続柄に「夫（未届）」の記載がある場合は、適用されません。 ※他の方の同一生計配偶者や扶養親族とされている親族は除く			

種類	対象・要件	控除額			
ひとり親控除	現に婚姻していない方又は配偶者の生死の明らかでない方で、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子（※）があり、本人の前年の合計所得金額が500万円以下の場合	事由	扶養親族	合計所得金額	控除額
		要件なし	子	500万円以下	30万円
住民票の続柄に「夫（未届）」または「妻（未届）」の記載がある場合は、適用されません。					
※他の方の同一生計配偶者や扶養親族とされている子は除く					
配偶者控除 (事業専従者は除く)	配偶者の合計所得金額		あなたの合計所得金額		
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
	48万円以下	70歳未満 70歳以上	33万円 38万円	22万円 26万円	11万円 13万円
配偶者特別控除（※） (事業専従者は除く) ※あなたの合計所得金額が1000万円を超える場合、控除はありません。 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。	配偶者の合計所得金額		あなたの合計所得金額		
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
	48万円超 100万円以下		33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円
133万円超		0円	0円	0円	
扶養控除 (事業専従者は除く)	前年中の合計所得金額が48万円以下の、生計を一にする扶養親族を有する場合 ※扶養親族が国外居住親族の場合は、扶養控除の適用が次の(1)～(3)までのいずれかに該当する扶養親族に限られます。 (1) 16歳以上30歳未満で、扶養控除を申告する納税義務者から前年中に生活費又は教育費をもらっている (2) 70歳以上で、扶養控除を申告する納税義務者から前年中に生活費又は教育費をもらっている (3) 30歳以上70歳未満で、扶養控除を申告する納税義務者から前年中に生活費又は教育費をもらっており、次の①から③までのいずれかに該当する ①留学生 ②障害者 ③扶養控除を申告する納税義務者から前年中に生活費又は教育費を38万円以上もらっている	扶養親族の年齢		控除額	
		年少	扶養親族が16歳未満 (平成20年1月2日以降生)	0円	
		一般	16歳以上19歳未満 (平成17年1月2日生～平成20年1月1日生)	33万円	
		特定	19歳以上23歳未満 (平成13年1月2日生～平成17年1月1日生)	45万円	
		一般	23歳以上70歳未満 (昭和29年1月2日生～平成13年1月1日生)	33万円	
		老人	70歳以上 (昭和29年1月1日以前生)	38万円	
		同居老親等	70歳以上の内、あなたや配偶者の直系尊属(父母等)であなたや配偶者と同居している場合	45万円	

種類	対象・要件	控除額	
		あなたの合計所得金額	控除額
基礎控除	前年の合計所得金額が 2500万円以下の場合	2400万円以下	43万円
		2400万円超 2450万円以下	29万円
		2450万円超 2500万円以下	15万円
		2500万円超	0円

※ 表中の人的控除は12月末日現在の状況によります。

(3) 税率

市民税	府民税	合計
8%	2%	10%

※ 土地・建物等の分離譲渡所得にかかる税率などについては →P75

(4) 調整控除

合計所得金額が2500万円以下の方を対象に、下記の計算によって算出された金額を、所得割額から控除します。(これは、平成19年度税制改正により行われた税源移譲の前後で、市民税・府民税と所得税とを合わせた税負担が変わることのないようにするためです。)

■ 合計課税所得金額[※]が200万円以下の場合

次の①、②のどちらか少ない額の5% (市民税4%、府民税1%)

- ① 人的控除額の差 (↓下表) の合計額
- ② 合計課税所得金額[※]

■ 合計課税所得金額[※]が200万円を超える場合

$\{ \text{人的控除額の差 (↓下表) の合計額} - (\text{合計課税所得金額}^{\text{※}} - 200 \text{万円}) \} \times 5\%$

↑この額が5万円に満たない場合は5万円

(市民税4%、府民税1%)

※ 合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額をいい、長期譲渡所得等の分離課税に係る所得額は含みません。

【市民税・府民税と所得税の人的控除額の差】

所得控除項目		市民税・府民税	所得税	人的控除額の差
勤労学生控除		26万円	27万円	1万円
障害者控除	その他	26万円	27万円	1万円
	特別	30万円	40万円	10万円
	同居特別	53万円	75万円	22万円
寡婦控除		26万円	27万円	1万円
ひとり親	母	30万円	35万円	5万円
	父	30万円	35万円	(注1) 1万円
扶養控除	一般	33万円	38万円	5万円
	特定	45万円	63万円	18万円
	老人	38万円	48万円	10万円
	同居老親等	45万円	58万円	13万円
基礎控除	本人の合計所得 2400万円以下	43万円	48万円	5万円
	本人の合計所得金額 2400万円超 2450万円以下	29万円	32万円	(注2) 5万円
	本人の合計所得金額 2450万円超 2500万円以下	15万円	16万円	(注2) 5万円

(注1) 調整控除の算出では「ひとり親控除の父」に係る人的控除額の差は、旧の「寡夫控除」市民税・府民税 26 万円と所得税 27 万円の差額の 1 万円となります。

(注2) 調整控除の算出では「基礎控除」に係る人的控除額の差は、5 万円で行います。

<配偶者控除・配偶者特別控除の人的控除額の差>

配偶者の 合計所得金額		あなたの合計所得金額 (※)									
		900 万円以下			900 万円超 950 万円以下			950 万円超 1000 万円以下			
		市民税 府民税	所得税	人的控除 額の差	市民税 府民税	所得税	人的控除 額の差	市民税 府民税	所得税	人的控除 額の差	
配偶者 控除	48 万円 以下	70 歳未満	33 万円	38 万円	5 万円	22 万円	26 万円	4 万円	11 万円	13 万円	2 万円
		70 歳以上	38 万円	48 万円	10 万円	26 万円	32 万円	6 万円	13 万円	16 万円	3 万円
配偶者 特別 控除	48 万円超 50 万円未満		33 万円	38 万円	5 万円	22 万円	26 万円	4 万円	11 万円	13 万円	2 万円
	50 万円以上 55 万円未満		33 万円	38 万円	(注)3 万円	22 万円	26 万円	(注)2 万円	11 万円	13 万円	(注)1 万円
	55 万円以上 95 万円以下		33 万円	38 万円	(注)0 円	22 万円	26 万円	(注)0 円	11 万円	13 万円	(注)0 円
	95 万円超 100 万円以下		33 万円	36 万円	(注)0 円	22 万円	24 万円	(注)0 円	11 万円	12 万円	(注)0 円
100 万円超		同額		0 円	同額		0 円	同額		0 円	

※ あなたの合計所得金額が 1000 万円を超える場合、控除はありません

(注) 調整控除の算出で使用する人的控除額の差は、当該記載金額を使用します。

(5) 税額控除

① 配当控除

配当所得があり、配当控除の適用がある場合は、所得割額からその控除額を差し引くことができます。

$$\text{配当控除額} = \text{配当所得} \times \text{控除率 (下記参照)}$$

※ただし、申告分離課税を選択した場合 (P23) は、配当控除の適用はありません。

【配当控除の控除率】

課税総所得金額等 配当の種類		1 千万円以下の部分		1 千万円超の部分	
		市民税	府民税	市民税	府民税
一般の配当(株式等)		2.24%	0.56%	1.12%	0.28%
証券投資信託	下記以外	1.12%	0.28%	0.56%	0.14%
	一般外貨建等 証券投資信託	0.56%	0.14%	0.28%	0.07%

※ただし、外国法人から受ける利益の配当、建設利息、基金利息及び特定外貨建等証券投資信託の収益の分配等は、配当控除の適用はありません。

② 住宅借入金等特別税額控除 (住宅ローン控除)

○対象となる方

平成 26 年から令和 5 年 12 月 31 日までに入居し、所得税で住宅ローン控除の適用を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある方。

○控除額

所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれない額と次の額を比較し、どちらか少ない額を市民税・府民税の所得割額から控除します。

【平成 26 年 3 月までの入居分】

所得税の課税総所得金額等の 5% (上限 97,500 円)

【平成 26 年 4 月から令和 3 年 12 月までの入居分】

所得税の課税総所得金額等の 7% (上限 136,500 円) (注)

(注) ただし、消費税率 8% 又は 10% が適用される住宅取引が対象で、これ以外の場合の控除限度額は所得税の課税総所得金額等の 5% (上限 97,500 円) となります。

【令和 4 年 1 月から令和 5 年 12 月までの入居分】

所得税の課税総所得金額等の額の 5% (上限 97,500 円)

(注) 令和 4 年中の入居者で特例の延長等に該当する場合は、控除限度額が課税総所得金額等の 7% (上限 136,500 円) となります。

詳しくは、国土交通省ホームページ「住宅ローン減税」をご確認ください。

○適用方法

勤務先での年末調整や、税務署への確定申告により所得税の「住宅借入金等特別控除」を受けた方は、その内容に基づき市民税・府民税の住宅ローン控除を適用します。

③寄附金税額控除

下表に記載の寄附をした場合、市へ申告することで、下表の計算方法により算出した合計額を所得割額から控除します。

	寄附の対象	控除額の計算方法
基本控除額	<ul style="list-style-type: none"> 全国の都道府県、市町村、特別区に対する寄附金 大阪府共同募金会又は日本赤十字社大阪府支部に対する寄附金で、総務大臣の承認を得たもの 	$(\text{寄附金額}^{(注1)} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\%$ ※市民税・府民税の所得割額から控除
基本控除額 (条例指定分)	堺市の条例で指定する寄附金	$(\text{寄附金額}^{(注1)} - 2,000 \text{ 円}) \times 8\%$ ※市民税の所得割額から控除
	大阪府の条例で指定する寄附金	$(\text{寄附金額}^{(注1)} - 2,000 \text{ 円}) \times 2\%$ ※府民税の所得割額から控除
特例控除額 (ふるさと納税)	全国の都道府県、市町村、特別区に対する寄附金 (総務大臣の指定を受けた団体に限る)	$(\text{対象団体への寄附金の合計額} - 2,000 \text{ 円}) \times \text{適用割合}^{(注2)}$ ※市民税・府民税の所得割額から控除 ※控除額は市民税・府民税の所得割額の 20% が上限

(注1) 控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等 (P12) の 30% が上限

(注2) 適用割合は次の表のとおり (人的控除額の差は、P 20 をご覧ください。)

課税総所得金額から人的控除の差額を控除した額 ※	適用割合	課税総所得金額から人的控除の差額を控除した額 ※	適用割合
195 万円以下	84.895%	900 万円超 1800 万円以下	56.307%
195 万円超 330 万円以下	79.79%	1800 万円超 4000 万円以下	49.16%
330 万円超 695 万円以下	69.58%	4000 万円超	44.055%
695 万円超 900 万円以下	66.517%		

※課税総所得金額：総所得金額から所得控除の合計額を控除した金額 (総所得金額がなく、分離課税にかかる所得のみの場合は、上記の適用割合の表と異なる適用割合になります。)

ふるさと納税ワンストップ特例制度

都道府県や市区町村に寄附をした場合、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出することで、確定申告をせずにふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用を受けることができる制度です。（総務大臣の指定を受けた団体に限る）

ただし、寄附先が6団体以上の方は確定申告が必要となります。また、所得税の確定申告や市民税・府民税の申告をする方は、ふるさと納税に係る寄附金も併せて申告する必要があります。

● 寄附金税額控除（ふるさと納税など）申告方法

申告書の次の欄に寄附金の金額を必ず記入してください。**記入がない場合は、市民税・府民税の寄附金税額控除が適用されませんのでご注意ください。**

- ・確定申告書：第二表「住民税・事業税に関する事項」の該当欄
- ・市民税・府民税申告書：「5 寄附金に関する事項」欄の該当区分

④ 外国税額控除

外国で所得税などを課税された所得がある場合で、所得税及び府民税所得割額から控除しきれなかった額は、所得税の外国税額控除限度額の24%を限度額として市民税所得割額から控除します。

（6）配当割額及び株式等譲渡所得割額の税額控除

配当割額又は株式等譲渡所得割額として住民税が特別徴収された配当所得や株式等の譲渡所得を申告した場合には、先に特別徴収された税額が所得割額から控除されます。

差し引くべき所得割額より先に特別徴収された税額の方が多く場合は、その差額が市民税・府民税・森林環境税又は未納税額に充当または委託納付、もしくは還付されます。

（7）課税の特例（分離課税）

所得割額を計算する場合、前年の所得金額については、原則全ての所得を合計して計算（「総合課税」といいます。）しますが、次の所得は、他の所得と分けて別の方法で所得割額を計算します。これを「分離課税」といいます。

- 退職所得 → P79
- 土地・建物等の譲渡所得 → P75～77

- 先物取引にかかる雑所得等

商品先物取引等にかかる雑所得等は、収入金額から委託手数料やその他の経費を差し引いて計算します。税率は市民税4%、府民税1%です。

- 株式等の譲渡所得 ^(注1)

区分	税率
上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、特定公社債など）の売却・償還等	市民税4%、府民税1%
上場株式等以外の株式等の売却	

- 上場株式等の配当所得 ^(注1)

上場株式等の配当所得は、確定申告の際に「総合課税」もしくは「申告分離課税」を選択できます。申告分離課税を選択した場合には配当控除は受けられませんが、上場株式等にかかる譲渡損失（同一年中又は過去3年以内に生じたもののうち（計算明細書を添付して確定申告をしているなどの）一定の要件を満たしたもの）との間で損益通算できます。

申告分離課税を選択した場合、税率は市民税4%、府民税1%です。

	確定申告等をする		確定申告等をしていない
	総合課税を選択	申告分離課税を選択	確定申告不要制度適用
税率 ^(注2)	所得税 5.105～45.945% (累進税率)、住民税 10%	所得税 15.315% 住民税 5%	所得税 15.315% 住民税 5%
配当控除	あり	なし	なし
上場株式等の譲渡損失との損益通算	できない	できる	できない ^(注3)
扶養控除等の判定	合計所得金額に含まれる	合計所得金額に含まれる ^(注4)	合計所得金額に含まれない

(注1) 源泉徴収「有」を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡所得及び上場株式の配当等にかかる配当所得からは住民税が特別徴収されるので、申告しないことも可能です。

(注2) 所得税の税率には復興特別所得税を加算しています。

(注3) ただし、同一の源泉徴収選択口座内において、損益通算されます。

(注4) 上場株式等にかかる譲渡損失との損益通算の特例の適用を受けている場合は、その適用後の金額。上場株式等にかかる譲渡損失の繰越控除の適用を受けている場合は、その適用前の金額。

○公社債にかかる利子・譲渡所得

		確定申告等をする (申告分離課税を選択)	確定申告等をしていない (確定申告不要制度適用)
税率 ^(注1)	特定公社債(利子・譲渡)	所得税 15.315% 住民税 5%	所得税 15.315% 住民税 5%
	一般公社債(利子)		
	一般公社債(譲渡)		
上場株式等の譲渡損失との損益通算	特定公社債(利子・譲渡)	できる ^(注2)	できない ^(注2)
	一般公社債(利子)	確定申告不可 ^(注2)	確定申告不可 ^(注2)
	一般公社債(譲渡)	できない	— ^(注3)
扶養控除等の判定	特定公社債(利子・譲渡)	合計所得金額に含まれる	合計所得金額に含まれない
	一般公社債(利子)	合計所得金額に含まれない	合計所得金額に含まれない
	一般公社債(譲渡)	合計所得金額に含まれる	— ^(注3)

(注1) 所得税の税率には復興特別所得税を加算しています。

(注2) 一般公社債(利子)は所得税15.315%・住民税5%合計20.315%源泉分離課税及び特別徴収されています。

(注3) 一般公社債(譲渡)は確定申告等の義務があります。

※ 特定公社債とは、国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債などをいいます。

(8) 申告と納税

■ 申告

1月1日現在堺市内に住所がある方は、毎年2月16日から3月15日(土曜日又は日曜日のときは翌月曜日)までに市民税・府民税申告書を提出してください。申告会場などは市税のホームページ(P65)や広報さかいでお知らせします。

ただし、次の方は市民税・府民税の申告をする必要はありません。

- 前年中に所得のなかった方(所得・課税証明書が必要な方、国民健康保険料・介護保険料・認定こども園等の利用料等の算定が必要な方は申告をしてください。)
- 所得税の確定申告をする方
- 前年中の所得が給与だけで、勤務先から堺市へ給与支払報告書が提出されている方
(※雑損控除、医療費控除、寄附金税額控除などの適用を受けようとする方は申告してください。)
- 前年中の所得が公的年金等だけで、前年中の収入金額が155万円以下(65歳未満の方は105万円以下)の方

前年中に所得がない場合でも、前年の課税状況によって、申告書を送付する場合があります。申告書はご自身で作成できますので、同封の申告の手引きを参照のうえご記入ください。提出は郵送をご利用ください。同封の返信用封筒（切手不要・普通郵便扱い）もご利用いただけます。

電子申告のご利用を！

個人の市民税・府民税（特別徴収）の給与支払報告書・特別徴収関係の切替申請書などの提出には、インターネットによる電子申告 eLTAX（エルタックス）をご利用ください。→P64

■納税方法

個人の市民税・府民税・森林環境税（国税）を納めていただくには、特別徴収と普通徴収の2つの方法があります。

○特別徴収

①会社などにお勤めの方（給与所得者）

給与の支払者（会社など）が、市からの通知に基づいて、1年分の税額を12回に分けて、6月から翌年の5月まで毎月の給与から差し引き、納めます。

②年金を受給している方（65歳以上の方）（※）

市からの通知に基づいて、税額を年金の支払月（偶数月）ごとに年金から差し引き、納めます。

○普通徴収

自営業の方など（特別徴収の対象者以外の方）

市から送付する納税通知書により納めていただきます。

納付方法は第4章市税の納付（P50）をご覧ください。

【納期限】（注）金融機関の休業日に当たる場合、翌営業日が納期限となります。

第1期	第2期	第3期	第4期
6月30日まで	8月31日まで	10月31日まで	翌年1月31日まで

※65歳以上の公的年金等所得者の公的年金からの特別徴収について

次のすべての項目に該当する方が対象となります。

- ・令和6年4月1日現在で65歳以上の方
- ・公的年金等の所得にかかる市民税・府民税・森林環境税（国税）が課税となる方
- ・年額18万円以上の老齢基礎年金、老齢年金、退職年金等を受給されている方
- ・堺市で介護保険料が老齢基礎年金、老齢年金、退職年金等から引き落としとなる方

特別徴収開始年度 <年税額が24,000円（年金所得のみ）の場合>

月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収方法	/	普通徴収			特別徴収	
税額		6,000円	6,000円	4,000円	4,000円	4,000円
算出方法		年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

2年目以降 <年税額が27,000円（年金所得のみ）の場合>

月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収方法	特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
税額	4,000円	4,000円	4,000円	5,000円	5,000円	5,000円
算出方法	前年度の公的年金等の所得にかかる年税額の1/6ずつ			（年税額－8月分までの徴収税額）の1/3ずつ		

個人の市民税・府民税と所得税の違い

■ 賦課課税と申告納税

市民税・府民税・・・賦課課税方式（市民税・府民税の申告書、所得税の確定申告書、給与支払報告書などの各種資料に基づいて課税します。）

所得税・・・・・・・申告納税方式（納税者が自分で税額を申告して納めます。）

■ 前年所得課税と現年所得課税

市民税・府民税・・・前年の所得に対してかかります。 所得税・・・今年の所得に対してかかります。

税目	課税時期	対象になる所得を得た時期	備考
市民税・府民税	令和6年度	令和5年1月1日～令和6年12月31日	令和6年6月に納税通知書送付
所得税	令和6年分	令和6年1月1日～令和6年12月31日	源泉徴収又は申告納税

■ 納税方法

市民税・府民税・・・給与所得者や年金受給者のうち一定の方は特別徴収により、その他の方は普通徴収により納付していただきます。→P25

所得税・・・・・・・給与所得者や年金受給者のうち一定の方は源泉徴収により、その他の方は確定申告のうえ納付していただきます。また、給与所得者の方の市民税・府民税の特別徴収は賞与からは徴収しませんが、所得税は賞与からも源泉徴収します。

■ 非課税限度額 →P12

市民税・府民税には、所得税と異なり、合計所得金額や総所得金額等によって非課税となる非課税限度額がもうけられています。

■ 均等割の有無

所得税には、市民税・府民税の均等割に当たるものではありません。

■ 税率

市民税・・・一律8% 府民税・・・一律2%

所得税・・・5%、10%、20%、23%、33%、40%、45%の7段階の超過累進税率

なお、平成25年から令和19年までの各年分については、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源を確保することを目的として復興特別所得税が創設され、各年分の基準所得税額の2.1%（1円未満の端数切捨て）が追加で課されることとされています。

■ 所得控除

○計算式が同じもの

雑損控除・医療費控除・社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除

○計算式または所得控除額が違うもの

下記のものなど。人的控除額の差についてはP20参照

所得控除項目	市民税・府民税	所得税	控除の差
新生命保険料控除（限度額）	28,000円	40,000円	12,000円
旧生命保険料控除（限度額）	35,000円	50,000円	15,000円
地震保険料控除（限度額）	25,000円	50,000円	25,000円

■ 税額控除

配当控除、寄附金（税額）控除、外国税額控除の控除率などが違います。

令和6年度市民税・府民税・森林環境税（国税）の計算例

ここにあるのは堺市在住の給与所得者堺市太郎さんの令和6年度市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額決定通知書です。

堺市さんの令和6年度市民税・府民税・森林環境税（国税）額427,100円がどのように決まったのか、計算してみましょう。

堺市 太郎さん（47歳）
 家族 妻（43歳、無収入）
 子ども3人（20歳、17歳、14歳）
 給与収入：8,800,000円
 社会保険料支払額：980,000円
 生命保険料支払額：109,000円
 （新一般の生命保険料）30,000円
 （旧一般の生命保険料）39,000円
 （旧個人年金保険料）40,000円

令和6年度 市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入	8,800,000	主たる給与以外の合算	所得区分	総所得金額①	6,820,000	課税標準	総所得③	4,244,000	山林所得		分離短期譲渡		分離長期譲渡		株式等の譲渡		上場株式等の配当等		先物取引	
所得	給与所得（所得金額調整控除後）	6,820,000																			
所得	その他の所得計																				
所得	雑損		障・寡・ひ・勤																		
所得	医療費		配偶者			330,000															
所得	社会保険料	980,000	配偶者特別																		
所得	小規模企業共済		扶養			780,000															
所得	生命保険料	55,500	基礎			430,000															
所得	地震保険料		所得控除合計②			2,575,500															
(摘要)																					

市	税額控除前所得割額④	339,520	納付額	6月分	36,600
民	税額控除額⑤	2,000	7月分	35,500	
府	所得割額⑥	337,500	8月分	35,500	
税	均等割額⑦	3,000	9月分	35,500	
民	税額控除前所得割額④	84,880	10月分	35,500	
税	税額控除額⑤	500	11月分	35,500	
民	所得割額⑥	84,300	12月分	35,500	
税	均等割額⑦	1,300	1月分	35,500	
府	森林環境税額⑧	1,000	2月分	35,500	
税	特別徴収税額⑨	427,100	3月分	35,500	
民	控除不足額⑩		4月分	35,500	
税	既充当額・既委託納付額⑪		5月分	35,500	
民	既納付額⑫				
府	差引納付額（⑨-⑫-⑩）	427,100			
税	変更前税額⑬				
民	増減額（⑨-⑬）				
府	変更月				

I 総所得金額

所得	給与収入	8,800,000	主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業	不動産	利子	配当	給与	雑	譲渡・一時
	給与所得（所得金額調整控除後）	6,820,000									
	その他の所得計										
総所得金額①		6,820,000									

※堺市さんには給与所得以外に所得はありませんから、給与所得と総所得金額①は同じになります。

- ・給与所得 6,850,000円（P14 給与所得の求め方）
- ・給与収入が850万円を超え、23歳未満の扶養親族を有することから所得金額調整控除を適用（所得金額調整控除の求め方）（P15 所得金額調整控除について）
 $(8,800,000円 - 8,500,000円) \times 10\% = 30,000円$
- ・堺市さんの給与所得 $6,850,000円 - 30,000円 = 6,820,000円$

II 所得控除合計

※所得控除はP16~20

所得控除	雑損		障・寡・ひ・勤			
	医療費		配偶者		330,000	
	社会保険料	980,000	配偶者特別			
	小規模企業共済		扶養		780,000	
	生命保険料	55,500	基礎		430,000	
	地震保険料		所得控除合計②		2,575,500	

生命保険料控除の計算→P17

扶養控除（780,000円）の内訳

20歳⇒特定扶養親族⇒450,000円
 17歳⇒一般（その他）扶養親族⇒330,000円

III 課税標準

課税標準	総所得③	4,244,000
	山林所得	
	分離短期譲渡	
	分離長期譲渡	
	株式等の譲渡	
	上場株式等の配当等	
先物取引		

総所得③の計算

= 総所得金額① - 所得控除合計②
 = 6,820,000円 - 2,575,500円
 = 4,244,500円 ⇒ 4,244,000円（千円未満切り捨て）

IV 税額

税額	市民税	税額控除前所得割額④	339	520	納付額	6月分	36	600
		税額控除額⑤	2	000		7月分	35	500
		所得割額⑥	337	500		8月分	35	500
		均等割額⑦	3	000		9月分	35	500
						10月分	35	500
	府民税		税額控除前所得割額④	84	880	11月分	35	500
			税額控除額⑤		500	12月分	35	500
			所得割額⑥	84	300	1月分	35	500
			均等割額⑦	1	300	2月分	35	500
		森林環境税額⑧		1	000	3月分	35	500
		特別徴収税額⑨		427	100	4月分	35	500
		控除不足額⑩				5月分	35	500
		既充当額・既委託納付額⑪						
		既納付額⑫						
差引納付額(⑨-⑫-⑩、⑪)			427	100				
変更前税額⑬								
増減額(⑨-⑬)								
変更月								

税額控除前所得割額④の計算

市民税 税額控除前所得割額：
 (課税標準) (税率)
 $4,244,000 \text{ 円} \times 8\%$
 $= 339,520 \text{ 円} \dots A$

府民税 税額控除前所得割額：
 (課税標準) (税率)
 $4,244,000 \text{ 円} \times 2\%$
 $= 84,880 \text{ 円} \dots B$

調整控除額 (税額控除額⑤に含む) の計算 →P20

堺市さんは、Ⅲ課税標準・総所得③が 200 万円を超えるので、

調整控除額 = { 人的控除額の差の合計額 - (課税標準・総所得③ - 2,000,000 円) }
 $= \{ 330,000 \text{ 円} - (4,244,000 \text{ 円} - 2,000,000 \text{ 円}) \}$
 $= -1,914,000 \text{ 円} \Rightarrow 50,000 \text{ 円に満たないので } 50,000 \text{ 円}$
 (市民税 $50,000 \text{ 円} \times 4\% = 2,000 \text{ 円} \dots C$ 府民税 $50,000 \text{ 円} \times 1\% = 500 \text{ 円} \dots D$)

所得割額⑥の計算

市民税所得割額： $A - C = 339,520 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円} = 337,520 \text{ 円} \Rightarrow 337,500 \text{ 円} \times$
 府民税所得割額： $B - D = 84,880 \text{ 円} - 500 \text{ 円} = 84,380 \text{ 円} \Rightarrow 84,300 \text{ 円} \times$
 ※百円未満切り捨て

● 特別徴収税額の内訳

	所得割額⑥	均等割額⑦
市民税	337,500 円	3,000 円
府民税	84,300 円	1,300 円
森林環境税 (国税) ⑧	1,000 円	
計	427,100 円	

令和6年度
 市民税・府民税
 ・森林環境税 (国税) 額
427,100 円

堺市さんには、令和6年度の市民税・府民税・森林環境税 (国税) として 427,100 円を、令和6年6月から令和7年5月までの給与から納めていただきます。なお、各月の特別徴収税額は、6月分は 36,600 円、7月から翌年5月までは毎月 35,500 円となります。

法人の市民税

法人の市民税は、区内に事務所や事業所などがある法人（会社など）や、法人でない社団等（収益事業を行うものに限る。）にかかる税金です。

個人の市民税と同様に均等割と、法人税（国税）額に応じて決まる法人税割があります。

▶お問合せ・申告先 法人諸税課 法人課税係（P95,96）

● 法人の市民税を納める法人など（納税義務者）

納税義務者	納めるべき税額	
	均等割額	法人税割額
区内に事務所、事業所がある法人（人格のない社団等で収益事業を営むものを含む）	○	○
区内に寮・宿泊所等があるが、事務所または事業所がない法人	○	—
区内に事務所、事業所があり、法人課税信託の引受けを行う個人	—	○

● 税額の計算方法

均等割額 税率（年額）	+	法人税割額 法人税額×税率	=	税額
----------------	---	------------------	---	----

● 均等割の税率（年額）

法人の区分			従業者数の合計数 ^{（注2）}	
			50人以下	50人超
1	「資本金等の額」と 「資本金の額と資本準備金の額の合算額」 のどちらか大きい額 ^{（注1）}	50億円超	41万円	300万円
2		10億円超 50億円以下	41万円	175万円
3		1億円超 10億円以下	16万円	40万円
4		1000万円超 1億円以下	13万円	15万円
5		1000万円以下	5万円	12万円
6	<ul style="list-style-type: none"> ・公共法人で均等割が課税されるもの ・公益法人等で均等割が課税されるもの^{（注3）} ・人格のない社団等で収益事業を行うもの ・一般社団法人及び一般財団法人 ・保険業法の相互会社以外の法人で資本金又は出資金の額を有しない法人 	5万円		

（注1）平成27年3月31日以前開始の事業年度分については、「資本金等の額」になります。

（注2）「従業者数の合計数」とは、区内の事務所、事業所または寮などの従業者数の合計数。
堺市内の複数の区に事務所等がある場合は、区ごとに均等割額を判定し、合算します。

※（注1）、（注2）ともに課税標準の算定期間の末日で判定します。

（注3）非営利型法人に該当する一般社団法人及び一般財団法人は、「公益法人等」として扱われ課税されます。

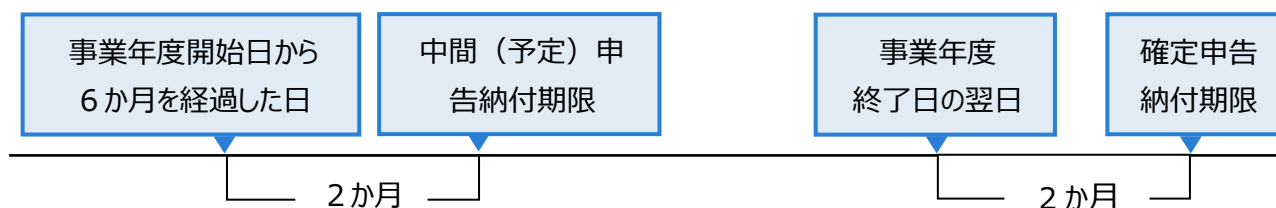
● 法人税割の税率

法人の区分	平成 26 年 9 月 30 日まで に開始する事業年度分	平成 26 年 10 月 1 日から 令和元年 9 月 30 日まで に開始する事業年度分	令和元年 10 月 1 日以後 に開始する事業年度分
資本金等の額が 1 億円以下で、分割前の課税標準となる法人税額が年 800 万円以下の法人	12.3%	9.7%	6.0%
上記以外の法人	14.7%	12.1%	8.4%

● 申告と納税

法人の市民税は、事業年度が終了した後、一定期間内に納税義務者が納付すべき税額を算出して申告し、申告した税額を納めていただくことになっています。これを申告納付といいます。

事業年度	申告の区分	申告納付期限	納付税額
1 年	中間 (予定) 申告	事業年度開始の日以後 6 か月を経過した日から 2 か月以内	a または b の額 a 均等割額 (年額) の 1/2 の額と、前事業年度の法人税割額の 1/2 の額との合計額 (予定申告) b 均等割額 (年額) の 1/2 の額と、その事業年度開始の日以後 6 か月の期間を 1 事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額との合計額 (中間申告)
	確定申告	事業年度終了の日の翌日から原則として 2 か月以内	均等割額と法人税割額との合計額 ただし、当該事業年度についてすでに中間 (予定) 申告を行った税額がある場合には、その額を差し引いた額



※公共法人及び公益法人等で均等割のみが課税されるものの申告納付期限は、4 月 30 日です。

● 設立の届出、異動 (変更) の届出

法人を設立、設置した場合は「法人 (設立・設置) 申告書」を、届出事項 (本店所在地、法人名、代表者、資本金など) に変更があった場合は「法人異動申告書」を提出してください。様式は堺市ホームページ (P65) でダウンロードできるほか eLTAX も利用できます。

● 電子申告 (eLTAX) の利用

法人市民税の申告には、インターネットによる電子申告 eLTAX (エルタックス) をご利用ください。確定申告書、予定申告書、法人設立・設置の届出書などの作成や提出ができます。→P64

2. 固定資産税

固定資産税は、土地・家屋・償却資産（これらを固定資産といいます。）に対してかかる税です。

- ▶**お問合せ** 土地、家屋は、固定資産税課 土地・家屋係（P95,96）
償却資産は、固定資産税課 償却資産係（P95,96）

● 固定資産税を納める人・法人（納税義務者）

毎年1月1日（賦課期日）現在の固定資産の所有者

所有者とは

土地	登記簿または土地補充課税台帳	に	登記 または 登録	されている人 または法人
家屋	登記簿または家屋補充課税台帳			
償却資産	償却資産課税台帳			

売買によって実際の所有者の変更があったときでも、登記簿の名義変更が1月1日現在完了していなければ、旧所有者が納税義務者になります。

● 税額の計算方法

$$\text{課税標準額} \times \text{税率 (1.4\%)} = \text{税額}$$

■ 課税標準額

原則、毎年1月1日（賦課期日）現在における固定資産の価格（評価額）に各種特例を反映させた額が課税標準額です。固定資産の価格（評価額）は、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」により、市長が決定したものです。土地や家屋の価格は、3年に一度（この年度を基準年度といいます。令和6年度は基準年度です。）評価替え（見直し）を行い、地目の変換、家屋の増改築などがあった場合を除き、3年間据え置きます。ただし、土地については、基準年度以外の年度でも地価の下落がある地域で、下落を反映し、価格を修正することがあります。（償却資産については P44）

● 免税点

同一区内に所有する土地・家屋・償却資産の、それぞれの課税標準額の合計額が右の額未満の場合は課税されません。

土地	30万円
家屋	20万円
償却資産	150万円

● 納税方法

市役所から所有する区ごとに送付する「固定資産税・都市計画税納税通知書」により年4回の納期に分けて納めていただきます。全額を一括して納めていただくこともできます。

納付方法は第4章市税の納付（P50）をご覧ください。

第1期	5月31日
第2期	7月31日
第3期	12月25日
第4期	2月末日

※納期限が金融機関の休業日にあたる場合、翌営業日が納期限となります。

● 価格（評価額）等の縦覧

所有する土地や家屋の価格（評価額）を同一区内の他の土地や家屋と比較することができるように、縦覧制度が設けられています（償却資産については制度がありません）。縦覧される方は、本人確認ができるものを持参してください。

○ 縦覧できる方

堺市内の土地や家屋に対する固定資産税の納税者及び同一世帯の親族（その他の方が縦覧するには、納税者の委任状が必要です。）

○ 縦覧できる土地や家屋

土地に対する固定資産税の納税者は、同一区内の他の土地について縦覧できます。
家屋に対する固定資産税の納税者は、同一区内の他の家屋について縦覧できます。

○ 縦覧できる事項

土地：所在地、地目、地積、価格（評価額）

家屋：所在地、家屋番号、種類、構造、建築年、床面積、価格（評価額）

○ 縦覧できる期間

縦覧期間は、原則として4月1日から第1期の納期限までです。詳しくは「広報さかい」などでお知らせします。

○ 縦覧場所

固定資産税課及び税務サービス課（堺区 市税の窓口）

● 固定資産評価審査委員会への審査の申出

価格（評価額）に不服がある場合には、堺市固定資産評価審査委員会へ審査の申出ができます。詳しくは「第5章市税について不服のあるときは」（P57,58）をご覧ください。

固定資産の課税内容をご確認いただくため、課税明細書を納税

令和6年度 固定資産の課税明細書

納税義務者名 堺市 太郎

区分	共用物件番号 所在地 (分離) (家屋番号)	登記地目・種類	屋根	課税地積・
		現況地目・構造	建築年	前年度固定
		住宅認定区分	階数	前年度都市
① 土地	④ XXXXXX ② 堺区南瓦町 100 番 1	⑤ 宅地		⑪
		⑥ 宅地		⑫
		⑦ 専用住宅		⑬
① 家屋	② 堺区南瓦町 100 番地 1 ③ (100-1)	⑤ 居宅	⑧ 日本瓦	⑪
		⑥ 木造	⑨ 令和5年	
			⑩ 2F	

(注)固定資産税・都市計画税は、1月2日以降に売却したり、家屋
納税通知書の税額は、区内の全資産を合算し端数処理をして算
大阪府

[課税明細書の見方]

①	区 分	土地・家屋の区分です。分譲マンションの敷地や共用の家屋は、共用土地・共用家屋と記載しています。
②	所 在 地	土地・家屋の所在地です。住居表示の住所とは異なることがあります。なお、一筆 [*] の土地や一棟の家屋でも、分離評価や建築年の相違などにより複数の行に記載していることがあります。 [*] 一筆とは、土地登記簿のうえで一つの土地とされたものことです。
③	家 屋 番 号	登記簿に記載されている家屋番号です。
④	共 用 物 件 番 号	マンション等の共用部分を専有の部屋毎に区分するための整理番号です。(マンション等の共用土地、家屋に記載します。)
⑤	登 記 地 目	登記簿に記載されている地目 [*] です。 [*] 土地の用途のことで、宅地、田、畑などに分類されます。
	種 類	家屋の種類です。登記簿に記載されているものとは異なることがあります。
⑥	現 況 地 目	実際の利用形態による地目です。登記簿に記載されているものとは異なることがあります。
	構 造	家屋の構造です。一部省略しているものもあります。登記簿に記載されているものとは異なることがあります。
⑦	住 宅 認 定 区 分	専 用 住 宅：住宅やマンション等の敷地として利用されている土地。 (固定資産税、都市計画税ともに住宅用地の特例措置が適用されます。)
		併 用 住 宅・混 在 用 地：一部を居住の用に供する家屋の敷地として利用されている土地。 (住宅部分について住宅用地の特例措置が適用されます。)
		非 住 宅：住宅用地以外の店舗・駐車場等の敷地として利用されている土地。 (住宅用地の特例措置の適用はありません。)
⑧	屋 根	屋根の種類です。登記簿に記載されているものとは異なることがあります。
⑨	建 築 年	家屋が建築された年です。建築年の古い家屋では記載していないことがあります。
⑩	階 数	家屋の階数です。登記簿に記載されているものとは異なることがあります。

課税明細書

通知書に添付していますので、下の図を参考にご確認ください。

			お問合せはこの通知書番号で	
			通知書番号	1234-5678-9
課税延床面積 (㎡)	価 格 (評 価 額) (円)	備 考		
資産税課税標準額 (円)	固定資産税課税標準額 (円)	軽 減 税 額 (円)		
計画税課税標準額 (円)	都市計画税課税標準額 (円)	相 当 税 額 (円)		
1 0 0 . 0 0	⑭ 1 2 0 0 0 0 0 0			
2 0 0 0 0 0 0	⑮ 2 0 0 0 0 0 0			
4 0 0 0 0 0 0	⑯ 4 0 0 0 0 0 0	⑰	4 0 0 0 0	
1 0 0 . 0 0	⑭ 8 0 0 0 0 0 0	⑰	新築減額該当	
	⑮ 8 0 0 0 0 0 0	⑱	5 6 0 0 0	
	⑯ 8 0 0 0 0 0 0	⑲	8 0 0 0 0	

を取り壊しても納税義務者や税額は変わりません。
出していますので、この明細の相当税額の合計とは一致しません。
堺市

⑪	課税地積・ 課税延床 面積	課税対象となっている土地の地積※又は家屋の延床面積です。登記簿に記載されているものとは異なることがあります。 ※地積とは土地の面積のことです。
⑫	前年度固定資産 税課税標準額	令和5年度の固定資産税・都市計画税課税標準額です。ただし、令和5年中に地目の変換等用途変更があった土地は、類似する土地に比準した額ですので、用途変更前の令和5年度課税標準額とは異なります。
⑬	前年度都市計画 税課税標準額	
⑭	価 格 (評価額)	賦課期日(令和6年1月1日)現在の価格(評価額)です。
⑮	固 定 資 産 税 課 税 標 準 額	令和6年度の固定資産税・都市計画税の算定の基礎となる額です。 市街化調整区域に所在する土地・家屋には都市計画税は課税されません。
⑯	都 市 計 画 税 課 税 標 準 額	
⑰	備 考	「翌年度新築減額終了」：翌年度から減額措置の対象でなくなります。 「新築減額終了」：今年度から減額措置の対象でなくなり、本来の税額となっています。 「免税点未滿」：固定資産税、都市計画税ともに課税されません。
⑱	軽 減 税 額	法令などに基づいて軽減した税額です。
⑲	相 当 税 額	土地・家屋別にそれぞれの固定資産税額と都市計画税額を算定し、合計したものです。備考欄に「減免」・「軽減有」・「新築減額該当」などの記載があるものは、軽減後の税額です。 (算定方法) 固定資産税額 = 固定資産税課税標準額 × 1.4/100 (税率) 都市計画税額 = 都市計画税課税標準額 × 0.3/100 (税率)

※分譲マンションなどの共用土地・家屋について

共用土地・家屋は、全体の地積又は床面積、価格(評価額)及び課税標準額を記載しています。ただし、税額は持分に応じてあん分した持分相当額です。→P43

土地に対する課税とその特例

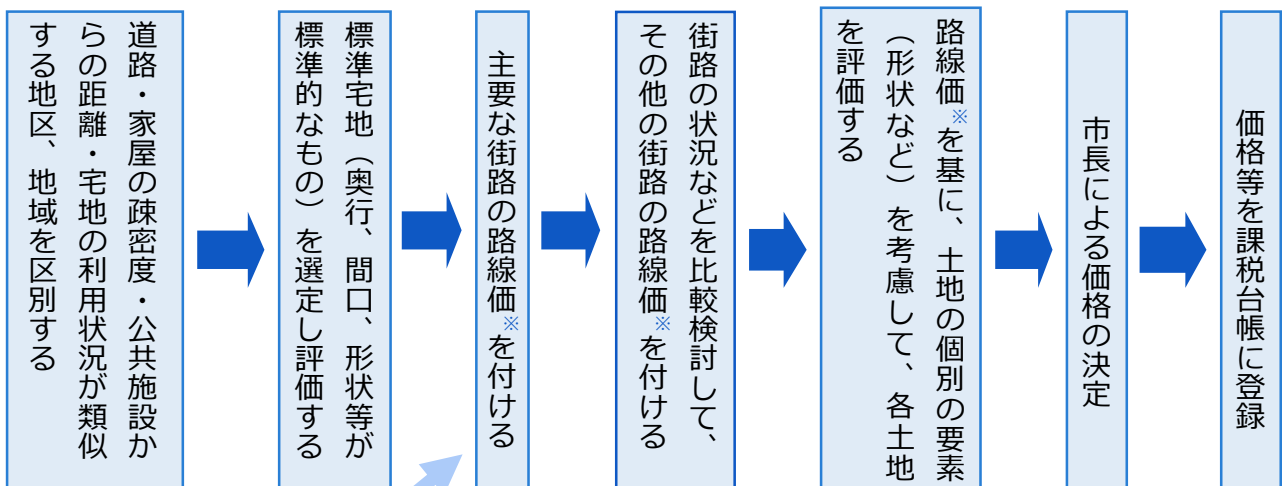
● 土地の税額の計算

$$\text{課税標準額} \times \text{税率 (1.4\%)} = \text{固定資産税額}$$

(1) 宅地に対する課税

● 宅地の評価のながれ

宅地の評価は、「固定資産評価基準」に基づき、地価公示価格等の7割を目途に計算した固定資産税の路線価を基に行います。

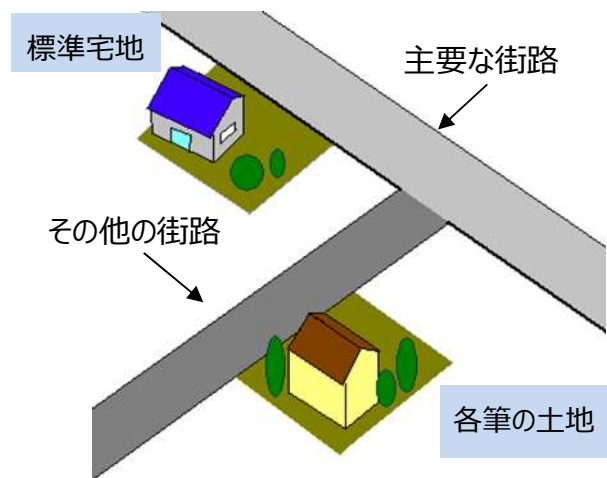


地価公示価格、鑑定評価価格等の活用

※固定資産税路線価とは？

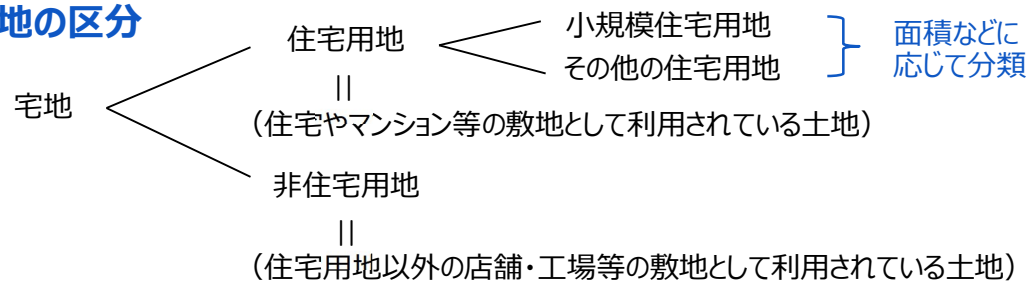
街路に付けられた価格のことであり、具体的には、街路に接する標準的な宅地の1㎡当たりの価格をいいます。

なお、路線価は市役所市政情報センター、固定資産税課、堺区を除く各区役所市政情報コーナー（各区域分のみ）、堺市ホームページの「堺市e-地図帳」でご覧いただけます。



※ 相続税及び贈与税については、相続税路線価(固定資産税路線価格とは異なる価格)を用います。詳しくは、税務署（P98）へお問い合わせください。

● 宅地の区分



● 住宅用地の特例

住宅用地は、税負担を軽減するため、次のような課税標準の特例措置が適用されます。

住宅用地の課税標準額は、評価額に**特例率**を掛けたものが上限となります。

住宅用地に対する課税標準の特例率 ←

区分	敷地面積	固定資産税の特例率	都市計画税の特例率
小規模住宅用地	1戸につき200㎡以下の部分	1/6	1/3
その他の住宅用地	200㎡を超える部分	1/3	2/3

住宅用地の範囲

特例の対象となる「住宅用地」の面積は、

- ・専用住宅の敷地については、その全面積（家屋の床面積の10倍まで）
- ・併用住宅（一部を居住の用に供する家屋）の敷地については、

家屋の敷地面積（家屋の床面積の10倍まで）×適用率

が、住宅用地として認定されます。

住宅の形態	居住部分の割合 <small>(注)</small>	適用率
一般の併用住宅	0.25以上 0.5未満	0.5
	0.5以上	1.0
地上5階以上の耐火建築物である併用住宅	0.25以上 0.5未満	0.5
	0.5以上 0.75未満	0.75
	0.75以上	1.0

(注) 居住部分の割合 = 家屋の居住部分の床面積 ÷ 家屋の総床面積

「管理不全空家等」及び「特定空家等」の勧告を受けた土地は、「住宅用地の特例」の適用が除外されます。

「管理不全空家等」とは、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第13条第1項において適切な管理が行われないためにそのまま放置すれば「特定空家等」になるおそれがある空家等のことをいい、「特定空家等」とは、同法第2条第2項において次の状態にあると認められる空家等のことをいいます。

- そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

賦課期日（1月1日）現在、住宅を建替え中の土地は、住宅用地として認定できず、「住宅用地に対する課税標準額の特例措置」は適用されませんが、住宅の建替えが行われた土地のうち要件を満たすものは住宅用地として取り扱うことができます。

詳しくは、固定資産税課 各区土地係（P95,96）へお問い合わせください。

● 宅地の税負担の調整措置と課税標準額の計算

宅地の固定資産税については、その土地に対する評価額が急激に上昇した場合でも、税負担の上昇がなだらかなるよう、負担調整措置が取られています。

具体的には、今年度の価格(評価額)に対する前年度分の課税標準額の割合(負担水準)に応じて、今年度の課税標準額が決まる仕組みとなっており、次の表に示す課税標準額となります。

■ 住宅用地の場合

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度分の課税標準額 (注)}}{\text{今年度価格 (評価額)} \times \text{住宅用地の特例率 (P36)}} \times 100 (\%)$$

(注) 前年中に用途変更があった土地については、用途変更前の実際の前年度課税標準額とは異なる場合があります。

負担水準	課税標準額
100%以上	$\frac{\text{今年度価格 (評価額)} \times \text{住宅用地の特例率 (P36)}}{\text{本来の課税標準額}}$
100%未満	前年度分の課税標準額 + 本来の課税標準額 × 5% ※ただし、上記の計算による課税標準額が、 ・本来の課税標準額より大きい場合は、本来の課税標準額 ・本来の課税標準額の20%より小さい場合は、20%相当額

■ 非住宅用地の場合

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度分の課税標準額 (注)}}{\text{今年度価格 (評価額)}} \times 100 (\%)$$

(注) 前年中に用途変更があった土地については、用途変更前の実際の前年度課税標準額とは異なる場合があります。

負担水準	課税標準額
70%を超えるもの	今年度価格 (評価額) × 70%
60%以上 70%以下	前年度分の課税標準額 と同額 (据置き)
60%未満のもの	$\text{前年度分の課税標準額} + \text{今年度価格 (評価額)} \times \underline{\underline{5\%}}$ ※ただし、上記の計算による課税標準額が、 ・評価額の60%より大きい場合は、60%相当額 ・評価額の20%より小さい場合は、20%相当額

住宅用地の申告を

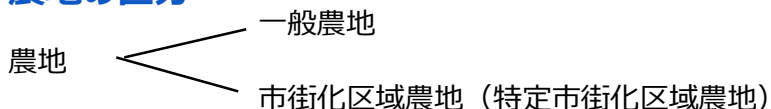
住宅の敷地には課税標準の特例措置があり、税負担が軽減されています。

この特例措置を正しく適用するために、次の場合は必ず固定資産税課に「住宅用地等申告書」を提出してください。

- ・住宅を新築した場合 ・住宅を増改築して家屋の居住部分に変更があった場合
- ・住宅の全部または一部を取り壊した場合
- ・土地の用途を変更した場合 (例：住宅の敷地を駐車場に変更等)
- ・家屋の用途を変更した場合 (例：事務所、店舗等を改装して住宅に使用する場合、住宅を住宅以外に使用する場合等)

(2) 農地に対する課税

● 農地の区分



a 一般農地

市街化調整区域内の農地や生産緑地地区内の農地です。農地として評価し、課税されます。

※一般農地のうち、農地法第36条第1項の勧告があった遊休農地(勧告遊休農地)については、一般農地の評価額を0.55(限界収益修正率)で割った額で評価し、課税されます。

b 市街化区域農地

市街化区域内の農地で、生産緑地地区の指定を受けたものなどを除いた農地です。

本市の市街化区域内の農地は「特定市街化区域農地」として宅地並み評価で宅地並みの課税をされます。

● 農地の課税標準額の算出

a 一般農地

一般農地の課税標準額の計算については、負担水準に応じた税負担の調整措置がとられており、(A)か(B)のどちらか低い方が課税標準額となります。

(A) 今年度価格(評価額)

(B) 前年度分の課税標準額×負担調整率(次の表参照)

【負担調整率】

負担水準	0.9 以上	0.8 以上 0.9 未満	0.7 以上 0.8 未満	0.7 未満
負担調整率	1.025	1.05	1.075	1.1

負担水準 = 前年度分の課税標準額 / 今年度の価格(評価額)

※勧告遊休農地については、税負担の調整措置は行いません。そのため、今年度価格がそのまま今年度課税標準額になります。

b 特定市街化区域農地

特定市街化区域農地は、住宅用地との税負担の均衡を図るため、課税標準の特例措置が設けられており、特例率は次の表のとおりです。

固定資産税の特例率	都市計画税の特例率
1/3	2/3

特定市街化区域農地の課税標準額の計算は、その他の住宅用地の課税標準額の計算と同様です。

→P37「● 宅地の税負担の調整措置と課税標準額の計算」

家屋に対する課税とその特例

(1) 家屋の評価のしくみ

家屋の評価額は次のとおり計算します。

$$\text{評価額} = \text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率}$$

再建築価格：評価の時点で同じものを建てた場合にかかる費用です。

経年減点補正率：建築後の年数経過による減価の割合をあらわしたものです。

ただし、新築家屋と在来分家屋（新築以外の家屋）の評価額では、評価の方法が若干異なります。

● 新築家屋の評価

【一般的な新築家屋の評価の流れ】

① 新築家屋の調査

完成後の建物について、構造、使用している建築資材の材質、施工の程度、電気・給排水などの設備の状況について、市の職員が訪問、または郵送により提出いただいた建築図面等により確認します。これは、「再建築価格」が、実際に建築のためにかかった費用とは、異なるためです。



② 再建築価格の計算

調査した資材などについて、総務大臣の定めた「固定資産評価基準」に基づき、再建築価格を計算します。

③ 評価額の計算

②で計算した再建築価格に、1年分経過した経年減点補正率を掛けて評価額を出します。

↳ 新築家屋の場合、新築した次の年度から課税となります。

$$\text{評価額} = \text{再建築価格} \times \text{1年分の経年減点補正率}$$

● 新築家屋以外の家屋（在来分家屋）の評価

評価額は、3年に一度の基準年度（P31）ごとに見直しが行われます。この際、建築物価の変動等を考慮し改正された「固定資産評価基準」の再建築費評点補正率を用いて「再建築価格」を算出し、新築時からの経過年数に応じた経年減点補正率を乗じて評価額を算出します。

見直した価格が、前年度の評価額を超える場合は、前年度の評価額に据え置かれます。

なお、在来分家屋は、増築や改築がない限り実地調査は行っていません。

(2) 家屋の固定資産税の減額措置

● 新築住宅に対する減額措置

新築住宅が次の要件をすべて満たすときは、固定資産税の2分の1が減額されます。なお、都市計画税にはこの措置はありません。

○ 減額の要件

- ・令和8年3月31日までに新築された住宅であること。
- ・対象となる住宅が、専用住宅または居住部分の床面積の割合が2分の1以上の併用住宅。
- ・居住部分の一戸あたりの床面積が50㎡（一戸建以外の賃貸住宅は40㎡）以上280㎡以下。
 - * マンションなど集合住宅の場合は、P43の式で求めた床面積で判定します。
 - * 土砂災害特別警戒区域等において、都市再生特別措置法に基づく市長の勧告に従わないで建築され、その旨を公表された住宅には、適用されません。

○ 減額される範囲

- ・専用住宅……一戸あたり120㎡相当分まで
- ・併用住宅……居住部分のうち一戸あたり120㎡相当分まで

○ 減額される期間

- ・一般の住宅……新たに課税される年度から3年度分
- ・3階建以上の中高層耐火住宅……新たに課税される年度から5年度分

● 新築住宅のうち、長期優良住宅に対する減額措置

新築された長期優良住宅が次の要件をすべて満たすときは、「●新築住宅に対する減額措置」に代わり、固定資産税の2分の1が減額されます。なお、都市計画税にはこの措置はありません。

○ 減額の要件

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の施行の日（平成21年6月4日）から令和8年3月31日までの間に、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定により長期優良住宅の認定を受けて新築された住宅であること。

○ 減額される範囲

「●新築住宅に対する減額措置」と同じ。

○ 減額される期間

- ・一般の住宅……新たに課税される年度から5年度分
- ・3階建以上の中高層耐火住宅……新たに課税される年度から7年度分

○ 手続き

当該家屋を新築した翌年の1月31日までに、固定資産税課または各区市税の窓口にある申告書に、認定を受けて新築された住宅であることを証する書類を添付して提出してください。

● 耐震改修を行った住宅に対する減額措置

耐震改修を行った住宅が次の要件を全て満たすときは、固定資産税の2分の1（長期優良住宅の認定を受けて耐震改修を行った場合は3分の2）が減額されます。なお、都市計画税にはこの措置はありません。

○ 減額の要件

- ・昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること。
- ・平成18年1月1日から令和8年3月31日までの間に完了した耐震改修であること。
- ・現行の耐震基準に適合する耐震改修であること。
- ・耐震改修に要した費用が1戸あたり50万円を超えるもの。

○ 減額される範囲

- ・専用住宅……1戸あたり120㎡相当分まで
- ・併用住宅……居住部分のうち1戸あたり120㎡相当分まで

○ 減額される期間

改修が完了した日後、最初に来る1月1日の翌年度分のみ。

※当該住宅が、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する「通行障害既存耐震不適格建築物」であった場合は、翌年度から2年度分。

○ 手続き

耐震改修が完了した日から3か月以内に、固定資産税課または各区市税の窓口にある申告書に、現行の耐震基準に適合する改修であることの証明書等を添付して提出してください。

● バリアフリー改修を行った住宅に対する減額措置

バリアフリー改修を行った住宅が次の要件を全て満たすときは、固定資産税の3分の1が減額されます。なお、都市計画税にはこの措置はありません。

ただし、他の減額措置（「省エネ改修を行った住宅に対する減額措置」を除く。）の適用を受けている住宅については、重複しての適用は受けられません。

○ 減額の要件

- ・新築された日から10年以上を経過した住宅であること。（賃貸住宅を除く。）
- ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。
- ・平成19年4月1日から令和8年3月31日までの間に、以下にあげるバリアフリー改修工事が完了すること。
 - (a)廊下の拡幅 (b)階段の勾配の緩和 (c)浴室の改良 (d)便所の改良
 - (e)手すりの取付け (f)床の段差の解消 (g)引き戸への取替え
 - (h)床表面の滑り止め化
- ・前記の工事の補助金等を除く自己負担が50万円を超えるもの。
- ・次のいずれかに該当する方が居住していること。
 - (a)65歳以上の方
 - (b)要介護認定または要支援認定を受けている方
 - (c)障害のある方

○減額される範囲

一戸あたり 100 m²相当分まで

○減額される期間

改修が完了した日後、最初に来る 1 月 1 日の翌年度分のみ

○手続き

改修後 3 か月以内に、固定資産税課または各区市税の窓口にある申告書に必要書類を添付して提出してください。

●省エネ改修を行った住宅に対する減額措置

省エネ改修を行った住宅が次の要件を全て満たすときは、固定資産税の 3 分の 1（長期優良住宅の認定を受けて省エネ改修を行った場合は 3 分の 2）が減額されます。なお、都市計画税にはこの措置はありません。

ただし、他の減額措置（「バリアフリー改修を行った住宅に対する減額措置」を除く。）の適用を受けている住宅については、重複しての適用は受けられません。

○減額の要件

- ・平成 26 年 4 月 1 日以前から所在する住宅であること。（賃貸住宅を除く。）
- ・改修後の住宅の床面積が 50 m²以上 280 m²以下であること。
- ・令和 8 年 3 月 31 日までに、以下にあげる（(a)は必ず行うこと。）省エネ改修工事が完了すること。
(a)窓の改修 (b)床の断熱改修 (c)天井の断熱改修 (d)壁の断熱改修
- ※(a)～(d)の改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合することになること。
- ・前記の工事の補助金等を除く自己負担が 60 万円（※）を超えるもの。

（※）断熱改修にかかる工事費が 60 万円を超えるもの、または、断熱改修にかかる工事費が 50 万円を超えるものであって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置にかかる工事費とあわせて 60 万円を超えるもの。

○減額される範囲

一戸あたり 120 m²相当分まで

○減額される期間

改修が完了した日後、最初に来る 1 月 1 日の翌年度分のみ

○手続き

改修後 3 か月以内に、固定資産税課または各区市税の窓口にある申告書に建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価による証明書を添付して提出してください。

■ 家屋の新築や取り壊しなどの届出

家屋を新築、増築、改築、取り壊しなどを行ったとき、また利用状況に変更があったとき（事務所、店舗等を改装して住宅に使用する場合や、住宅を住宅以外に使用する場合など）は、30日以内に固定資産税課または各区市税の窓口届け出てください。ただし、登記申請した場合は届出の必要はありません。また、新たに評価が必要な場合は、固定資産評価補助員証を携帯した市の職員が訪問、または郵送により提出いただいた建築図面等により確認させていただきますので、ご協力をお願いします。

分譲マンションの固定資産税について

分譲マンションの建物は住戸ごとの区分所有になっていますが、マンションの敷地または共用部分（廊下や階段、ポンプ室など）はマンション住民の共有になっています。共有している固定資産に対する固定資産税は共有者全員が連帯して納税義務を負うこととされていますが、分譲マンションについては次のような例外的な取扱いがなされています。

○土地（敷地）

次の条件を満たすとき、敷地全体にかかる税額を各所有者の敷地権の割合（持分割合）によってあん分して算出します。

- a 敷地が所有者全員によって共有されていること。
- b 敷地の持分の割合と専有部分の床面積の割合が一致すること。
- * bに該当しない場合でもaに該当していれば、所有者全員の合意のうえで固定資産税課に申し出ていただくことで、敷地全体にかかる税額を各所有者の持分割合であん分して計算することができます。

○家屋

共用部分を含めた建物全体の価格（評価額）を次の面積であん分した額をもとに、各所有者の税額を算出します。

$$\text{専有部分の床面積}^{\ast} + \text{共用部分を各戸の専有部分の床面積の割合であん分した面積}$$

- ※ 平成30年以降に新たに建てられた高さが60mを超える居住用超高層建築物の場合は、専有部分の床面積に階層別専有床面積補正率で補正します。1棟全体の固定資産税総額は変わりません。

階層別専有床面積補正率……1階を100とし、階が1階増えるごとに、
10を39で割った数を100に加えた数値。

例) 40階の場合

$$100 + 10 / 39 \times (40 \text{ 階} - 1) = 110$$

← 1階と比べて1.1倍

償却資産に対する課税

償却資産とは、会社や個人で工場・商店などを経営している方が、その事業のために所有している（他の方に貸し付けているものを含みます。）事業用資産をいいます。

● 課税対象

種類	課税対象となるものの具体例（事業用資産に限ります。）
構築物	門、塀、広告塔、舗装、屋外配管、緑化施設など
機械装置	旋盤・溶接機等の製造加工機械、土木建設機械、クレーン、印刷機械、クリーニング設備、受変電設備、発電設備、機械式駐車場設備など
船舶	はしけ、ボート、漁船、客船、貨物船、工作船、水中翼船など
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車両、運搬具	鉄軌道用車両、大型特殊自動車、その他の運搬車など （自動車税、軽自動車税の対象となる自動車等は、償却資産の課税対象には含まれません。）
工具、器具、備品	パソコン、応接セット、LAN設備、医療用機器、歯科診療用ユニット、理・美容器具、看板、ネオンサイン、レジスター、コピー機、自動販売機、ルームエアコン、電気・ガス器具、室内装飾品、遊戯器具など

● 評価額の計算

毎年、個々の資産の取得価額または前年度評価額をもとに、取得後の経過年数に応じた価値の減少（減価）を考慮して評価額を計算します。ただし、計算した評価額が取得価額の5%を下回るときは、取得価額の5%が評価額となります。

■ 前年中に取得した償却資産の評価額

$$\text{評価額} = \text{取得価格} \times (1 - \text{減価率} \div 2)$$

■ 前年より前に取得した償却資産の評価額

$$\text{評価額} = \text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率})$$

取得年月日、取得価額、耐用年数から、一品ごとに評価額を計算します。



● 税額の計算方法

$$\text{今年度の税額} = \text{今年度課税標準額} \times \text{税率} (1.4\%)$$

課税標準の特例の適用がある場合は、適用後の額が課税標準額です。

適用のない場合は、評価額がそのまま課税標準額となります。また、区ごとに課税標準額を合計します。

免税点（P31）である150万円未満の場合は課税されません。

● 償却資産の申告

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の資産の状況を、1月31日（土曜日又は日曜日のときは翌月曜日）までに、固定資産税課 償却資産係（P95,96）に申告してください。

3. 都市計画税

都市計画税は、道路・公園・下水道整備などの都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるために課税される目的税です。

▶**お問合せ** 固定資産税課 土地・家屋係 (P 95,96)

● 都市計画税を納める人・法人（納税義務者）

毎年1月1日（賦課期日）現在、市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者。

※固定資産税について免税点（P31）未満の土地・家屋は、都市計画税も課税されません。

● 税額の計算方法

$$\text{課税標準額} \times \text{税率 (0.3\%)} = \text{税額}$$

● 課税標準額

土地・家屋の固定資産税評価額と同額です。

なお、土地については固定資産税と同様に下記の特例措置があります。

① 課税標準の特例

小規模住宅用地（1戸につき200㎡以下の部分）	価格 × 1/3
その他の住宅用地（1戸につき200㎡を超える部分）	価格 × 2/3
特定市街化区域農地	価格 × 2/3

② 税負担の調整措置

固定資産税と同様に、調整措置がとられます。→詳しくは P37～

● 納税方法

市からお送りする「固定資産税・都市計画税納税通知書」により年4回の納期に分けて納めていただきます。全額を一括して納めていただくこともできます。

納付方法は第4章市税の納付（P50）をご覧ください。



4. 入湯税

入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備、観光の振興などに要する費用に充てるために、鉱泉浴場（温泉施設）に入湯する人にかかる目的税です。

▶**お問合せ** 法人諸税課 総務諸税係 (P95,96)

● 入湯税がかかる人（課税対象者）

鉱泉浴場に入湯する人。ただし、以下の場合、入湯税はかかりません。

- ・ 鉱泉浴場が一般公衆浴場または入湯料金が1,000円未満の場合
- ・ 12歳未満の人または障害者が入湯する場合

● 税率

1人、1日につき75円

● 納税方法

入湯者から徴収した税を、鉱泉浴場の経営者が1か月単位で申告して納めます。

● 電子申告（eLTAX）の利用

入湯税の申告には、インターネットによる電子申告 eLTAX（エルタックス）をご利用ください。入湯税納入申告書、鉱泉浴場経営（異動）申告書などの提出ができます。→P64

5. 軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車（これらを「軽自動車等」といいます。）に対してかかる税金です。

なお、軽自動車税に“環境性能割”が創設されたことに伴い、従来の軽自動車税は、令和元年10月1日から“種別割”に名称が変更となりました。

▶お問合せ 法人諸税課 総務諸税係（P95,96）

● 軽自動車税（種別割）を納める人（納税義務者）

毎年4月1日（賦課期日）現在、市内に「主たる定置場」のある軽自動車等を所有している方。ですので、4月1日に所有者であれば、4月2日以降に譲渡や廃車をしてもその年度分の税金がかかります。逆に4月2日以降に軽自動車等を取得したときは、その年度分の税金はかかりません。

「主たる定置場」とは

■ 原動機付自転車や小型特殊自動車

- ① 所有者が個人 → 所有者の住所地
- ② 所有者が法人 → その車両を使用する事務所の所在地



■ 軽自動車や二輪の小型自動車

- ① 軽自動車届出済証または自動車検査証を交付された場合は、その届出済証または自動車検査証に記載された使用の本拠地
- ② ①以外の場合は、所有者の住所地

● 申告

軽自動車等を取得した場合は15日以内に、軽自動車等を廃車・譲渡などした場合は30日以内に、次の場所で申告をしてください。

■ 原動機付自転車（125cc以下、ミニカー（P47の注1）含む）、小型特殊自動車

▶お問合せ 法人諸税課 総務諸税係（P95,96）

▶申告場所 堺区は税務サービス課、堺区以外は各区役所内の市税の窓口、法人諸税課

▶申告方法等 堺市ホームページ「軽自動車・原動機付自転車などの申告について（登録・廃車）」を参照してください。

■ 軽自動車、二輪の小型自動車 ※名義変更、廃車などの各種申請手続きについて知ることができます。

車種	申告場所	お問合せ
軽自動車 (三輪・四輪)	軽自動車検査協会大阪主管事務所和泉支所 〒594-0031 和泉市伏屋町1丁目13番3号	(050)3816-1842 (コールセンター) 軽自動車検査協会ホームページ https://www.keikenkyo.or.jp/
軽自動車(二輪) ・二輪の小型自動車	大阪運輸支局和泉自動車検査登録事務所 〒594-0011 和泉市上代町官有地	(050)5540-2060 (ヘルプデスク) 近畿運輸局ホームページ https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/

● 税率

■ 原動機付自転車及び二輪車等の税率

車種		排気量など	標識の色	税率 (年税額)
原動機付 自転車	バイクなど	1 総排気量 50cc 以下または定格出力 0.6kw 以下のもの(特定小型原動機付自転車 ^(注1) を含む。また、4を除く。)	白	2,000 円
		2 二輪で、総排気量 50cc を超え 90 cc 以下または定格出力 0.6kw を超え 0.8kw 以下のもの	黄	2,000 円
		3 二輪で、総排気量 90cc を超え 125cc 以下または定格出力 0.8kw を超え 1 kw 以下のもの	桃	2,400 円
	ミニカー ^(注2)	4 三輪以上で、総排気量 20cc を超え 50cc 以下または定格出力 0.25kw を超え 0.6kw 以下のもの(特定小型原動機付自転車 ^(注1) を除く。)	青	3,700 円
軽自動車	二輪車	二輪で総排気量が 125cc を超え 250cc 以下のもの		3,600 円
小型自動車	(側車付を含む)	総排気量が 250cc を超えるもの		6,000 円
小型特殊 自動車	農耕用	コンバイン、田植機などで乗用装置のある最高速度 35Km/h 未満のもの(農耕作業用トレーラ含む。)	緑	2,400 円
	その他	フォークリフト、ショベルローダなど最高速度が 15km/h 以下のもの		5,900 円

(注1) 特定小型原動機付自転車とは、電気を動力源とし、車体の大きさが長さ 190 cm 以下・幅 60 cm 以下または、最高速度 20 km/h 以下のものをいいます。

(注2) ミニカーとは、車室を有するもの、または左右の車輪の中心間距離(輪距)が 50cm を超えるものをいいます。

■ 四輪以上及び三輪の軽自動車の税率

軽自動車の種別			税率(年税額)		
			ただし、次ページのグリーン化特例(税率の軽減)適用分を除く		
			平成 27 年 3 月 31 日までに 新車新規登録済みの車	平成 27 年 4 月 1 日以降に 新車新規登録した車	新車新規登録以後 13 年を超える車 ^(注3) (重課税率)
四輪以上で 総排気量 660cc 以下	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用 ^(注4)	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用 ^(注4)	3,000 円	3,800 円	4,500 円
三輪で総排気量 660cc 以下			3,100 円	3,900 円	4,600 円

※新車新規登録をした年月は、自動車検査証の「初度検査年月」に記載された年月です。

(注3) 新車新規登録後 13 年を超える軽自動車(四輪・三輪)について、環境負荷の小さい自動車の普及を進める観点から、平成 28 年度から軽自動車税に概ね 20% を加算しています。なお、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車は対象外です。

(注4) 営業用とは、自動車検査証に「事業用」と記載されているものです。

■ 一定の環境性能を有する軽四輪車等のグリーン化特例（税率の軽減）

令和5年4月1日から下記期間までに新車新規登録をした車で、一定の環境性能を有する軽四輪車等は、翌年度に限り、軽自動車税（種別割）が軽減されます。適用される税率は表のとおりです。

軽自動車の種別			税率（年税額）			
			電気軽自動車・ 天然ガス軽自動車 （注5） （概ね75%軽減） （令和8年3月31日まで）	ガソリン車・ハイブリッド車（注6）		
				基準1（注7） （概ね50%軽減） （令和8年3月31日まで）	基準2（注8） （概ね25%軽減） （令和7年3月31日まで）	
四輪以上で 総排気量 660cc以下	乗用	自家用	2,700円	特例対象外		
		営業用（注4）	1,800円	3,500円	5,200円	
	貨物 用	自家用	1,300円	特例対象外		
		営業用（注4）	1,000円			
三輪で 総排気量 660cc以下	乗用	営業用（注4）	1,000円	2,000円	3,000円	
	上記以外		1,000円	特例対象外		

（注5）天然ガス軽自動車は、平成30年排出ガス規制に適合する車両、または平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両に限ります。

（注6）平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減を達成した車に限ります。

（注7）【乗用】令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成

（注8）【乗用】令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成

● 納税方法

市からお送りする納税通知書により、5月末日までに納めていただきます（末日が土・日曜日ときは翌月曜日）。納付方法は第4章市税の納付（P50）をご覧ください。

6. 市たばこ税

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者が、市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこに対してかかる税金です。

▶お問合せ 法人諸税課 総務諸税係（P95,96）

● 市たばこ税を納める人（納税義務者）

製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者

● 税率

税制改正に伴い、段階的に引き上げました。

製造たばこにかかる税率（1,000本あたり）

期間	～平成30年9月30日	平成30年10月1日～ 令和2年9月30日	令和2年10月1日～ 令和3年9月30日	令和3年10月1日～
市町村たばこ税	5,262円	5,692円	6,122円	6,552円

旧3級品の紙巻たばこは令和元年9月30日にて廃止されました。

■ 加熱式たばこの課税方法の見直し

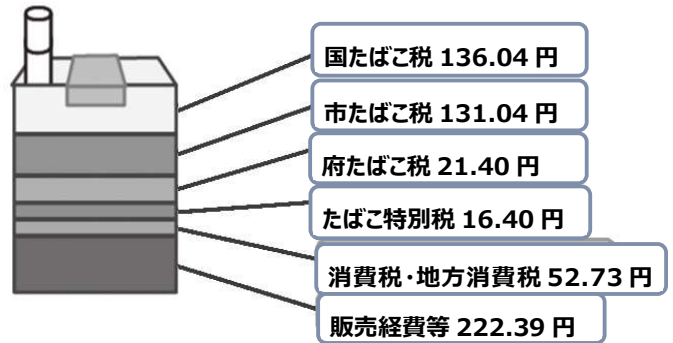
加熱式たばこは、「重量」をもとに、紙巻きたばこの本数に換算する方式で課税されていましたが、「重量」と「価格」をもとに紙巻きたばこの本数に換算する方式に平成30年10月1日から令和4年10月1日まで5年間かけて移行しました。

● 納税方法

製造たばこの製造者などが、毎月算出した税額を翌月末日までに申告し、納めることになっています。

■ たばこ 1 箱に含まれる税金

小売定価 580 円の銘柄の場合、
国税と地方税の内訳は右図のとおりです。
(令和 6 年 4 月 1 日現在)



● 電子申告 (eLTAX) の利用

市たばこ税の申告には、インターネットによる電子申告 eLTAX (エルタックス) をご利用ください。

申告書・修正申告書、返還に係る製造たばこの明細書などの提出ができます。→P64

7. 事業所税

事業所税は、大都市の都市環境の整備および改善事業に要する費用に充てるために設けられた目的税です。市内の事務所・事業所において、一定規模以上の事業を行う法人や個人に対してかかる税金です。

事業所税には事業所床面積に応じて課税される「資産割」と、従業者給与総額に応じて課税される「従業者割」があります。

▶お問合せ・申告先 法人諸税課 法人課税係 (P95,96)

区分	資産割		従業者割	
納税義務者	事業所等 (事務所、店舗、工場、倉庫など) において事業を行う法人または個人 ↳ 所有しているだけでなく、借りて使用しているものも含まれます。			
課税標準	法人	事業年度終了の日現在における事業所床面積	法人	事業年度中に支払われた従業者給与総額
	個人	その年の 12 月 31 日現在における事業所床面積	個人	その年中に支払われた従業者給与総額
税率	1 m ² につき年額 600 円		従業者給与総額の 100 分の 0.25	
免税点	事業所床面積 1,000 m ² 以下 (注)		従業者数 100 人以下 (注)	
納税方法	納税義務者が課税標準や税額などを申告し、納めることになっています。			
納付期限	法人	事業年度終了の日から 2 か月以内		
	個人	翌年の 3 月 15 日まで		

(注) 1. 事業所税は、市内のすべての事業所等を合算して課税されます。なお、免税点に関わらず、次の場合にも申告が必要です。

- (1) 市内の事業所等の床面積が 800 m²以上または従業者数が 80 人以上の場合
- (2) 前事業年度または前年中に納付すべき事業所税額があった場合
- (3) 事業所等を他に貸し付けている場合

2. 免税点の判定は、資産割と従業者割を別々に行いますので、どちらか一方だけが課税されることもあります。

電子申告のご利用を！

事業所税の申告には、インターネットによる電子申告 eLTAX (エルタックス) をご利用ください。
事業所税申告書、事業所等新設・廃止申告書などの提出ができます。 →P64

第4章 市税の納付

市税は、福祉、教育、土木事業など、毎日の暮らしや住みやすい都市の構築のために使われる財源です。市政の円滑な推進に市税が有効に活かされるように、定められた期限までに納税者の皆様が自主的に納めていただく自主納税と納期内納税にご協力ください。

1. 市税の納期

税目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民税	個人	普通徴収			1期		2期		3期		4期		
		特別徴収	徴収月の翌月 10 日まで										
	法人	確定申告	事業年度終了の日の翌日から原則として 2 か月以内										
		中間申告	事業年度開始後 6 か月を経過した日から 2 か月以内										
固定資産税・都市計画税			1期		2期					3期		4期	
軽自動車税（種別割）			全額										
市たばこ税		翌月の末日まで											
事業所税	個人	翌年の 3 月 15 日まで											
	法人	事業年度終了の日から 2 か月以内											
入湯税		翌月 15 日まで											

2. 市税の納付場所と納付方法

(1) 金融機関での納付

- 全国に所在する下記金融機関の本・支店（支所）で納付できます。金融機関は統廃合等により変更される場合がありますのでご注意ください。

(令和6年4月1日現在)

区分	名称
銀行	阿波、池田泉州、伊予、関西みらい、紀陽、京都、三十三、徳島大正、南都、みずほ、三井住友、三菱 UFJ、ゆうちょ ^(注) 、りそな
労働金庫	近畿
信用金庫	尼崎、永和、大阪、大阪厚生、大阪シティ、大阪商工
信用組合	近畿産業、成協、大同、のぞみ、ミレ
農業協同組合	大阪南、堺市

(注) ゆうちょ銀行・郵便局の場合、一部の納付書は大阪府や京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県のみでの取り扱いとなります。詳しくは納付書をご覧ください。

- QRコードが記載された納付書については、上記金融機関のほか、地方税共同機構が取扱う金融機関で納付できます。
【QRコードを読み取って納付できる税目】
市民税・府民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税（償却資産を含む）・都市計画税、軽自動車税（種別割）

納付可能な金融機関は地方税共同機構のホームページをご覧ください。

【地方税共同機構ホームページ 共通納税対応金融機関】

(<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>)



(2) 口座振替・自動払込による納付

市税を金融機関の預貯金口座から自動的に振り替えて納めることができます。
口座振替・自動払込は、一度申し込むと翌年度以降も継続されます。
納税には、安心・確実・便利な口座振替をご利用ください。

- 安心** ・納付のために現金を持ち歩く必要がありません。
- 確実** ・うっかり納め忘れて納期限を過ぎる心配がありません。
- 便利** ・わざわざ納期ごとに出かける手間がありません。

口座振替・自動払込できる税目	市民税・府民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税（償却資産を含む）・都市計画税、軽自動車税（種別割）
取扱金融機関	P50の金融機関
預貯金の種類	普通預金、当座預金、納税準備預金、郵便貯金（通常貯金）
申込期限	振替を開始する納期月の前月20日
振替日	期別納付は各納期の最終日、全期分前納は第1期分納期の最終日

■ お申し込み手続き

窓口で

申込書（口座振替納付依頼書）を、取扱金融機関の窓口にご提出ください。
申込書は市内の金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局及び市税事務所、各区市税の窓口にあります。

郵送で

申込書を、税務運営課あて（P98）に郵送してください。申込書は市税のホームページ（P65）からダウンロードすることもできます^{（注）}。

（注）ダウンロードできる申込書は税務運営課あて郵送専用です。金融機関窓口では受付できません。

【堺市ホームページ 堺市税口座振替納付依頼書・自動払込利用申込書】

(https://www.city.sakai.lg.jp/benri/download/download_shimin/mokuteki/kurashi/zeikin/hurikomi.html)



まとめてお申し込みいただけます！

市内の金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局及び市税事務所、各区市税の窓口にてお申し込みの際は、市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・市営住宅使用料・認定こども園等保育料・水道料金・下水道使用料の口座振替のお申し込みを一度にできます。どうぞご利用ください。

■ 全期分前納

市民税・府民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税（償却資産を含む）・都市計画税については、全期分前納（一括納付）で口座振替・自動払込をしていただくこともできます。一度お申し込みをしていただくと、変更のお申し出のない限り、翌年度以降も継続して全期分前納の取り扱いをさせていただきます。

■ 預貯金残高不足の場合

残高が不足している場合、振替ができません。市役所から別途送付する納付書を使って金融機関で納めてください。再振替は行いません。この場合、次の納期から口座振替を再開します。

また、全期分前納を申し込まれている方の場合、この年度の第1期分は納付書で納めていただき、第2期分以降は納期ごとに振替をします。翌年度は全期分前納による振替を再開します。

【ご注意】

- ・口座内容に変更があった場合は、新たにお申し込みが必要となります。
- ・長期間課税がなかった方など、一定の要件に該当した場合は口座振替の取り扱いを取り消させていただきますので、再開には再度お申し込みが必要となります。
- ・市民税・府民税・森林環境税、固定資産税（償却資産含む）・都市計画税について、第1期分から第4期分まで連続で預金不足のため口座振替できなかった場合、口座振替の取り扱いを取り消させていただきます。
- ・口座名義人の方が亡くなられた場合、口座振替を継続することができません。新たに口座振替の申込手続き（P51）が必要となります。

（3）コンビニエンスストアでの納付

全国に所在する下記のコンビニエンスストアの店舗で納付できます。

（令和6年4月1日現在）

セブン-イレブン	ローソン	ファミリーマート	デイリーヤマザキ	ヤマザキデイリーストア
ニューヤマザキデイリーストア	ヤマザキデイリーストア	ミニストップ	ポプラ	生活彩家
くらしハウス	スリーエイト	セイコーマート	ハマナスクラブ	MMK 設置店*

* MMK 設置店とは MMK（マルチメディアキオスク）端末が設置されているスーパーマーケットやドラッグストア等の店舗のことです。

* コンビニエンスストアは統廃合等により変更される場合がありますのでご注意ください。

【コンビニエンスストアで納付できる税目】

- ・市民税・府民税・森林環境税（普通徴収）
- ・固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- ・軽自動車税（種別割）

【コンビニエンスストアで納付できない納付書】


- ・1つの納期（1枚の納付書）の納付額が30万円を超える納付書
- ・コンビニ収納用バーコードが印刷されていない納付書
- ・バーコードが読み取れないなど、受付できない納付書
- ・金額が訂正された納付書

【ご注意】

- ・コンビニエンスストアでは、現金納付に限ります。

- ・コンビニエンスストアでは、ブック式（冊子タイプ）の納付書は取り扱いできないため、前述の税目については単票（1枚単位）の納付書になっています。納付の際は、納付書に記載されている期別と納期限をご確認のうえ、[納付していただく納付書のみを支払窓口にお出してください。](#)
- ・コンビニエンスストアで納付していただいた場合、堺市で納付確認ができるまでに20日程度の期間を要します。その期間内に堺市に納税証明書の申請をされる場合は、本人確認ができる書類と領収証書を証明発行窓口へお持ちください。
- ・コンビニエンスストアで納付していただいた場合、必ずレシートと領収証書を受け取り、大切に保管してください。

（4）Pay-easy ペイジー（A T M、インターネットバンキング、モバイルバンキング）を利用した納付

Pay-easy（ペイジー）マーク  が印刷されている納付書は、金融機関のA T M（ペイジー対応のA T Mに限ります）、インターネットバンキング（パソコン）、モバイルバンキング（携帯電話）で納付できます。納期限内であれば24時間^{（注）}いつでも納付できます。

インターネットバンキング、モバイルバンキングで納付される場合は、事前に、金融機関への申し込みが必要になります。（既にサービスを利用されている方は新たな申し込みは不要です。）利用できる納付方法（A T M、パソコン、携帯電話）などは金融機関により異なりますので、市税のホームページ（P65）や金融機関にご確認のうえご利用ください。

（注）システムメンテナンス等により、年始等一部ご利用いただけない時間帯があります。

【ペイジーで納付できる税目】

コンビニエンスストアで納付できる税目（P52）と同一

【ご注意】

- ・ペイジーで納付された場合は、領収証書が発行されません。また、軽自動車税（種別割）の「継続検査用」納税証明は、軽JNKS（※）の運用開始に伴い、令和5年度より送付を廃止しています。領収証書が必要な場合や納付後すぐに車検を受けたい場合は、金融機関（P50）、コンビニエンスストア（P52）などで納付してください。

※軽自動車税（種別割）の車両ごとの納付情報を、軽自動車検査協会がオンラインで確認できるシステムです。

（5）市役所（本庁及び各区役所）内の指定金融機関派出所での納付

本庁や各区役所1階にある指定金融機関派出所（銀行窓口）で納付できます。

（6）スマートフォン決済アプリを利用した納付

スマートフォン等のアプリケーションを利用し、納付書に記載のQRコードを読み取ることで、24時間いつでも納付できます。（LINE Payのみ、コンビ二収納用バーコードを読み取って納付してください。）

【スマートフォン決済アプリで納付できる税目】

- ・市民税・府民税・森林環境税（普通徴収） ・固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- ・固定資産税（償却資産）※LINE Payは利用不可 ・軽自動車税（種別割）

【利用できるスマートフォン決済アプリ】

QRコードで納付可能なスマートフォン決済アプリは地方税お支払サイトホームページをご覧ください。

【スマートフォン決済アプリ一覧】

https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser?id=payment_application



【ご注意】

- ・スマートフォン決済アプリで納付された場合は領収証書が発行されません。また、軽自動車税（種別割）をスマートフォン決済アプリにて納付された場合、軽自動車の継続検査用証明書についても送付されません。領収証書や継続検査用証明書が必要な場合は、金融機関（P50）、コンビニエンスストア（P52）などで納付してください。
- ・各社アプリケーションの利用は無料ですが、ダウンロード及び利用にかかるパケット通信料は利用者の負担です。
- ・各スマートフォン決済アプリの払込限度額及び詳しい操作方法については、各アプリケーションのホームページをご確認ください。
- ・パソコンやスマートフォン以外の携帯電話からの納付はできません。

（7）地方税お支払サイトでの納付

QRコードが記載された納付書は、パソコン・スマートフォンからクレジットカード等の納付が可能です。詳しくは地方税お支払サイトホームページをご覧ください。



【地方税お支払サイトホームページ】 <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

【ご注意】

- ・地方税お支払サイトで納付された場合は、領収証書が発行されません。また、軽自動車税（種別割）の継続検査用納税証明書についても送付されません。領収証書や継続検査用証明書が必要な場合は、金融機関（P50）、コンビニエンスストア（P52）などで納付してください。
- ・クレジットカードでの納付の際はシステム手数料が発生します。

3. 市税の滞納と滞納処分

（1）市税の滞納

市税は、定められた期限（納期限）までに、納税者の皆様に自主的に納めていただくものです。

納期限までに納税しないことを滞納といいます。滞納になると、納期限までに納めた方との公平を保つため、本来の税額のほかに、延滞金もあわせて納めていただくことになります。

延滞金の利率はかなり高いものとなっており、思いもよらない高額になることもあります。

■延滞金の計算

$$\text{延滞金} \text{ (注2)} = \text{税額} \text{ (注1)} \times \frac{(A)}{365} \times 2.4\% + \text{税額} \text{ (注1)} \times \frac{(B)}{365} \times 8.7\%$$

(A) ..納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間

(B) ..納期限の翌日から1か月を経過した日より納付の日までの日数

納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間に適用される利率 = 2.4%

納期限の翌日から1か月を経過した日より納付の日までの期間に適用される利率 = 8.7%

(適用される利率は令和6年1月1日のものであり、1年ごとに見直しが行われます。)

【注1】 延滞金の対象となっている税額が2,000円未満の場合はその全額を、2,000円以上の場合は1,000円未満端数を切り捨てます。

【注2】 延滞金の計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて計算します。計算の結果、延滞金が1,000円未満の場合はその全額を、1,000円以上の場合は100円未満端数を切り捨てます。

(2) 滞納処分

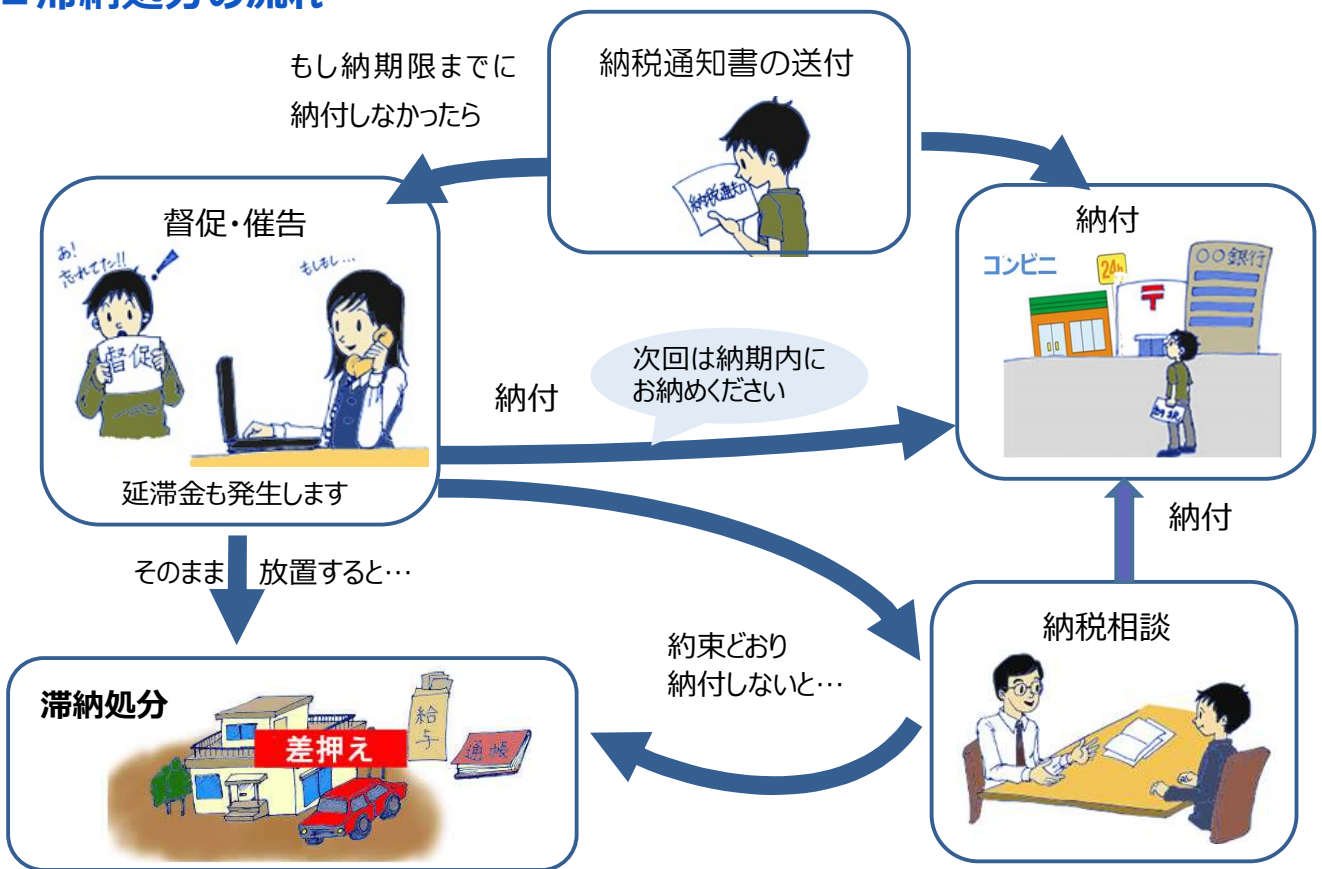
市税を滞納されると、地方税法に基づき督促状を送付します。法律では、「督促状を発送した日から10日を経過した日までに完納しないときは財産を差し押さえなければならない」と定められています。

納税されない場合には、大切な市税を確保するため、また、納期内に納めていただいた方との公平を保つために、滞納者の預貯金や給与などの財産を差し押さえます。

差押のあとも特別な理由なく滞納が続く場合は、差し押さえた財産の取立てや公売などの処分を行い、滞納された市税へ充当します。

こうした差押や取立て、公売などの一連の手続きを滞納処分といいます。滞納処分は、自主的に納税していただけない場合に、法律に基づく手続きにより市税の確保を図るものです。

■ 滞納処分の流れ



滞納は納税者にとって不利益です。納期内納付にご協力ください

市税を滞納すると、本来の税額のほかに、延滞金もあわせて納めていただくことになります。督促状や催告書が届いたらすぐに内容を確認いただき、納付していただくか、納付ができない事情がある場合は、納税課(P95,96)にご連絡ください。

何の連絡もなく滞納が続く場合や、納付資力があるにもかかわらず納付がない場合は、差押等の滞納処分を受けることになり、納税者にとって不利益です。滞納を放置することなく、納期内納付にご協力ください。

4. 市税の減免と納税の猶予

風水害などの天災により被害を受けた、生活保護法に基づき生活扶助を受けている、などの特別な事情により市税の納付が困難な場合は、その事情に応じて、税の減免または納税の猶予を受けられる場合があります。

(1) 市税の減免

減免を受けるには、納期限までに納税通知書、証明書などを持って申請する必要があります。詳しくは（ ）内の担当課へお問合せください。

市税の種類と担当	主な要件
個人の 市民税・府民税 ・森林環境税（国税） （市民税課）	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護法の規定による生活扶助やそのほか貧困により公の扶助を受けている ○失業や事業不振、病氣療養等により著しく所得が減少した ○死亡 ○不慮の災害により被害を受けた など <p>いずれも、全額納付が困難で一定の条件に合致したときに限ります。</p>
土地・家屋にかかる 固定資産税・都市計画税 （固定資産税課 （各区担当））	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護法の規定による生活扶助を受けている人が所有する固定資産 ○上記以外の公の扶助を受けている人が所有し、自ら使用する家屋（50 m²まで）とその敷地（100 m²まで） ○生活困窮者などで一定の要件を満たす人が所有し、居住の用に供している家屋とその敷地 ○不慮の災害により被害を受けた固定資産 など
償却資産にかかる 固定資産税 （固定資産税課 （償却資産係））	<ul style="list-style-type: none"> ○不慮の災害により被害を受けた償却資産 など
軽自動車税 （種別割） （法人諸税課）	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護法の規定による生活扶助やそのほか貧困により公の扶助を受けている人が所有し、使用している軽自動車など ○身体障害者等が所有し、使用している軽自動車など ○生計を共にする者が身体障害者等のために使用する軽自動車など ○常時介護する者が身体障害者等（身体障害者等のみで構成された世帯に限る）のために使用する軽自動車など ※生活保護の減免、障害者等の減免についてはいずれも1人1台に限ります。 ○その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車など ○地域防犯のため専らその用に供する軽自動車など ○公益事業を営む人が所有し、かつ専ら当該事業のために使用する軽自動車など <p>いずれも一定の条件に合致したときに限ります。</p>

(2) 納税の猶予

市税を一時に納付することができない方のために、一定の要件に該当する場合、猶予を受けられる制度があります。詳しくは納税課にお問合せください。

- 市税の猶予制度（徴収猶予）
- 市税の猶予制度（換価の猶予）

第5章 市税について不服のあるときは

市税について、不服のあるときは、内容に応じて、審査請求か審査の申出により不服を申立てることができます。ただし、審査の申出ができる不服については、審査請求をすることはできません。

1. 審査請求

市税の賦課決定や督促、滞納処分などの処分についての不服（固定資産の価格に対する不服は除く。）を審査します。

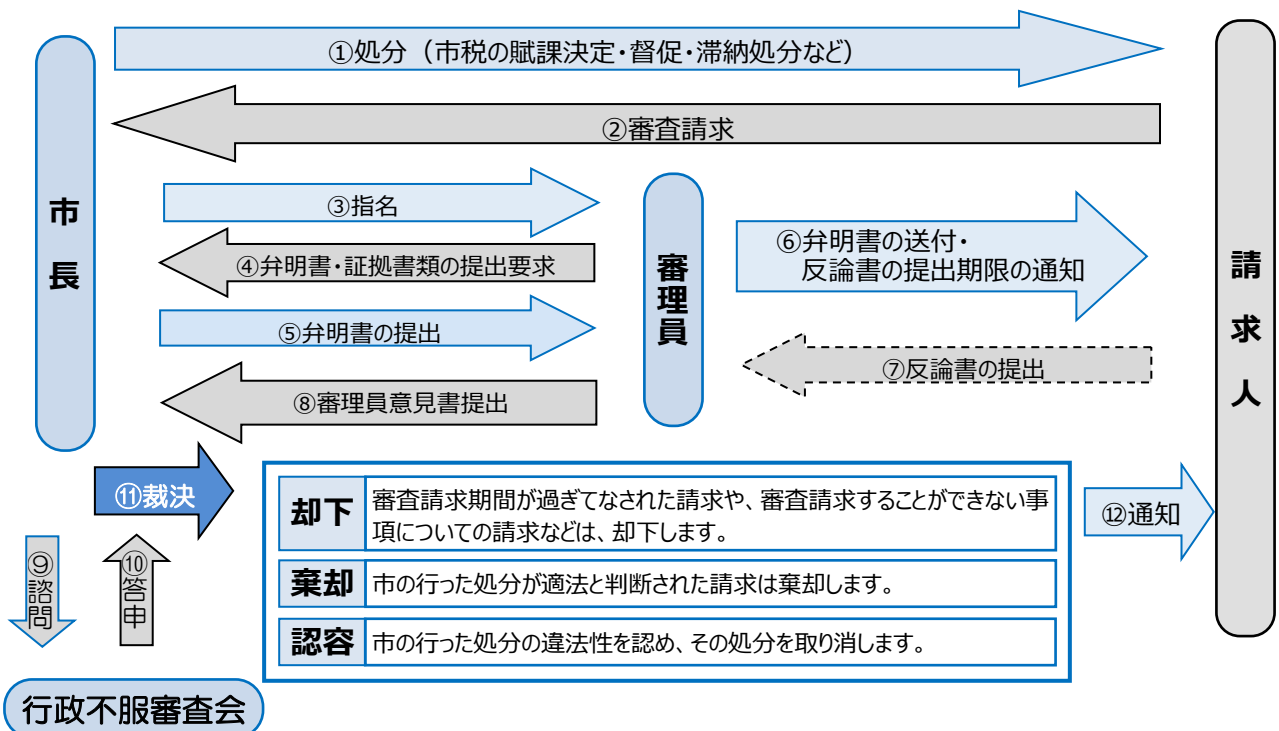
審査請求ができる人	市税の賦課決定、督促、滞納処分などの処分を受けた人	
審査請求先（審査機関）	堺市長	
請求期間	市税の賦課決定	納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
	督促	督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
	不動産などの差押	差押の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内、またはその公売期日などのどちらか早い日

■ 審査請求の流れ

審査請求を受けて、市税の処分に関係していない審理員が審理手続を行います（審査請求期間を経過してなされた審査請求などを除く。）。審理員は意見書として一定の結論を出して、審査庁である市長に提出します。

市長は、原則として審理員の意見書について第三者機関である行政不服審査会へ意見を求め（諮問）、意見を受けます（答申）。答申後、裁決書を作成して請求人へ通知します。

なお、裁判所へ処分の取消しの訴えを起こすには、この裁決を経てからでないとできません。ただし、処分の執行による著しい損害を避ける緊急の必要がある場合などには、審査請求を経ずに裁判所へ処分の取消しの訴えを起こすことができます。



2. 審査の申出

固定資産税・都市計画税の税額計算のもとになった価格（評価額）に関する不服については、固定資産評価審査委員会へ審査の申出をすることができます。基準年度（※）と基準年度以外の年度では審査の申出ができる事項が異なります。

審査の申出ができる人	固定資産税の納税者	
申出先（審査機関）	固定資産評価審査委員会	
申出期間	市長が固定資産の価格（評価額）などを固定資産課税台帳に登録したことを公示した日（令和6年度は4月1日）から、固定資産税の納税通知書の交付を受けた日後3か月までの間	
申出ができる事項	令和6年度（基準年度）	令和7・8年度（基準年度以外）
	固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前年中に地目の変換や分筆などにより新たに評価された土地の価格（評価額） ○ 前年中に新築、改築、一部破壊などの事情により新たに評価された家屋の価格（評価額） ○ 地価の下落に伴う土地の価格（評価額）修正について

（※）基準年度について

土地と家屋の評価額は3年に1度の基準年度に見直しを行います。
令和6年度は、基準年度です。

固定資産評価審査委員会とは

固定資産税の納税者は、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に不服がある場合、固定資産評価審査委員会に審査の申出ができます。固定資産評価審査委員会は、市長が登録した評価額についての納税者の不服を審査するために設けられた中立的な機関です。

第6章 市税の証明書

1. 窓口での取得

(1) 請求できる人と請求時に必要なもの

請求者	必要なもの
本人	・本人確認ができる書類 (注1)
現在同居している親族	・請求者の本人確認ができる書類 ・委任状 (注2)
相続人	・請求者の本人確認ができる書類 ・相続権が確認できるもの (戸籍・除籍謄本等)
借地・借家人等	・請求者の本人確認ができる書類 ・賃借人及び賃貸物件が記載されている賃貸借契約書
固定資産の現所有者 (注3)	・請求者の本人確認ができる書類 ・登記事項証明書、登記完了証、売買契約書等所有権の移転を確認することができる書類
上記以外の人	・請求者の本人確認ができる書類 ・委任状
法人	・請求者 (窓口に来た人) の本人確認ができる書類 ・代表者印 (あるいは代表者印を押印した委任状) ・当該法人との関係が分かる書類 (社員証、職員証等)

(注1) 本人確認ができる書類とは、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証などです。他市で本人へのなりすまし等により個人情報不正に取得する事例が発生していますので、本人確認を厳格にしています。ご理解、ご協力をお願いします。

(注2) 堺市在住かつ同一世帯で住民登録されている方や、公的機関が発行する書類等で「同居していること」と「親族であること」が分かる方は委任状を省略できます。それ以外の方は委任状が必要です。

(注3) 賦課期日 (令和6年1月1日) 後に所有権移転等により固定資産を取得した人。

税務証明交付申請書・委任状の様式は、堺市ホームページ：「くらし・手続き→税金→申請書ダウンロード→税に関する申請書類→税務証明交付申請書」からダウンロードすることができます。

「年度分」か「年分」か？

税の窓口でよく混乱するのが「年度分か年分か」ということです。

令和6年度に発行できる最新の所得・課税証明書 (※) には、令和5年中の所得に対して課税された令和6年度の市民税・府民税・森林環境税 (国税) が記載されています。単に「令和5年の証明を」と請求があっても、「令和5年度の課税」についての証明か「令和5年分の所得」についての証明かの判断がつかない場合もありますので、提出先などに確認のうえ請求してください。

※毎年6月から発行可能になります。ただし、給与所得者で市民税・府民税のすべての税額を特別徴収の方法でお納めいただく方については、特別徴収税額決定通知書発送後の5月中旬頃から発行可能です。

(2) 証明書の種類と取扱窓口など

種類	内容	取扱窓口	手数料
市民税・府民税・森林環境税（所得・課税）証明書 ^(注4)	1年間の所得金額、税額など	各区役所 市民課 ^(注4)	1年度につき
固定資産評価証明書（土地・家屋）	土地・家屋の所在地、地積、床面積とその評価額など	各区役所 市民課	土地： 1年度1筆につき 家屋： 1年度1棟につき
固定資産公課証明書（土地・家屋）	「固定資産評価証明書」の内容に加えて、課税標準額と税額		300円
固定資産評価証明書（償却資産）	償却資産の種類、評価額、決定価格、課税標準額など	市税事務所 固定資産税課 償却資産係	1年度・1種類 又は1名称につき
固定資産公課証明書（償却資産）	「固定資産評価証明書」の内容に加えて、税額		1年度1名称につき
納税証明書 ^(注5)	市民税・府民税、固定資産税、その他の市税の課税額と納付額など	各区役所 市民課	1年度1税目につき
住宅用家屋証明書	一定の要件を備えた住宅に対する証明で、登録免許税の軽減税率の適用を受ける際に必要 →P69	市税事務所 固定資産税課 または 税務サービス課 (堺区市税の窓口)	1件につき 1,300円

(注4) 市民税・府民税・森林環境税（所得・課税）証明書（本人の最新年度分）は、コンビニエンスストア等でも取得できます。詳しくは下記をご覧ください。

(注5) 納税後すぐに納税証明書を請求する場合は、領収証書をお持ちください。

市税の証明書の記載事項についての問合せは？

証明書に記載された所得金額、課税物件の面積や税額など詳しい内容については、市税事務所 各税目の担当課にお問合せください。→P95,96

2. 自動交付機・コンビニエンスストアでの取得

窓口より安く、土曜・日曜日、祝休日、深夜・早朝でも取得できます！

窓口以外でも、全区役所に設置している自動交付機や、全国のコンビニエンスストア等の専用端末（マルチコピー機）で取得できます。

【取得できる市税の証明書】市民税・府民税・森林環境税（所得・課税）証明書（本人の最新年度分のみ）

【手数料】1通 150円

【利用時間】

自動交付機（各区役所市民課に設置）：平日の午前9時から午後5時30分まで

※土曜・日曜日、祝休日、年末年始（12月29日～1月3日）は利用できません。

コンビニエンスストア等：午前6時30分から午後11時まで

※12月29日～1月3日とメンテナンス作業等の保守点検期間は利用できません。

【注意事項】・証明書の取得には、マイナンバーカードが必要です。

・転出等ですでに堺市に住民登録のない方は利用できません。

3. 郵送請求による取得

市税の証明書は、郵送でも請求することができます。次の①～④を同封の上、下記あてに郵送してください。ご不明な点は取扱窓口までお問合せください。

① 申請の内容を記載した文書

堺市ホームページ：「くらし・手続き→税金→申請書ダウンロード→税に関する申請書類→税務証明交付申請書」にある「税務証明交付申請書」か、便せんなどの用紙に以下の例を参考にして必要事項を記載してください。

＜申請の様式例＞

氏名	_____	生年月日	_____
現住所	_____		
[堺市での住所 (a)]	_____		
電話番号 (b)	_____		
使用目的 (c)	_____		
_____	年度	_____	証明を _____ 通 請求します。(d)

(a) 市外へ転出された場合には、[堺市での住所]も記載してください。

(b) 請求の内容についてお尋ねすることがありますので、日中に連絡できる電話番号を記載してください。

(c) 記載例：融資・扶養・児童扶養手当・保育所・学校・税務署・法務局など

(d) 土地・家屋の評価証明や公課証明の場合には、その所在地と土地・家屋の区分を記載してください。

② 証明手数料：郵便局で発行する定額小為替を証明書交付手数料分（→P60）同封してください。

↳ お釣りのないようお願いします。

③ 返信用封筒および返送料：返送先の住所・氏名を記載した封筒に所要額の切手を貼ってください。

④ 請求者の本人確認ができる書類：マイナンバーカード（表面のみ）、運転免許証、健康保険証（保険者番号及び被保険者記号・番号をマスキング（黒で塗りつぶし）したもの）などのコピーを同封してください。本人以外の方や法人が請求するときは、追加で書類等が必要な場合があります。→P59

郵送請求の取扱窓口

- 市民税・府民税・森林環境税（所得・課税）証明書、固定資産評価・公課証明書（土地・家屋）、納税証明書は、**戸籍住民課 郵送証明担当**
（〒590-8501（住所記載不要） 堺市役所 電話 072-228-7048）
※市役所専用郵便番号のため、あて先住所の記載は不要です。
- 償却資産にかかる証明書（納税証明書を除く）は、**固定資産税課 償却資産係**
（〒591-8037 堺市北区百舌鳥赤畑町1丁3番地1 電話 072-231-9765）
- 住宅用家屋証明書は、**固定資産税課**
（〒591-8037 堺市北区百舌鳥赤畑町1丁3番地1 電話 072-231-9761～9764）

4. 電子申請による取得

スマートフォンやパソコンを使って、堺市電子申請システムからオンラインで市税の証明書の交付申請ができます。

(<https://lgpos.task-asp.net/cu/271403/ea/residents/portal/home>)



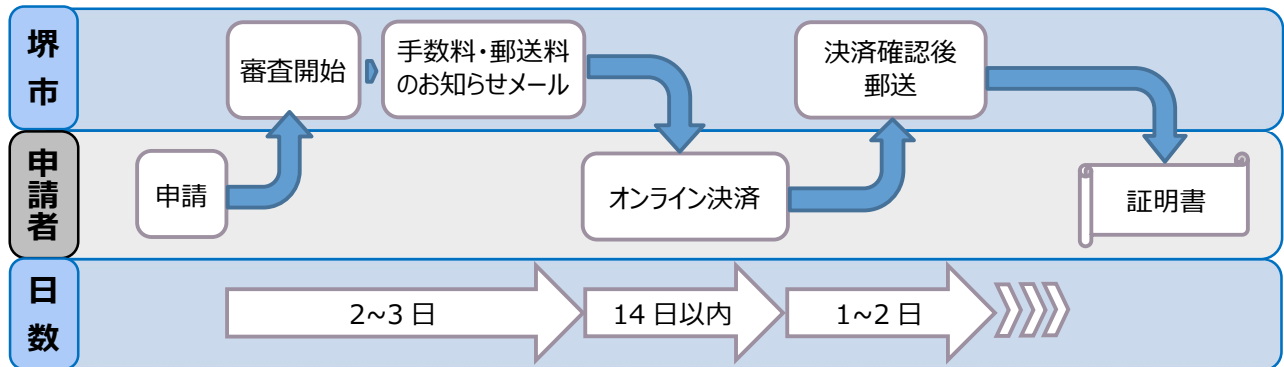
(1) 申請できる人と申請時に必要なもの

個人	法人
本市市税の納税義務者本人	
マイナンバーカードをお持ちで 署名用電子証明書の登録をされている方	次のいずれかの署名用電子証明書をお持ちの法人 <ul style="list-style-type: none"> ・商業登記に基づく電子証明書（商業登記電子証明書） ・TDB 電子認証サービス TypeA の電子証明書 ・e-Probatio PS2 サービスの電子証明書 ・AOSign サービスおよび法人認証カードサービスの電子証明書
オンライン決済が可能な方・法人 ※利用できるオンライン決済の種類については、堺市電子申請システムの「よくあるご質問」をご確認ください。	

(2) 手数料・郵送料

窓口と同額の手数料（→P60）に加え、郵送料（証明書の枚数に応じて変動）が必要です。

(3) 申請の流れ



日数はあくまでも目安です。申請内容によっては、さらに期間を要する場合があります。

土曜・日曜日、祝休日、年末年始（12月29日～1月3日）は、審査や発送等の業務を行いません。

1. 市税の電子申告と電子納税(eLTAX)

堺市では地方税ポータルシステムの「eLTAX（エルタックス）^(注1)」のサービスを利用して、市税の電子申告、電子納税が行えます。窓口に出向かずにインターネットを通じて簡単に手続きができますので、ぜひご利用ください。

(1) 電子申告について

■堺市で電子申告ができるもの

個人市民税・府民税（特別徴収）	給与支払報告書、特別徴収への切替申請書、異動届出書 納期の特例申請書、退職所得に係る納入申告書 など
法人市民税	確定申告書、予定申告書、法人設立・設置届出書 など
固定資産税（償却資産）	償却資産申告書、種類別明細書 など
事業所税	事業所税申告書、事業所等新設・廃止申告書 など
入湯税	入湯税納入申告書、鉱泉浴場経営(異動)申告書 など
市たばこ税	申告書・修正申告書、返還に係る製造たばこの明細書 など

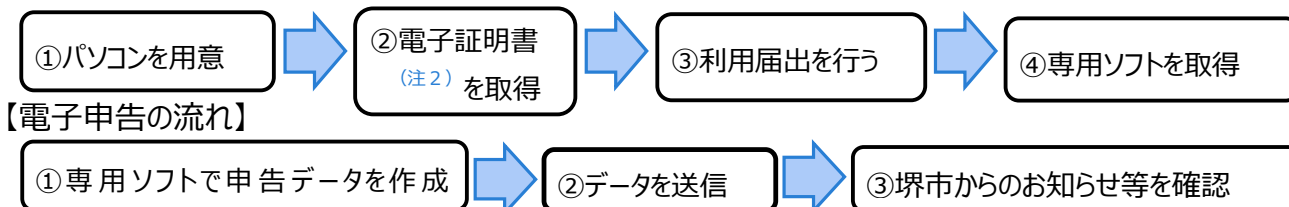
■利用できる方

- 上記の申告を行う納税者
- 税理士及び税理士法人等の税理士業務を行う方

■利用するには？（詳しくは eLTAX（エルタックス）のホームページをご確認ください。）

【事前手続き】

eLTAX ホームページにて



(2) 電子納税について

電子納税は、税目に応じて納付手続きの方法が異なりますので、eLTAX（エルタックス）のホームページを確認いただき、納付してください。

■堺市で電子納税ができる税目

- 個人市民税・府民税・森林環境税（給与所得等及び退職所得に係る特別徴収）

※退職所得に係る特別徴収については、森林環境税を除く。

- 法人市民税
- 事業所税
- 入湯税
- 市たばこ税

- 納付書にQRコード記載の税目（地方税お支払サイトでの納付）

市民税・府民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税（償却資産を含む）・都市計画税、軽自動車税（種別割）

(3) 電子申告・納税の問合せについて

- eLTAX について 地方税共同機構へ (<https://www.lta.go.jp/>)

- eLTAX ヘルプデスク（電話）0570-081459
9時～17時（土・日・祝日、年末年始<12月29日～1月3日>は除く）
- 申告内容について

個人市民税・府民税（特別徴収）	……市民税課 特別徴収係
法人市民税・事業所税	……法人諸税課 法人課税係
入湯税・市たばこ税	……法人諸税課 総務諸税係
固定資産税（償却資産）	……固定資産税課 償却資産係

（注1） eLTAX とは、地方税共同機構が運営するシステムです。

（注2） 利用できる電子証明書は、eLTAX ホームページでご確認ください。なお、税理士関与の電子申告は、納税者の電子証明書は不要です。

【ご利用時間】 8時30分～24時（土・日・祝日、年末年始<12月29日～1月3日>は除く）

2. 市税のホームページ

● パソコン版ホームページ

(<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/zei/index.html>)

税金のお知らせや市税のあらましがご覧いただけます。市税事務所のご案内や証明書についても詳しく掲載しています。

「申請書ダウンロード」のページから様々な申請書式をダウンロードしていただけます。

3. 差押財産の公売情報メールマガジン



市税の滞納者から差し押さえた財産（動産・不動産・自動車）の公売を実施する際（不定期）に、日程などの情報をお知らせするメールマガジンです。あらかじめ登録していただいたパソコンや携帯電話に無料で配信します。どうぞご利用ください。

■ 登録方法

● パソコンから登録

(<https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/koho/koho/merumaga/index.html>)

堺市ホームページから利用登録ができます。

● 携帯電話から登録

インターネットおよび電子メールが可能な携帯電話から、m0001@emp.ikkr.jp に空メールを送信していただき、その後で返信されるメールの案内により登録してください。送信先アドレスは上の二次元コードでも読み取っていただけます。（対応機種のみ）

4. 租税教室（租税教育推進協議会による税の講師派遣制度）

国や地方公共団体の財政を支える税について、正しく理解をしていただくため、国・府・市の税務機関と教育機関や関係民間団体が協力して、児童、生徒、学生、社会人などを対象に租税教室の開催など様々な活動を行っています。

学校や市民講座などからの要請に基づき無料で講師を派遣し、身近な例や話題をもとに、税の意義、役割、仕組みや使い道など、「税」について考えるきっかけづくりを行います。

授業時間、内容などについては、ご相談ください。

また、租税教育用 DVD も無料で貸し出していますので、お気軽に事務局までご連絡ください。

租税教室のお申し込みは、
 堺税務署総務課内「堺租税教育推進協議会事務局」へ
 電話(072) 238 - 5551（代表）
 （自動音声案内に従い「2」を選択してください。）



5. どこでもセミナー～堺市生涯学習まちづくり出前講座～

市のごとや制度について「講座メニュー」から選んでいただき、市職員がみなさんの地域に出向いてお話しするものです。堺市税務部では、現在次の講座を提供しています。

- なるほど納得！やさしい市税講座
- 知っておきたい市税のしくみ①（市・府民税）
- 知っておきたい市税のしくみ②（固定資産税）

●受講できる方

堺市内に在住、在勤または在学する 10 人以上の団体やグループです。

●申込方法

市役所市政情報センター、区役所市政情報コーナーなどにある「堺市生涯学習まちづくり出前講座申込書」に必要事項を記入し、受講希望日の 2 週間前までに、郵送・FAX・電子申請のいずれかの方法でお申込みください。

堺市 市民人権局 市民生活部 生涯学習課
 電話 (072) 228 - 7631 FAX (072) 228 - 0371



●開催時間、開催場所

開催時間は、市役所の休業日以外の午前 9 時から午後 9 時までの間で 2 時間以内です。

開催場所は堺市内に限ります。会場、備品などは受講する団体・グループ(主催者)でご準備ください。

第8章 国税と府税

1. 国の税金

(お問合せは P98 をご覧ください。)

直接税	所得税	個人の一年間の所得に対してかかります。
	法人税	会社や協同組合などの法人の所得に対してかかります。
	地方法人税	平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度からの地方税の引き下げに合わせて創設された税で、法人税の額(基準法人税額)に対してかかります。
	復興特別所得税	東日本大震災からの復興のための施策に必要な財源確保のため、平成 23 年 12 月に創設された税で、所得税の額(基準所得税額)に対してかかります。
	相続税	財産を相続又は遺贈により取得したときにかかります。
	贈与税	個人から財産をもらったときにかかります。
	地価税	土地や借地権などにかかります(平成 10 年から課税は停止しています)。
	特別法人事業税	法人事業税とあわせて府が徴収し、国に払い込みます。
間接税	消費税	商品の販売、物品の貸付け、サービスの提供などの取引や輸入される貨物に対してかかります。
	酒税	清酒・ビール・ワインなどを製造場から出荷したときや輸入したときにかかります。
	揮発油税	自動車のガソリンなどを製造場から出荷したときや輸入したときにかかります。
	地方揮発油税	
	石油石炭税	原油・天然ガス・石炭を採取場から出荷したときや、原油・天然ガス・石油製品及び石炭を輸入したときにかかります。
	航空機燃料税	航空機燃料を航空機に積み込んだときにかかります。
	石油ガス税	石油ガスを自動車用容器に充てんし、出荷したときや、輸入したときにかかります。
	電源開発促進税	電力会社が一般家庭などへ電気を供給したときにかかります。
	たばこ税	たばこを製造場から出荷したときや輸入したときにかかります。
	たばこ特別税	
	印紙税	契約書、受取書など税法に定められた文書を作成したときにかかります。
	国際観光旅客税	日本からの出国 1 回につき 1,000 円かかります。
	登録免許税	不動産、船舶、会社の登記、登録、特許などのときにかかります。
	自動車重量税	自動車検査証の交付や車両番号の指定を受けるときにかかります。
	とん税	外国貿易に従事する船舶が寄港したときにかかります。
特別とん税		
関税	外国から輸入した貨物にかかります。	

国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/>

2. 大阪府の税金

(お問合せは P98 をご覧ください。)

普通税	府民税	個人府民税	府内に住所のある個人にかかります。
		法人府民税	府内に事務所・事業所のある法人にかかります。
		利子等に係る府民税	金融機関等から利子等の支払を受けるときにかかります。
		特定配当等にかかる府民税	上場法人等から配当等の支払を受けるときにかかります。
		特定株式等譲渡所得金額にかかる府民税	源泉徴収選択口座内保管上場株式等の譲渡益の支払を受けるときにかかります。
	事業税	法人事業税	事業を営んでいる法人の所得等にかかります。
		個人事業税	事業を営んでいる個人の所得にかかります。
	不動産取得税		土地や家屋を取得したときにかかります。
	自動車税	自動車税（環境性能割）	自動車を取得したときにかかります。
		自動車税（種別割）	自動車の所有者にかかります。
	鉱区税		鉱業権を有する者にかかります。
	府が課する固定資産税		市町村でかかる固定資産税（償却資産）のうち一定の額を超えるものにかかります。
	間接税	地方消費税	
府たばこ税		卸売販売業者等が小売販売業者に売り渡したたばこの本数に応じてかかります。	
ゴルフ場利用税		ゴルフ場を利用したときにかかります。	
軽油引取税		軽油の引取り等をしたときにかかります。	
目的税	直接税	狩猟税	狩猟者の登録を受けるときにかかります。
	間接税	宿泊税	大阪府内の宿泊施設に宿泊（一泊 7 千円以上）したときにかかります（法定外目的税）。

1. マイホームと税金

マイホームの取得や買い替えに関係するさまざまな税金について解説します。

● マイホームに関係する主な税金

「取得」すると	登録免許税 (1) / 印紙税 (2) / 不動産取得税 (3) / 所得税 (住宅借入金等特別控除) (4) / 市民税・府民税 (住宅借入金等特別税額控除) →P21 / このほか、相続や贈与の場合は相続税や贈与税
「保有」していると	固定資産税→P31、都市計画税→P45
「改修」すると	固定資産税→P41,42、所得税 (住宅借入金等特別控除) (4)
「譲渡」したとき	所得税、市民税・府民税 (譲渡所得にかかる課税と特例) (5) / 印紙税 (2)

(1) 登録免許税 (国税)

土地や家屋を取得して、登記をするときにかかる税です。

■ 税額の計算方法

$$\text{不動産の価額} \times \text{税率} = \text{税額}$$

↳ 一般的に、固定資産税の評価額です。

■ 税率

登記の種類	所有権の移転登記				所有権の 保存登記
	相続	贈与	売買		
			土地	建物	
税率	0.4%	2.0%	2.0% (注1)	2.0%	0.4%
住宅用家屋の軽減税率 (注2) ～令和9年3月31日	—	—	—	0.3%	0.15%
特定認定長期優良住宅の軽減税率 (注2) ～令和9年3月31日	—	—	—	0.1% (注3)	0.1%

(注1) 平成25年4月1日から令和8年3月31日までに所有権の移転登記を行った場合は1.5%。

(注2) 住宅用家屋の軽減税率の適用を受けるには、登記の際、固定資産税課または税務サービス課 (堺区市税の窓口) で発行する住宅用家屋証明書 (P60) などを添付する必要があります。

(注3) 戸建て住宅の場合は0.2%となります。

■ 住宅用家屋の軽減税率の適用を受けるための主な要件

新築住宅	(a) 自分が居住するための家屋であること (b) 家屋の床面積 (登記面積) が50㎡以上であること (c) 新築後 (取得後) 1年以内の登記であること	中古住宅	左の(a)～(c)の要件と、昭和57年1月1日以後に建築された家屋又は一定の耐震基準に適合している家屋であること
------	--	------	--

■ 特定認定長期優良住宅の軽減税率の適用を受けるための主な要件

- 新築又は、建築後使用されたことのない特定認定長期優良住宅 (床面積 (登記面積) が50㎡以上) であること
- 自分が居住するための家屋であること
- 新築後 (取得後) 1年以内の登記であること

(2) 印紙税 (国税)

家屋や土地を売買した場合などに作成する各種の契約書には、収入印紙を貼り消印することで印紙税を納付します。

右の表は平成 26 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに作成される契約書 1 通あたりの印紙税額 (軽減税率) です。
(一部抜粋)

契約書に記載の契約金額	印紙税額	
	不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書
1万円以上 50万円以下	200円	200円
50万円超 100万円以下	500円	
100万円超 200万円以下	1千円	500円
200万円超 300万円以下		
300万円超 500万円以下	5千円	1千円
500万円超 1千万円以下		
1千万円超 5千万円以下	1万円	1万円
5千万円超 1億円以下	3万円	3万円
1億円超 5億円以下	6万円	6万円
5億円超 10億円以下	16万円	16万円
10億円超 50億円以下	32万円	32万円
50億円超	48万円	48万円

(3) 不動産取得税 (府税)

府内に所在する不動産 (土地・家屋) を売買、交換、贈与、新築などによって取得した場合に、その取得者にかかる税です。詳細については府税事務所 (P98) にお尋ねください。

■ 税額の計算方法

$$\text{不動産の価格 (課税標準額)} \times \text{税率} = \text{税額}$$

不動産を取得したときの固定資産課税台帳に登録されている価格です。ただし、宅地や宅地比準土地の取得が令和 6 年 3 月 31 日までに行われた場合は、価格の 2 分の 1 が課税標準額になります。新築家屋のように固定資産課税台帳に登録されていない場合には、大阪府が決定します。

なお、次のような課税標準額の不動産には課税されません。(免税)

土地		10万円未満
家屋	新築、増改築によるもの	1戸につき 23万円未満
	売買、交換、贈与などによるもの	1戸につき 12万円未満

■ 税率

平成 20 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに不動産を取得した場合 : 3%

ただし、住宅以外 (店舗、事務所等) の家屋を取得した場合 : 4%

■ 控除と減額

● 住宅にかかる控除

$$(\text{不動産の価格} - \text{控除額}) \times \text{税率 (3\%)} = \text{税額}$$

一定の要件に該当する住宅 (特例適用住宅、耐震基準適合既存住宅) を建築・購入・取得した場合は、最高で 1200 万円を控除することができます。

※認定長期優良住宅の新築に係る控除の特例措置

一定の要件に該当する長期優良住宅を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の施行の日 (平成 21 年 6 月 4 日) から令和 8 年 3 月 31 日までに新築又は新築未使用の同住宅を購入した場合は、最高で 1300 万円を控除することができます。

●土地にかかる減額

$$\text{当初税額} - \text{減額額} = \text{税額}$$

特例適用住宅・耐震基準適合既存住宅の用に供する土地を取得して一定の条件を満たした場合、次の a・b のどちらか高い方の額が、税額から減額されます。

a 45,000 円

b 土地 1 m²あたりの価格^(注1) × (住宅の床面積 × 2)^(注2) × 税率 (3%)

(注1) 宅地又は宅地比準土地にかかる軽減が適用されている場合は、その軽減を適用した後の土地 1 m²あたりの価格となります。

(注2) 1 戸につき算出した面積が 200 m²を超える場合は、200 m²を限度とします。

(4) 所得税 (国税) の控除

令和 4 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までに入居された場合

① 住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)

住宅ローンを利用する場合

住宅ローン等を利用しマイホームの新築、購入、増改築等をして、令和 4 年及び 5 年中に入居した場合、一定の要件に当てはまれば、ローンの年末残高から計算された額を所得税額から控除できます。

なお、令和 4 年中に入居された場合で取得した住宅が特別特例取得^(注1) または特例特別特例取得^(注2) に該当する場合は令和 3 年 12 月 31 日までに入居した場合の控除金額の計算が適用できます。

控除を受ける最初の年分は、必要な書類を添付して、確定申告書を提出する必要があります。要件、手続きについては、税務署 (P98) にお問い合わせください。

給与所得者の方は、2 年目以後の年分については、年末調整で住宅ローン控除の適用を受けることができます。ただし、入居した年及びその年の前 2 年又は入居した翌年以後 3 年以内に譲渡所得の課税の特例 (3000 万円の特別控除、買換え、交換の特例など) の適用があるときは、この控除の適用を受けることはできません。

(注1) その住宅の取得にかかる対価の額に 10%の税率により消費税等が課された住宅で、当該住宅の取得等に係る契約が次の期間内に締結されているものをいいます。

・新築 (注文住宅) の場合

令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの期間

なお、土地の所在地を空欄とした契約 (いわゆる「空中契約」) については、後の土地の取得に関する契約の締結日で判断します。

・分譲住宅、中古住宅の取得、増改築等の場合

令和 2 年 12 月 1 日から令和 3 年 11 月 30 日までの期間

(注2) 特別特例取得に該当する場合で、床面積が 40 m²以上 50 m²未満の住宅をいいます。

●認定住宅を新築、取得した場合

認定住宅とは、長期優良住宅建築計画の認定通知書 (又は低炭素建築物新築等計画の認定通知書) 及び住宅用家屋証明書などにより証明されたものをいいます。

■控除額の計算方法 (控除期間は 13 年間です。)

$$\begin{array}{l} \text{住宅ローン等の年末残高} \times 0.7\% \\ \text{(最高 5000 万円)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{控除額} \\ \text{(最高 35 万円)} \end{array} \quad \text{[100 円未満の端数切捨て]}$$

●ZEH水準省エネ住宅又は省エネ基準適合住宅を新築、取得した場合

住宅省エネルギー性能証明書又は建設住宅性能評価書などにより証明されたものをいいます。

■控除額の計算方法 (控除期間は 13 年間です。)

○ZEH水準省エネ住宅の購入に係る住宅借入金等特別控除の特例を受ける場合

$$\begin{array}{l} \text{住宅ローン等の年末残高} \times 0.7\% \\ \text{(最高 4500 万円)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{控除額} \\ \text{(最高 31.5 万円)} \end{array} \quad \text{[100 円未満の端数切捨て]}$$

○省エネ基準適合住宅の購入に係る住宅借入金等特別控除の特例を受ける場合

$$\begin{array}{l} \text{住宅ローン等の年末残高} \times 0.7\% = \text{控除額} \\ \text{(最高 4000 万円)} \qquad \qquad \qquad \text{(最高 28 万円)} \end{array} \quad [100 \text{ 円未満の端数切捨て}]$$

●買取再販住宅又は買取再販認定住宅等を取得した場合

買取再販住宅とは、宅地建物取引業者により特定の増改築等が行われた一定の居住用家屋をいいます。
買取再販認定住宅等とは、買取再販住宅が認定住宅、Z E H水準省エネ住宅又は省エネ基準適合住宅に該当する場合をいいます。

■控除額の計算方法（控除期間は 13 年間です。）

○買取再販住宅を取得した場合

$$\begin{array}{l} \text{住宅ローン等の年末残高} \times 0.7\% = \text{控除額} \\ \text{(最高 3000 万円)} \qquad \qquad \qquad \text{(最高 21 万円)} \end{array} \quad [100 \text{ 円未満の端数切捨て}]$$

○買取再販住宅が認定住宅に該当する場合

$$\begin{array}{l} \text{住宅ローン等の年末残高} \times 0.7\% = \text{控除額} \\ \text{(最高 5000 万円)} \qquad \qquad \qquad \text{(最高 35 万円)} \end{array} \quad [100 \text{ 円未満の端数切捨て}]$$

○買取再販住宅が Z E H水準省エネ住宅に該当する場合

$$\begin{array}{l} \text{住宅ローン等の年末残高} \times 0.7\% = \text{控除額} \\ \text{(最高 4500 万円)} \qquad \qquad \qquad \text{(最高 31.5 万円)} \end{array} \quad [100 \text{ 円未満の端数切捨て}]$$

○買取再販住宅が省エネ基準適合住宅に該当する場合

$$\begin{array}{l} \text{住宅ローン等の年末残高} \times 0.7\% = \text{控除額} \\ \text{(最高 4000 万円)} \qquad \qquad \qquad \text{(最高 28 万円)} \end{array} \quad [100 \text{ 円未満の端数切捨て}]$$

●中古住宅を取得した場合

中古住宅とは、建築後使用されたことのある住宅で、一定の要件を満たす住宅のうち、買取再販住宅以外の住宅をいいます。

■控除額の計算方法（控除期間は 10 年間です。）

○中古住宅が認定住宅、Z E H水準省エネ住宅又は省エネ基準適合住宅に該当する場合

$$\begin{array}{l} \text{住宅ローン等の年末残高} \times 0.7\% = \text{控除額} \\ \text{(最高 3000 万円)} \qquad \qquad \qquad \text{(最高 21 万円)} \end{array} \quad [100 \text{ 円未満の端数切捨て}]$$

○上記以外の中古住宅の場合

$$\begin{array}{l} \text{住宅ローン等の年末残高} \times 0.7\% = \text{控除額} \\ \text{(最高 2000 万円)} \qquad \qquad \qquad \text{(最高 14 万円)} \end{array} \quad [100 \text{ 円未満の端数切捨て}]$$

●一般住宅を新築、取得した場合

一般住宅とは、前記のいずれにも該当しない住宅をいいます。

■控除額の計算方法（控除期間は 13 年間です。）

$$\begin{array}{l} \text{住宅ローン等の年末残高} \times 0.7\% = \text{控除額} \\ \text{(最高 3000 万円)} \qquad \qquad \qquad \text{(最高 21 万円)} \end{array} \quad [100 \text{ 円未満の端数切捨て}]$$

②住宅ローン等を利用せずに、認定住宅又はZEH水準省エネ住宅を新築、取得した場合

住宅ローン等を利用せずに、認定住宅又はZEH水準省エネ住宅を新築、購入して令和4年及び令和5年中に居住した場合で、一定の要件を満たすときは、認定住宅等新築等特別税額控除を受けることができます。

入居した年の控除額のうち、その年分の所得税から控除しても控除しきれない額がある場合、翌年分の所得税からその控除しきれない額を控除することができます。

■控除額の計算方法

$$\begin{array}{l} \text{認定住宅の構造及び設備に係る} \\ \text{標準的な費用の額} \\ (45,300 \text{ 円} \times \text{認定住宅の床面積} \text{m}^2) \\ \text{(最高 650 万円)} \end{array} \times 10\% = \text{控除額} \quad [100 \text{ 円未満の端数切捨て}] \\ \text{(最高 65 万円)}$$

令和6年1月1日から令和7年12月31日までに入居された場合

住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）

住宅ローンを利用する場合

住宅ローン等を利用しマイホームの新築、取得、増改築等をして、令和6年及び令和7年中に入居した場合、一定の要件に当てはまれば、ローンの年末残高から計算された額を所得税額から控除できます。

控除を受ける最初の年分は、必要な書類を添付して、確定申告書を提出する必要があります。要件、手続きについては、税務署（P98）にお問い合わせください。

給与所得者の方は、2年目以後の年分については、年末調整で住宅ローン控除の適用を受けることができます。ただし、入居した年及びその年の前2年又は入居した翌年以後3年以内に譲渡所得の課税の特例（3000万円の特別控除、買換え、交換の特例など）の適用があるときは、この控除の適用を受けることはできません。

●認定住宅を新築、取得した場合

認定住宅とは、長期優良住宅建築計画の認定通知書（又は低炭素建築物新築等計画の認定通知書）及び住宅用家屋証明書などにより証明されたものをいいます。

■控除額の計算方法（控除期間は13年間です。）

$$\begin{array}{l} \text{住宅ローン等の年末残高} \\ \text{(最高 4500 万円)} \end{array} \times 0.7\% = \text{控除額} \quad [100 \text{ 円未満の端数切捨て}] \\ \text{(最高 31.5 万円)}$$

●ZEH水準省エネ住宅又は省エネ基準適合住宅を取得した場合

住宅省エネルギー性能証明書又は建設住宅性能評価書などにより証明されたものをいいます。

■控除額の計算方法（控除期間は13年間です。）

○ZEH水準省エネ住宅の取得に係る住宅借入金等特別控除の特例を受ける場合

$$\begin{array}{l} \text{住宅ローン等の年末残高} \\ \text{(最高 3500 万円)} \end{array} \times 0.7\% = \text{控除額} \quad [100 \text{ 円未満の端数切捨て}] \\ \text{(最高 24.5 万円)}$$

○省エネ基準適合住宅の取得に係る住宅借入金等特別控除の特例を受ける場合

$$\begin{array}{l} \text{住宅ローン等の年末残高} \\ \text{(最高 3000 万円)} \end{array} \times 0.7\% = \text{控除額} \quad [100 \text{ 円未満の端数切捨て}] \\ \text{(最高 21 万円)}$$

● 買取再販住宅又は買取再販認定住宅等を取得した場合

買取再販住宅とは、宅地建物取引業者により特定の増改築等が行われた一定の居住用家屋をいいます。

買取再販認定住宅等とは、買取再販住宅が認定住宅、Z E H水準省エネ住宅又は省エネ基準適合住宅に該当する場合をいいます。

■ 控除額の計算方法

○ 買取再販住宅を取得した場合（控除期間は10年間です。）

$$\begin{array}{l} \text{住宅ローン等の年末残高} \times 0.7\% = \text{控除額} \\ \text{(最高 2000 万円)} \qquad \qquad \qquad \text{(最高 14 万円)} \end{array} \quad [100 \text{ 円未満の端数切捨て}]$$

○ 買取再販住宅が認定住宅に該当する場合（控除期間は13年間です。）

$$\begin{array}{l} \text{住宅ローン等の年末残高} \times 0.7\% = \text{控除額} \\ \text{(最高 4500 万円)} \qquad \qquad \qquad \text{(最高 31.5 万円)} \end{array} \quad [100 \text{ 円未満の端数切捨て}]$$

○ 買取再販住宅がZ E H水準省エネ住宅に該当する場合（控除期間は13年間です。）

$$\begin{array}{l} \text{住宅ローン等の年末残高} \times 0.7\% = \text{控除額} \\ \text{(最高 3500 万円)} \qquad \qquad \qquad \text{(最高 24.5 万円)} \end{array} \quad [100 \text{ 円未満の端数切捨て}]$$

○ 買取再販住宅が省エネ基準適合住宅に該当する場合（控除期間は13年間です。）

$$\begin{array}{l} \text{住宅ローン等の年末残高} \times 0.7\% = \text{控除額} \\ \text{(最高 3000 万円)} \qquad \qquad \qquad \text{(最高 21 万円)} \end{array} \quad [100 \text{ 円未満の端数切捨て}]$$

● 中古住宅を取得した場合

中古住宅とは、建築後使用されたことのある住宅で、一定の要件を満たす住宅のうち、買取再販住宅以外の住宅をいいます。

■ 控除額の計算方法（控除期間は10年間です。）

○ 中古住宅が認定住宅、Z E H水準省エネ住宅又は省エネ基準適合住宅に該当する場合

$$\begin{array}{l} \text{住宅ローン等の年末残高} \times 0.7\% = \text{控除額} \\ \text{(最高 3000 万円)} \qquad \qquad \qquad \text{(最高 21 万円)} \end{array} \quad [100 \text{ 円未満の端数切捨て}]$$

○ 上記以外の中古住宅の場合

$$\begin{array}{l} \text{住宅ローン等の年末残高} \times 0.7\% = \text{控除額} \\ \text{(最高 2000 万円)} \qquad \qquad \qquad \text{(最高 14 万円)} \end{array} \quad [100 \text{ 円未満の端数切捨て}]$$

● 一般住宅を新築、取得した場合

一般住宅とは、前記のいずれにも該当しない住宅をいいます。

■ 控除額の計算方法（控除期間は10年間です。）

令和6年1月1日以降に入居された一般住宅については控除の対象になりませんが、令和5年12月31日以前に建築確認を受けた住宅、又は令和6年6月30日以前に建築された住宅については、以下の計算により控除を適用することができます。

$$\begin{array}{l} \text{住宅ローン等の年末残高} \times 0.7\% = \text{控除額} \\ \text{(最高 2000 万円)} \qquad \qquad \qquad \text{(最高 14 万円)} \end{array} \quad [100 \text{ 円未満の端数切捨て}]$$

詳しくは、国税庁ホームページ（タックスアンサー）をご覧ください。

(5) 譲渡所得にかかる所得税（国税）、市民税・府民税

土地や建物など不動産を売却して得た所得（譲渡所得）は、給与所得や事業所得などの他の所得から分離して計算を行います。（分離課税）

■ 譲渡所得にかかる税額の計算方法

$$\frac{\text{課税譲渡所得金額}}{\text{①}} \times \frac{\text{税率}}{\text{②}} = \text{税額}$$

① 課税譲渡所得金額の計算方法

$$\text{課税譲渡所得金額} = \text{譲渡価額} - (\text{ア取得費} + \text{イ譲渡費用}) - \text{ウ特別控除額}$$

ア 取得費：売った土地や建物を買入れたときの購入代金（建物は、減価償却費相当額控除後の金額）や購入手数料などです。取得費がわからないとき、または実際の取得費よりも譲渡価額の5%相当額の方が多いときは、譲渡価額の5%相当額を取得費とすることができます。

イ 譲渡費用：土地や建物売るために直接支出した費用で、売買契約書に貼付した収入印紙、仲介手数料、測量費用、立退料などです。

ウ 特別控除額：特例が重複する場合、控除額の最高限度額は5000万円です。

特例が受けられる譲渡（一部抜粋）	特別控除額
1 自分が居住している土地や家屋を譲渡した場合	3000万円
2 土地収用法等によって土地等が買い取られた場合	5000万円
3 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合	2000万円
4 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合	1500万円
5 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合	800万円

② 税率

土地・建物を譲渡した年の1月1日において、

- ・所有期間が5年以内は 短期譲渡所得 として課税されます。
- ・所有期間が5年超は 長期譲渡所得

	税率（合計）	所得税率※	市民税率	府民税率
短期譲渡所得	39.63%	30.63%	7.2%	1.8%
長期譲渡所得	20.315%	15.315%	4%	1%

※所得税の税率には、復興特別所得税を加算しています。

■ マイホームを売ったときの特例

マイホームを売却した場合で、一定の要件に該当するときは、確定申告をすれば次のA～Cの特例措置を受けることができます。

A 特別控除3000万円の特例（→上記「ウ表の1 特別控除額」）

B 軽減税率の特例（軽減税率の特例適用には一定の条件があります。）

【税額の計算】（※所得税の税率には、復興特別所得税を加算しています。）

- 課税譲渡所得金額が 6000 万円以下の場合

$$\text{課税譲渡所得金額} \times \text{税率 (14.21\%)}$$

市民税 3.2%、府民税 0.8%、所得税※10.21%

- 課税譲渡所得金額が 6000 万円を超える場合

$$(\text{課税譲渡所得金額} - 6000 \text{ 万円}) \times \text{税率 (20.315\%)} + 852 \text{ 万 6 千円}$$

市民税 4%、府民税 1%、所得税※15.315%

市民税 192 万円、府民税 48 万円、所得税 612 万 6 千円

ただし、A・B の特例の適用を受ける場合は、住宅借入金等特別控除の適用はできません。

C マイホームの買換え（交換）特例

一定の要件を満たす買換えの場合、課税を繰り延べる特例を受けることができます。

ただし、上記の A、B の特例の適用を重ねて受けることはできません。

【A・B・C の特例の主な要件】

1. 譲渡した年の 1 月 1 日現在で、家屋と敷地の所有期間がともに 10 年を超えること。（B・C）
2. 居住期間が 10 年以上であること。（C）
3. 新たに床面積等一定の要件を満たすマイホームを、譲渡の年の前年 1 月 1 日から譲渡の日の属する年の翌年 12 月 31 日までの間に取得し（または取得する見込みであり）、かつ取得の日から譲渡の日の属する年の翌年 12 月 31 日（譲渡の日の属する年の翌年中の取得の場合は翌々年 12 月 31 日）までに居住する（または居住する見込みである）こと。（C）
4. 売却した居住用財産の譲渡価額が 1 億円以下であること。（C）
5. 譲渡先が譲渡者の配偶者や親族、同族会社など特別の関係のある人(会社)でないこと。
(A・B・C)

■ マイホームの譲渡損失の損益通算と繰越控除の特例

● マイホームの買換えの場合の譲渡損失の損益通算と繰越控除の特例

マイホームの買換えにより損失が生じた場合で、一定の要件を満たすときは、他の所得との損益通算及び翌年以後 3 年間にわたり確定申告することにより、損失を繰り越して控除できます。

$$\text{譲渡損失の金額} = (\text{取得費 (償却相当額を控除)} + \text{譲渡費用}) - \text{譲渡価額}$$

【主な要件】

1. 譲渡した年の 1 月 1 日現在で、譲渡資産の所有期間が 5 年を超えていること。
2. 繰越控除する各年に、買換資産のローン年末残高があること。また、買換資産を取得した日の属する年の 12 月 31 日において、その買換資産にかかる住宅借入金等（一定の条件を満たすもの）があること。
3. 繰越控除する各年の合計所得金額が 3000 万円以下であること。
4. 取得したマイホームの居住用部分の床面積が 50 m²以上であること。
5. 譲渡先が譲渡者の配偶者や親族、同族会社など特別の関係のある人(会社)でないこと。

●買換えでない場合の譲渡損失の損益通算と繰越控除の特例

マイホームの売却により、損失が生じた場合において、譲渡契約締結日の前日現在の譲渡資産にかかる住宅ローン残高が譲渡価額を上回るときは、一定の要件の下で、他の所得との損益通算及び翌年以後3年間にわたり確定申告することにより、損失を繰り越して控除できます。損益通算と繰越控除の対象となる譲渡損失については、(a)、(b)のいずれか少ない金額が限度となります。

$$(a) \text{ 譲渡損失限度額} = \text{譲渡契約締結日の前日の住宅ローンの残高} - \text{譲渡価額}$$

$$(b) \text{ 譲渡損失の金額} = (\text{取得費 (償却相当額を控除)} + \text{譲渡費用}) - \text{譲渡価額}$$

【主な要件】

1. 譲渡した年の1月1日現在で、譲渡資産の所有期間が5年を超えていること。
2. 譲渡契約締結日の前日において、譲渡資産にかかる譲渡価額を上回る契約償還期間が10年以上の住宅ローンの残高があること。
3. 繰越控除する各年の合計所得金額が3000万円以下であること。
4. 譲渡先が譲渡者の配偶者や親族、同族会社など特別の関係のある人（会社）でないこと。

2. 生命保険と税金

生命保険金を受け取ったとき - 受取理由で異なる課税方法 -

生命保険を受け取る場合、受取理由が死亡によるものか、満期によるものか、また負担者や受取人が誰なのかなどによって税金の計算方法が異なり、同じ保険金額でも課税される税の種類や税額が異なります。

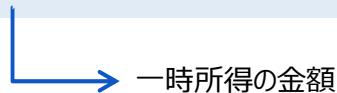
夫婦の場合を例にとると次の表のようになります。

区分	被保険者	保険料の負担者	保険金等の受取人	保険金等の受取理由	課税関係
A	夫	夫	夫	満期	夫の一時所得として、他の所得と合算し総合課税
B	夫	夫	妻	満期	夫から妻へ贈与（妻に贈与税）
				夫の死亡	妻に相続税（生命保険金）
C	夫	妻	子	満期	妻から子へ贈与（子に贈与税）
				夫の死亡	
D	妻（契約者）	夫	妻	夫の死亡	妻に相続税（生命保険契約に関する権利）
E	妻	夫	夫	満期	夫の一時所得として、他の所得と合算し総合課税
				妻の死亡	

●一時所得の場合

上表 A、E の場合、保険料の負担者 = 保険金等の受取人であり、受け取った保険金は一時所得として、市民税・府民税・森林環境税（国税）、所得税の課税対象となります。

$$\text{総合課税の対象} = (\text{受け取った保険金の総額} - \text{支払保険料} - \text{特別控除額(最高 50 万円)}) \times 1/2$$



●贈与の場合

一方 B の満期、C の場合、保険料の負担者 ≠ 保険金等の受取人であり、満期保険金又は C の死亡保険金は保険料の負担者から保険金等の受取人への贈与として扱われ、保険金等の受取人に贈与税が課税されます。

（暦年課税の場合）

$$\text{贈与税の課税対象} = \text{満期保険金} - 110 \text{ 万円 (贈与税の基礎控除)}$$

入院給付金に対する取扱い

事故や病気のため、保険会社から支払われる入院給付金、手術給付金、障害給付金などは、給付金受給者が被保険者（事故や入院をした人）、その配偶者、同一生計を営む親族などであれば、金額にかかわらず非課税となります。ただし、給付金を受けた事故や病気にかかる医療費を確定申告をして医療費控除を受けようとする場合、医療費から給付金受領額を差し引くことになります。

3. 退職金と税金

退職金は、長年の勤労に対する報償的給与の性格があり給与所得の一形態であるとも考えられるところ、それが一時に支給される点や、老後の生活を保障するものであることから、税負担を軽くするよう税制上の配慮がなされています。

●退職金に対する市民税・府民税、所得税及び復興特別所得税の計算

退職金に対する市民税・府民税、所得税及び復興特別所得税は、退職金の額から勤続年数に応じた退職所得控除額を差し引き、さらに2分の1にしたものを課税対象として、他の所得とは分離して税額を算出します。計算された税額は、給与支払者が退職金から差し引いて納税することになっています。

$$\text{課税対象額 (注1)} = (\text{退職金の額} - \text{退職所得控除額 (注2)}) \times 1/2 \text{ (注3) (注4)}$$

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円 × 勤続年数 (注5) (80万円に満たない場合は80万円)
20年を超える場合	800万円 + 70万円 × (勤続年数 (注5) - 20年)

(注1) 課税対象額は、千円未満の端数を切り捨てます。

(注2) 障害者になったことが原因で退職した場合は、退職所得控除額に100万円を加えます。

(注3) 勤続年数が5年以下の役員等の退職金に対する市民税・府民税、所得税及び復興特別所得税の課税対象額については、退職金の額から退職所得控除額を控除した額になります（上記計算式の1/2計算の適用はありません。）。

(注4) 勤続年数が5年以下の役員等以外の者の令和4年1月1日以後に支払われる退職金に対する市民税・府民税、所得税及び復興特別所得税の課税対象額については、退職金の額から退職所得控除額を控除した額のうち300万円を超える部分については、上記計算式の1/2計算の適用はありません。

(注5) 勤続年数に1年未満の端数がある時は、その端数は1年に切り上げて計算します。

【税額】

市民税 = 課税対象額 × 税率6% (100円未満切捨て)

府民税 = 課税対象額 × 税率4% (100円未満切捨て)

所得税及び復興特別所得税の額 = 退職所得の源泉徴収額の早見表により計算 (1円未満切捨て)

●退職金にかかる税の納付・申告など

【市民税・府民税】

原則として、特別徴収により納めていただきます。市民税・府民税の場合、通常は前年所得に対する課税ですが、退職所得については現年所得に対する課税です。

★給与から特別徴収されていた市民税・府民税の取扱いは →P82「給与所得の方が年の途中で退職すると・・・」

【所得税及び復興特別所得税】

「退職所得の受給に関する申告書」を勤務先に提出すれば、所得税及び復興特別所得税が源泉徴収され課税関係が終了（分離課税）するので、原則として確定申告は不要です。ただし、医療費控除や寄附金控除の適用を受けるなどの理由で確定申告書を提出する場合は、確定申告書に退職所得の金額を記載する必要があります。

一方、「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない場合は、退職金の支払金額に20.42%の税率をかけて計算した所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されますので、確定申告で精算することになります。

4. 地方税の手続きにおけるマイナンバーの取扱い

(1) 地方税の手続きにおけるマイナンバーの取扱いについて

マイナンバー制度に基づき、地方税の各種申告書・申請書に納税者・従業員等のマイナンバー・法人番号を記載することが必要になりました。






- マイナンバー（個人番号）とは
日本に住民票のある全ての方が持つ12桁の番号です。社会保障、税、災害対策など法令または条例で定められた行政手続きに使用します。
- 法人番号とは
株式会社等の法人や国の機関、地方公共団体等に指定される13桁の番号です。国税庁の法人番号公表サイト (<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>) で公表されています。

(2) マイナンバーを記載した申告書等の提出時の本人確認について

マイナンバーを記載した税務関係書類が提出されたときは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（「番号法」）に基づき、次の確認を実施します。

- 本人が提出する場合
 - ①番号確認 正しいマイナンバーであることの確認
 - ②身元確認 マイナンバーの正しい持ち主であることの確認
- 代理人が提出する場合
 - ①番号確認
 - ③代理権の確認・代理人の身元確認

マイナンバー記載の税務関係書類提出時の本人確認（①番号確認②身元確認）書類の組み合わせ（例1）と（例2）

No.	① 番号確認	② 身元（実在）確認
例1	マイナンバーカード（裏面） 	マイナンバーカード（表面） 
例2	個人番号通知カード（表面） （記載事項に変更がない場合、又は正しく変更手続きされている場合に限る。） 	運転免許証 / 運転経歴証明書 / パスポート 身体障害者手帳 / 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳 / 在留カード / 特別永住者証明書 健康保険証 / 年金手帳 / 児童扶養手当証書 特別児童扶養手当証書 などから1点

※ 上記の（例1）（例2）の組み合わせ以外の本人確認書類、マイナンバー・法人番号の記載が必要となる書類など、詳しくは市税のホームページ（P65）をご覧ください。各税目の担当課（P95,96）にお問い合わせください。

第 10 章 こんなときは (Q&A)

市民税・府民税

Q 1 .退職後にまた納税通知書がきましたか？

令和 5 年 11 月に会社を退職し、退職時に市民税・府民税を給与から一括して納めたのに、令和 6 年 6 月に市民税・府民税の納税通知書が送られてきました。二重払いではないでしょうか？

A. 会社などに勤務する方の市民税・府民税は、前年 1 年間の所得に対する今年度の税額を、6 月から翌年の 5 月までの 12 回に分けて、毎月給与から徴収されます。
あなたが昨年 11 月の退職時に一括で納入いただいた市民税・府民税は、令和 4 年中の所得に対して課税された令和 5 年度の税額のうち令和 5 年 11 月から翌年 5 月までの徴収分です。
6 月にお送りしました令和 6 年度の納税通知書は、令和 5 年中の所得に対して課税されたものです。

給与所得の方が年の途中で退職すると・・・

特別徴収^(※1)されていた納税者が退職した場合、残りの税額は普通徴収^(※2)により納めていただくこととなりますが、次の方法によることもできます。

(※1) 給与から差し引いて徴収 (※2) 納付書や口座振替により個人で納付

○退職する場合

一括して最後の給与等から特別徴収により納める。(1 月から 4 月の間に退職された方は、原則一括徴収になります。)

○再就職をする場合

再就職先から引き続き特別徴収により納める。(再就職先から市民税課へ連絡が必要です。)

Q 2 .住んでいるところによって市民税・府民税の金額は違うのですか？

A. 個人の市民税・府民税は、課税対象額の算出方法や標準税率が地方税法により定められています。市町村が税率を定める場合は、通常、標準税率によることとされており、本市では所得割について標準税率^(※1)により課税しています。

ただし、財政上その他の必要があるときは、標準税率と異なる税率を定めることができるとされており、均等割について標準税率と異なる税率により課税しています。

(※1) 堺市を含む政令指定都市の標準税率は市民税 8%と府民税 2%の計 10%。政令指定都市以外の市区町村の標準税率は市区町村民税 6%と都道府県民税 4%の計 10%です。

※ 大阪府では、平成 28 年度から令和 9 年度まで、森林及び都市の緑の有する公益機能を維持増進するための環境整備に係る施策に必要な財源を確保するため、府民税均等割額に 300 円を加算しています。

Q 3 .健康保険と市民税・府民税の扶養の違いは？

健康保険では扶養家族となっているのですが、市民税・府民税の扶養控除対象者にできますか？

A. 各健康保険では、年間の収入金額が 130 万円未満などの被扶養者とするための判定基準を定めています。市民税・府民税等の扶養控除の要件 (P18,19) とは異なります。

Q4. 転職先でも給与から市民税・府民税・森林環境税（国税）を差し引いてもらえますか？

転職して勤務先が変わったのですが、自宅に市民税・府民税・森林環境税（国税）の納税通知書が届きました。新しい勤務先で給与から差し引いてもらえないのですか？

A. 転職後も引き続き特別徴収を受けるには、前の勤務先から堺市に特別徴収へ切り替える申請をしていただく必要があります。申請がない場合は、普通徴収で納めることになります。新しい勤務先での特別徴収を希望される場合は、新しい勤務先から市民税課に連絡していただくよう、勤務先の給与担当の方にご相談ください。

Q5. 他市へ引越した後の市民税・府民税・森林環境税（国税）はどうなりますか？

令和6年3月に堺市から他市へ引越しました。引越した後の市民税・府民税・森林環境税（国税）は、引越し先の市区町村に納めたらいいですか？

A. 市民税・府民税・森林環境税（国税）は、毎年1月1日現在にお住まいの市区町村で課税されます。あなたの場合は、令和6年1月1日現在に堺市に住所がありましたので、その後3月に他市へ引越しをされても、令和6年度分の市民税・府民税・森林環境税（国税）は堺市に納めていただくことになります。

Q6. お店のある区にも納税通知書が届いたのですが？

私は堺市中区に住み、堺市堺区で飲食業を営んでいます。このたび、自宅と店舗の両方に納税通知書が送られてきました。どうして住んでいないのに、店舗にも納税通知書が送付されてきたのですか？

A. 1月1日現在に堺市各区内に事業所等があって、その区内にお住まいではない方にはその事業所等がある区ごとに市民税・府民税均等割額が課税されます。これは事業所等があることにより受ける基礎的な行政サービス（消防・防災・清掃・道路等の整備など）に対して一定の負担をいただくものです。

Q7. 給与以外の収入がある場合の市民税・府民税の申告は？

勤務のかたわら雑誌に原稿を書き、15万円ほどの原稿料が入ります。所得税の場合は20万円以下であれば申告不要と聞きましたが、市民税・府民税の申告は必要ですか？

A. 所得税では、所得が生じた時点で源泉徴収を行っているなどの理由から、給与所得以外の所得が20万円以下の場合には、確定申告が不要とされていますが、医療費控除や寄附金控除の適用を受けるなどの理由で確定申告書を提出する場合は、給与所得以外の所得についても申告する必要があります。一方、市民税・府民税にはこのような制度はなく、その他の収入についても、他の所得と合算して税額が計算されることになりますので、金額の多少にかかわらず市民税・府民税の申告が必要です。ただし、合算した所得の合計額45万円以下であれば、申告不要です。

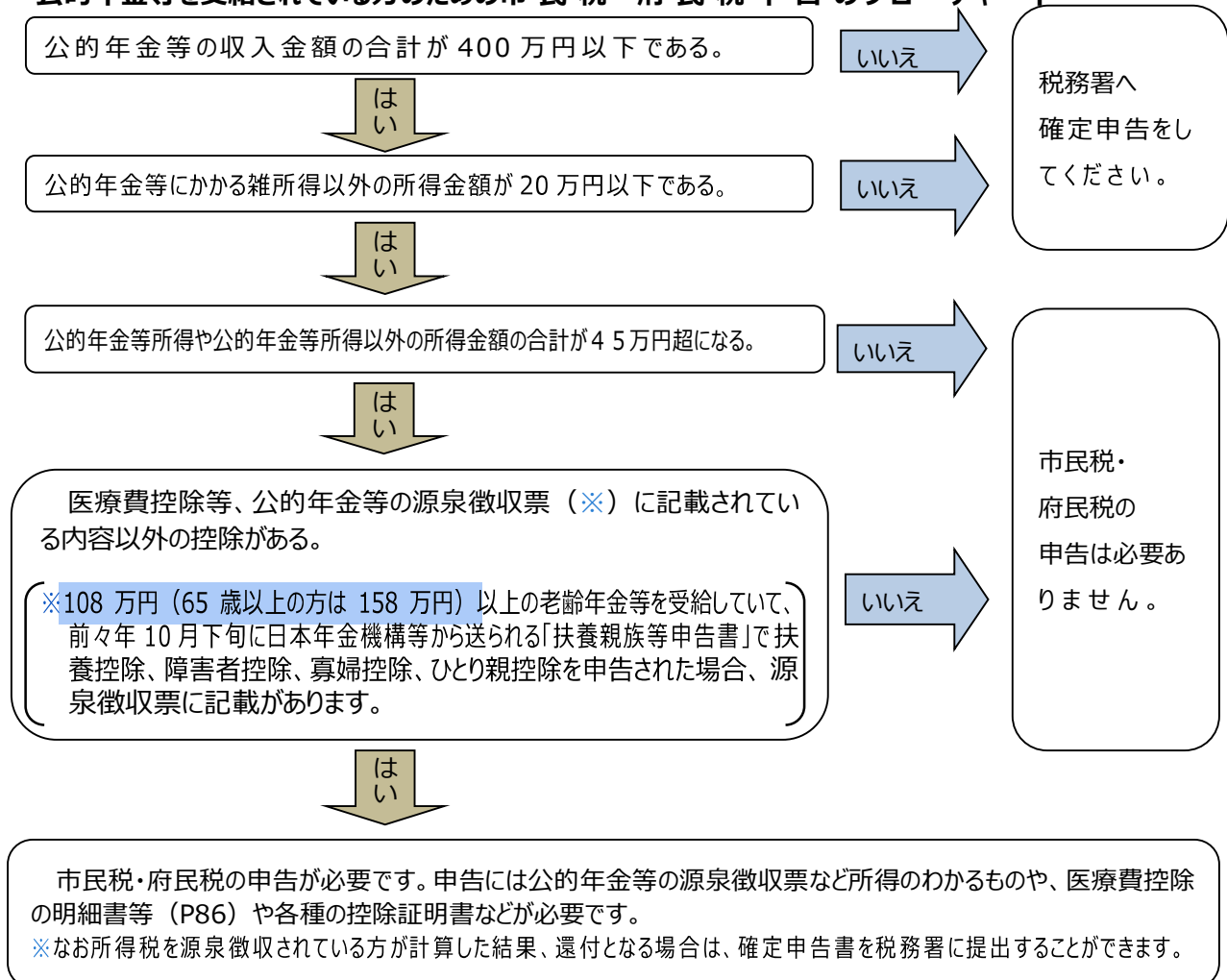
Q8. 年金所得者ですが、確定申告は必要ですか？

A. 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要はありません。（ただし、外国において支払われる公的年金のように源泉徴収制度の対象となっていない公的年金を除きます。）

ただし、医療費控除や社会保険料控除等による所得税の還付を受けるための確定申告書は提出することができます。その場合、配偶者その他の親族が受け取る年金から引き落とされている国民健康保険料、後期高齢者医療保険料や介護保険料は、配偶者その他の親族が支払ったものになりますので、あなたの控除の対象に含めることはできません。

なお、上記により所得税の確定申告が不要となった方についても、所得控除等を申告することで市民税・府民税・森林環境税（国税）額に影響する場合等は、市民税・府民税の申告が必要です。

公的年金等を受給されている方のための市民税・府民税申告のフローチャート



○上のフローチャートで、確定申告が必要となった場合でも、所得金額より所得控除額の方が大きい場合は申告不要となることがあります。

Q9. パート・アルバイト収入と税金の関係は？

わたしはパート・アルバイト収入がありますが、税金はかかりますか。その場合、配偶者の税金の控除はどうなりますか。配偶者にはわたし以外に扶養親族はなく、またわたしには扶養親族はいません。

A. パート・アルバイト収入が100万円を超えると、あなたに市民税・府民税・森林環境税（国税）が課税され、103万円を超えると所得税も課税されます。

配偶者の税金との関係は、配偶者の合計所得金額が1000万円以下かつあなたのパート・アルバイトの給与収入が103万円（給与所得：48万円）以下の場合には配偶者控除の対象となり、103万円超201万6千円未満（給与所得：48万円超133万円以下）の場合には配偶者特別控除の対象になります。

あなたの給与収入額	あなたの給与所得	あなたの税金		配偶者 ^(※2) は 配偶者控除を
		市・府民税など	所得税	
100万円以下	45万円以下	かからない	かからない	受けられる
100万円超～103万円以下	45万円超～48万円以下	か か る	かかる ^(※1)	配偶者控除は受けられないが、 配偶者特別控除は受けられる
103万円超～201万6千円以下	48万円超～133万円未満			
201万6千円以上	133万円超			

※1 合計所得金額より所得控除合計のほうが大きいなどの場合所得税がかからないことがあります。

※2 配偶者の合計所得金額が、1,000万円を超える場合は配偶者控除・配偶者特別控除を受けられません。

【配偶者控除および配偶者特別控除額一覧】

()内の数字は所得税における控除額

		あなたの 合計所得金額	【参考】 あなたの パート(給与) 収入金額	配偶者の合計所得金額 ＜給与収入のみの場合の配偶者の給与収入金額＞		
				900万円以下 所得金額調整控除非適用者 ＜1095万円以下＞ 所得金額調整控除適用者 ＜1110万円以下＞	900万円超 950万円以下 所得金額調整控除非適用者 ＜1095万円超,1145万円以下＞ 所得金額調整控除適用者 ＜1110万円超,1160万円以下＞	950万円超 1000万円以下 所得金額調整控除非適用者 ＜1145万円超,1195万円以下＞ 所得金額調整控除適用者 ＜1160万円超,1210万円以下＞
				70歳 未満	70歳 以上	
配偶者 控除額	48万円以下	103万円以下	33万円 (38万円)	22万円 (26万円)	11万円 (13万円)	
	48万円超 95万円以下	103万円超 150万円以下	33万円 (38万円)	22万円 (26万円)	11万円 (13万円)	
配偶者 特別控除額	95万円超 100万円以下	150万円超 155万円以下	33万円 (36万円)	22万円 (24万円)	11万円 (12万円)	
	100万円超 105万円以下	155万円超 160万円以下	31万円 (31万円)	21万円 (21万円)	11万円 (11万円)	
	105万円超 110万円以下	160万円超 166万8千円未満	26万円 (26万円)	18万円 (18万円)	9万円 (9万円)	
	110万円超 115万円以下	166万8千円以上 175万2千円未満	21万円 (21万円)	14万円 (14万円)	7万円 (7万円)	
	115万円超 120万円以下	175万2千円以上 183万2千円未満	16万円 (16万円)	11万円 (11万円)	6万円 (6万円)	
	120万円超 125万円以下	183万2千円以上 190万4千円未満	11万円 (11万円)	8万円 (8万円)	4万円 (4万円)	
	125万円超 130万円以下	190万4千円以上 197万2千円未満	6万円 (6万円)	4万円 (4万円)	2万円 (2万円)	
	130万円超 133万円以下	197万2千円以上 201万6千円未満	3万円 (3万円)	2万円 (2万円)	1万円 (1万円)	
	133万円超	201万6千円以上	0円	0円	0円	

Q10. 医療費控除の受け方は？

私は、昨年多額の医療費を支払いました。医療費控除を受けるためには、どのような手続きを行えばいいのでしょうか。

A. 前年の1～12月にあなたが支払ったあなた又はあなたと生計を一にする配偶者その他の親族の医療費が一定以上ある場合医療費控除の対象となります。

この医療費の合計額から「生命保険契約に基づく保険金や給付金、健康保険より支給を受ける高額療養費などで補てんされた金額」(★) および、「総所得金額等(P12)の合計額の5%または、10万円のいずれか少ない方の金額」を差し引いた額が医療費控除額になります。

申告に必要なもの、医療費控除の対象となるものと、ならないものは次のとおりです。なお、所得税の確定申告等については、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

申告に必要なもの（税務署等で申告書等を作成する場合）

- 所得が分かるもの（給与や年金の源泉徴収票等の原本等）
- 「医療費控除の明細書」または「医療費通知（医療費のお知らせ）」またはその両方・・・(◎)
- マイナンバーの記載と本人確認ができるもの（マイナンバーカードまたは通知カード+運転免許証や公的医療保険の被保険者証など）
※ただし、堺市に住民票がある方で市民税・府民税申告書を提出する場合は不要です。
- 申告される方の名義の預貯金の口座番号がわかるもの（所得税の還付を受ける場合）

◎ 医療費控除の明細書とは？

医療費控除の適用を受ける場合は、医療費の領収書に基づいて必要事項を記載した「医療費控除の明細書」を申告書に添付して提出する必要があります（領収書の添付は不要です）。

この場合、医療費の領収書を申告期限から5年間、ご自宅などで保存してください。

また、医療保険者又は審査支払機関が発行するもので、次の①から⑥までに掲げる6項目の記載がある「医療費通知（医療費のお知らせ）」を申告書に添付する場合は、「医療費控除の明細書」の記載を簡略化することができ、医療費の領収書の保存も不要となります。

- ① 被保険者等の氏名
- ② 療養を受けた年月
- ③ 療養を受けた者
- ④ 療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
- ⑤ 被保険者等が支払った医療費の額
- ⑥ 保険者等の名称

<医療費控除の明細の記載例>

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの名称	支払った医療費	補てん金(★)
堺市 一郎	本人	〇〇病院	33,333 円	
堺市 一郎	本人	●●医院	22,222	10,000
堺市 花子	妻	〇〇病院	11,111	
堺市 次郎	子	〇〇病院	12,345	
堺市 花美	子	●●医院	54,321	
合 計			ウ 133,332 円	エ 10,000 円

「医療費を受けた方の氏名」「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記載します。

「医療費控除明細書」については堺市ホームページよりダウンロードすることができます。

(★) 給付金、保険金等で医療費の補てんを受けた場合、補てん対象となった医療費の金額を限度として、その金額を記入してください。

(注意) 次の費用について、医療費控除の適用を受ける場合は、それぞれ該当する書類の添付又は提示が必要となります。1 から 6 は医師が発行したものに限ります。

1. 傷病により寝たきり状態にある人のおむつに係る費用	「おむつ使用証明書」 (補足) おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の方は、市町村長等が交付する「おむつ使用の確認書等」をおむつ使用証明書に代えることができます。
2. 温泉利用型健康増進施設の利用料金	温泉療養証明書
3. 指定運動療法施設の利用料金	運動療法実施証明書
4. ストマ用装具に係る費用	ストマ用装具使用証明書
5. B型肝炎患者の介護にあたる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用	医師の診断書 (その患者がB型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載があるもの)
6. 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用	処方箋(眼鏡) (医師が白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの)
7. 在宅介護の介護費用 医師による継続的な診療を受け、医師との連携のもと一定のサービスを受けた場合	在宅介護費用証明書 (市町村または認定民間事業者が発行したもの)

■ 対象となる医療費の範囲

診療費、治療費、入院費用などで一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額が控除の対象となります(控除限度額は200万円となっています。)。また、次のものも含まれます。

- 1 治療、療養のための医薬品の購入費(薬局での購入も可)
- 2 治療のためのマッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復師の施術費用
- 3 入院中の食事代、部屋代
- 4 通院、入院のための交通費
- 5 医師等による診察や治療などを受けるために直接必要な医療器具(通院用松葉杖など)の購入費
- 6 療養上の世話を受けるために特に依頼した家政婦等に支払う費用
- 7 新型コロナウイルス感染症に関して医師等の判断によりPCR検査の受けた際の検査費用

対象とならないものの例

- 人間ドックなど健康診断のための費用(ただし、健康診断の結果、重大な疾病が発見され、引き続き治療を受けた場合には、この健康診断のための費用も医療費控除の対象となります。)
- 美容整形の費用
- 予防や健康増進のための医薬品や健康食品の購入費
- インフルエンザなどの予防接種の費用
- 差額ベッド料
- 親族に支払う付添費
- 通院のための自家用車のガソリン代や駐車場代
- 日常生活の用を足すための眼鏡や補聴器、松葉杖、車いすなどの購入費
- 新型コロナウイルス感染症等の感染予防を目的としたマスク等の購入費
- 新型コロナウイルス感染症に関して、自己の判断によりPCR検査を受けた際の検査費用(検査の結果、陽性が判明して引き続き治療が行われる場合は、医療費控除の対象となります。)

■介護保険サービスと医療費控除

介護保険サービスの自己負担金は、種類によって医療費控除の対象となるものとならないものがあります。

なお、医療費控除の対象となるものは、領収書に医療費控除の対象となる費用の額が記載されることとなっています。

【施設サービスの対価についての医療費の取扱い】

① 医療費控除の対象となるサービスを行う施設名	② サービスの対価のうち医療費控除の対象となるもの	③ サービスの対価のうち医療費控除の対象とならないもの
指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 指定地域密着型介護老人福祉施設	施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額の2分の1に相当する金額	○ 日常生活費 ○ 特別なサービス費用
介護老人保健施設 指定介護療養型医療施設（療養型病床群等） 介護医療院	施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額	

【居宅サービスの対価についての医療費の取扱い】

① サービスの対価が医療費控除の対象となる居宅サービス	② ①の居宅サービスと併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となる居宅サービス	③ 医療費控除の対象とならない居宅サービス
<ul style="list-style-type: none"> ● 訪問看護 ● 介護予防訪問看護 ● 訪問リハビリテーション ● 介護予防訪問リハビリテーション ● 居宅療養管理指導（医師などによる管理・指導） ● 介護予防居宅療養管理指導 ● 通所リハビリテーション（医療機関でのデイサービス） ● 介護予防通所リハビリテーション ● 短期入所療養介護 ● 介護予防短期入所療養介護 ● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る。 ● 看護・小規模多機能型居宅介護 ※上記の居宅サービスを含む組合せにより提供されるものに限る。ただし、生活援助中心型の訪問介護の部分を除く。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 訪問介護（ホームヘルプサービス） ※生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助）中心型を除く。 ● 夜間対応型訪問介護 ● 訪問入浴介護 ● 介護予防訪問入浴介護 ● 通所介護（デイサービス） ● 地域密着型通所介護 ● 認知症対応型通所介護 ● 小規模多機能型居宅介護 ● 介護予防認知症対応型通所介護 ● 介護予防小規模多機能型居宅介護 ● 短期入所生活介護（ショートステイ） ● 介護予防短期入所生活介護 ● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限る。 ● 看護・小規模多機能型居宅介護 ※①の居宅サービスを含まない組合せにより提供されるものに限る。ただし、生活援助中心型の訪問介護の部分を除く。 ● 地域支援事業の訪問型サービス ※生活援助中心のサービスを除く。 ● 地域支援事業の通所型サービス ※生活援助中心のサービスを除く。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 訪問介護 ※生活援助中心型 ● 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム） ● 介護予防認知症対応型共同生活介護 ● 特定施設入居者生活介護（有料老人ホームなど） ● 地域密着型特定施設入居者生活介護 ● 介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護 ● 福祉用具貸与 ● 介護予防福祉用具貸与 ● 看護・小規模多機能型居宅介護 ※生活援助中心型の訪問介護の部分 ● 地域支援事業の訪問型サービス ※生活援助中心のサービスに限る。 ● 地域支援事業の通所型サービス ※生活援助中心のサービスに限る。 ● 地域支援事業の生活支援サービス

（注） ②の居宅サービス等（①の居宅サービス等と併せて利用しない場合に限ります。）又は③の居宅サービス等において行われる介護福祉士等による喀痰吸引等の対価（居宅サービス等の対価として支払った額の10分の1に相当する金額）は、医療費控除の対象となります。

固定資産税

Q11. 土地・家屋の名義の変更方法は？

土地・家屋の名義を変えたいのですが、どのような手続きをすればいいのでしょうか？

A. 各土地または登記されている家屋は、法務局で所有権移転登記をしてください。登記後は法務局から市に通知がありますので、市への連絡は特に必要ありません。未登記の家屋の場合は、固定資産税課、各区市税の窓口で名義変更の届出が必要です。

なお、固定資産税は、毎年1月1日現在に所有者として登記または登録されている方に課税されます。

Q12. 住宅を取り壊して駐車場にした場合の固定資産税は？

昨年10月に古い住宅を取り壊して、駐車場にしました。今年度から、家屋の税金がかからないため、税金が安くなると思っていたのですが、逆に高くなっています。なぜでしょうか？

A. 住宅用地の特例措置が適用されなくなったためです。住宅が建っている土地については、「住宅用地に対する課税標準の特例」(P36)という課税上の特例措置が適用されるため税額は安くなります。この特例が適用されるのは、固定資産税の課税の基準日である1月1日（「賦課期日」といいます。）現在、住宅用地として利用されている土地に限ります。したがって、あなたの場合は、今年の賦課期日現在に住宅用地として利用されていないので、「住宅用地に対する課税標準の特例」の適用がなくなったことにより、合計税額が上がることになりました。

また、この駐車場を事業用として使用している場合には、アスファルト舗装等の構築物も償却資産として固定資産税が課税されますので、償却資産の申告（P44）をしてください。

Q13. 所有していた土地・家屋を売った場合の固定資産税は？

私は、今年の3月に所有していた土地・家屋を売り払い、3月中に所有権移転登記も済ませました。この場合、1月から3月分までの固定資産税だけを納めればよいのでしょうか。

A. 固定資産税は売買などにより所有者が変わっても、課税の基準日である1月1日（「賦課期日」といいます。）現在に土地や家屋を所有されている方（登記簿名義人）に課税されます。また、固定資産税には月割課税制度はありませんので、年税額全額を納めていただくことになります。したがって、あなたの場合は、売買により今年3月に所有権は変わりましたが、賦課期日現在の所有者は、あなたであったため、今年度の土地・家屋の固定資産税については、年税額全額をあなたに納めていただくことになります。

このため、その年度の固定資産税の負担については、売主と買主との間で契約等により、その取り扱いを決めていることが多いようです。

Q14. 家が古くなるのに税額は下がらないの？

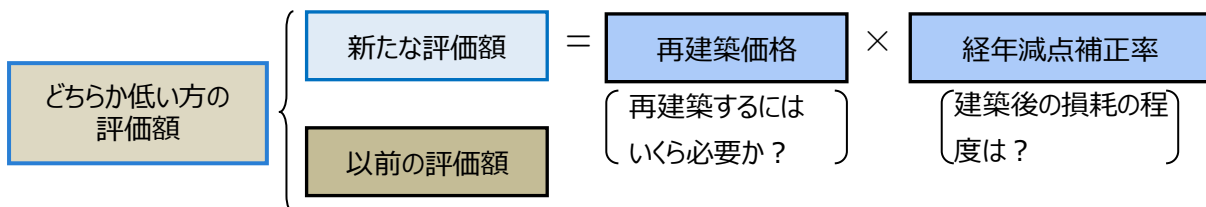
私の住んでいる家屋は年々古くなっていますが、税額は下がりません。なぜでしょうか？

A. 家屋の評価は、3年ごとに全国一斉に見直しを行っており、今年度（令和6年度）が見直しの年となっています（次回は令和9年度）。

評価の見直し（評価替え）は、お住まいの家屋と同じ家屋を現在建築した場合にいくらかかるか（再建築価格）を求め、建築後の家屋の経過年数に応じた減価率（経年減点補正率）を乗じ、新たに評価額を算出します。

この「減価率」は20%を下限としているため、評価額は再建築価格の20%より下がることはありません。一方、前回の評価替えからの「建築物価の上昇」が「減価率」より高い場合には、新たに算出した評価額が前年度より上昇しますが、その場合は前年度の評価額に据え置かれます。このため、年数が経った古い家屋でも、評価額をもとに算出する固定資産税額が必ずしも下がるということにはなりません。

【家屋の評価方法】



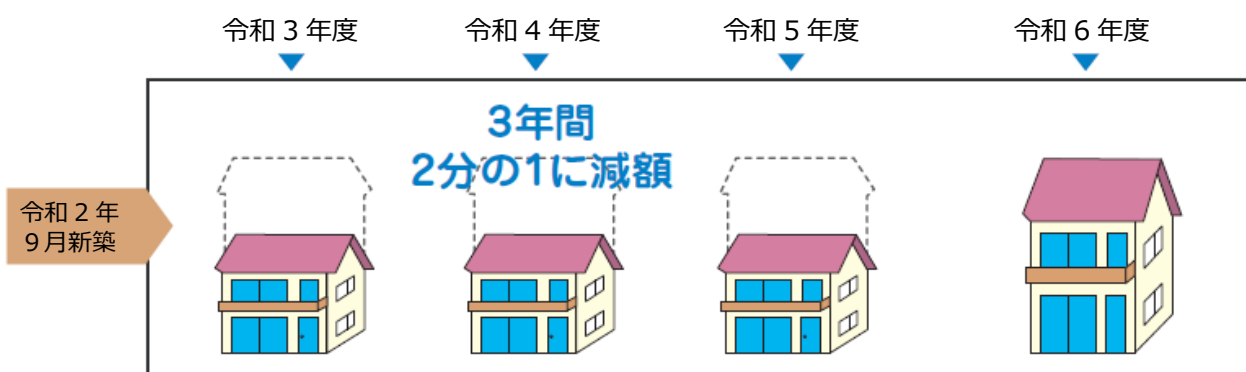
Q15. 家屋の固定資産税が急に高くなったのですが？

私は、令和2年9月に木造2階建の住宅を新築しました。ところが、増改築もしていないのに令和6年度分から税額が急に高くなっています。なぜでしょうか？

A. 新築住宅に対する減額措置が適用されなくなったためです。
新築の一般住宅が一定の要件にあてはまる場合は、新たに固定資産税が課税されることになった年度から3年度分[※]に限り、家屋に対する固定資産税の額が2分の1に減額されます（都市計画税は減額されません）。

したがって、あなたの場合は、この減額措置が令和6年度分から適用されなくなったため、家屋の固定資産税が高くなりました。

※3年度分・・・一般住宅は新築後3年度分（長期優良住宅は5年度分）、マンション等の3階建以上の中高層耐火住宅は5年度分（長期優良住宅は7年度分）が減額されます。



Q16. 土地・家屋の名義人が亡くなった場合の固定資産税は？

私の父は、昨年に亡くなりましたが、父名義の土地・家屋はどうすればよいのでしょうか？

A. 固定資産税（土地・家屋）を所有している方が亡くなられた場合は、登記所（法務局）で相続登記の手続きが必要となります。相続登記についてのご相談は大阪法務局堺支局（P98）までお問い合わせください。相続登記が完了するまでの間は、亡くなられた方の法定相続人全員が「現所有者」となり、連帯して納税義務を負うことになります。「現所有者」は堺市市税条例により、必要な事項を申告する義務が定められていますので、詳しくは、固定資産税課管理係（P95,96）までお問い合わせください。

令和 6 年 4 月 1 日から相続登記の申請が義務化されました。

相続によって固定資産（土地・家屋）を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から 3 年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。また、義務化前に発生した相続でも、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります。正当な理由がないのにその申請を怠った場合は、10 万円以下の過料の適用対象となります。

Q17. 所有している土地の一部が道路になっていますが？

私の所有している土地の一部が道路として使用されています。道路部分の固定資産税はどうなるのですか？

A. 所有する土地の一部がセツバック[※]や隅切り[※]などにより、一般人の通行について全く制約がなく、道路として広く不特定多数の人が利用できる状態にしているなど、一定の条件に該当する場合は、「公共の用に供する道路」として、固定資産税・都市計画税が軽減される場合があります。詳しくは、資産の所在する区を担当する固定資産税課の各土地係（P95,96）へご相談ください。

※セツバックとは

建築基準法により、建物の敷地に接する道路の幅員は原則として 4 メートル以上と定められているため、幅員が 4 メートル未満の道路に接する土地で建物を建築する場合に、その道路の中心から 2 メートルの幅を確保できるように敷地の境界線を後退させることです。

※隅切りとは

道路の交差点における見通しを確保し、車や人が安全に通行できるよう、道路の交差点である 2 方向の道路が交わる角地について、敷地の隅を直線や円弧に切除することです。

軽自動車税（種別割）

Q18. 原動機付自転車（ミニバイク）の届出は？

最近堺市に転入してきました。原動機付自転車（ミニバイク）のナンバープレートは前に住んでいた市で交付を受けたものですが、そのまま乗っていてもいいのでしょうか？

A. 原動機付自転車は、その主たる定置場（P46）の市町村で課税されます。転入された人には、前の市町村のプレート及び申告済証（登録証）を持参して申告していただくと堺市のプレートと交換します。堺市でのプレートは、各区市税の窓口、法人諸税課で交付しています。

Q19. 原動機付自転車（ミニバイク）を廃車したのに、どうして納税通知書が？

原動機付自転車（ミニバイク）を4月下旬に廃車しましたが、5月に軽自動車税（種別割）の納税通知書が届きました。廃車しているのになぜ納税通知書が届いたのですか？

A. 軽自動車税（種別割）は、4月1日現在の所有者に対して課税されます。あなたの場合、原動機付自転車の廃車が4月下旬ですので今年の4月1日現在では所有していたことになります。したがって、納税通知書を送付させていただきました。
なお、軽自動車税（種別割）には自動車税のような月割課税制度はありません。

口座振替について

Q20. 口座名義人は、納税義務者本人でなければだめですか？

A. 口座名義人は、納税義務者ご本人か、同一世帯の家族でお願いします。

Q21. 軽自動車を複数台持っている場合の口座振替は、どうなりますか？

A. いずれか1つの通知書番号でお申し込みされれば、複数台すべて振替します。

Q22. 固定資産（償却資産を含む）を複数物件持っている場合の口座振替は、どうなりますか？

A. 通知書番号の前8ケタが同じものは、いずれか1つの通知書番号でお申し込みされれば、すべて振替します。

Q23. 市税の振替口座を変更するには？

A. 口座振替・自動払込に利用する振替口座を変更する場合には、新規に申し込むときと同様にお申し込みください。→P51

Q24. 口座振替で市税を納付した場合、領収書や振替済の通知は発行されますか？

A. 口座振替で納付の場合、領収書は発行されません。また、振替済の通知についてもお送りしませんので、お手数ですが、振替された金額は、振替日以降に預貯金通帳のご記帳によりご確認ください。
なお、車検対象車両の軽自動車税（種別割）については、継続検査用の納税証明書を6月中旬に郵送します。

納付について

Q25. 市税を納め忘れました

うっかり市税を納め忘れ、納期限を過ぎてしまいました。納めるにはどのようにすればよいのでしょうか？

A. 納税課にご連絡ください。納付書を再発行し送付いたします。納期限を過ぎた場合は、延滞金が増算されることがありますので、早めにお納めください。
納税には便利な口座振替(P51)をご利用いただくと安心です。

Q26. 市税の滞納が気になっています

家族が病気になり多額の出費が続き、市税の支払いも滞っています。気にはなるのですが。

A. 堺市では、期限内に市税を納めていただいていない方に対して、督促状を送付するほか、文書や電話などによる催告によって、早期の納付をお願いしています。
また、一定の要件に該当する場合は、市税の減免(P56)や納税の猶予(P56)を適用できる場合もあります。督促状を放置したり、催告を無視しても問題の解決にはなりません。電話でも来所でも結構ですので、ぜひ一度ご相談ください。

Q27. 私の承諾なしに差し押さえられたのですが？

住宅ローンとクレジットカードのローンがあって、現在市税を滞納していますが、私の承諾なく預金を差し押さえられました。このようなことが許されるのですか？

A. 差押に、本人の承諾は不要です。また、ローンがあるからといって、市税を滞納してもよいということにはなりません。

堺市では、大切な市税を確保するため、また、納期限内に納めていただいた方との公平を保つために、滞納者に対しては預貯金や給与などの財産を差し押さえるなど、厳正に対応しています。滞納を放置せず、一度ご相談ください。

証明書について

Q28. 申告をしていないけど、所得・課税証明書は取れますか？

収入が0円だったため、申告をしていませんが、所得・課税証明書が必要になりました。証明書を取ることは可能ですか？

A. 所得が少額のため申告が不要な方にも、所得・課税証明書は発行できます。ただし、所得金額などのデータがないため、申告(P24)をしていただかなければならない場合があります。

このような場合は、市税事務所 市民税課が各区 市税の窓口へ申し出てください。

※申告後、証明書発行に時間がかかる場合があります。

Q29. 市税の証明書は、住んでいる区以外で取れますか？

A. お住まいの区以外の区役所の市民課や市税の窓口、市税事務所（三国ヶ丘庁舎）でも取得できます。ただし、証明書の種類によっては、市税事務所もしくは税務サービス課（堺区市税の窓口）でしか取得できないものもあります。詳しくは「第6章 市税の証明書」（P59～62）をご覧ください。担当課（P95,96）にお問合せください。

市民税・府民税・森林環境税（所得・課税）証明書（本人の最新年度分）については、各区役所の自動交付機や、全国のコンビニエンスストア等の専用端末（マルチコピー機）でも取得できます。ただし、このサービスを利用するにはマイナンバーカードが必要です。→P60

Q30. 本人以外の市税の証明書は取れますか？

夫の市税の証明書を取りたいのですが、委任状が必要ですか？

A. 同居の親族[※]の市税の証明書は、委任状を省略して取得できます。窓口に来られた方は本人確認のできる書類の提示をお願いします。

同居の親族以外の方が、市税の証明書を請求する場合には、窓口に来られた方の本人確認ができる書類と委任状が必要です。

※同居の親族でも、同一世帯として住民登録をしていない、または堺市に住民登録がない方は、「同居している」と「親族である」ことが分かる書類、または委任状が必要です。

【委任状の様式例】

個人の場合は、堺市の納税通知書の送付先や住所。 法人の場合は、堺市に届けている本店または主たる事務所の所在地。	
堺市長殿	委 任 状
	年 月 日
委任者が個人の場合は自署又は記名押印、法人の場合は法人の名称及び代表者氏名を記入のうえ、代表者印を押印してください。	
(委任者) 住所又は所在地	_____
氏名又は名称及び代表者氏名	_____
生年月日	_____
	日中連絡のつく電話番号

個人の場合のみ。	
わたしは、下記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。	
記	
○委任事項	○○証明書の請求及び受領に関する権限
○受任者（代理人）	住所
	氏名

委任状の様式は、堺市ホームページ：「暮らし・手続き→税金→申請書ダウンロード→税に関する申請書類→税務証明交付申請書」からダウンロードできます。

第11章 市税に関するお問い合わせ先

本庁課（市役所）では、主に市税全般についての総括的な事務を、市税事務所では、主に賦課・徴収事務を担当しています。

市税の窓口では、一般的な手続き（申告、届出、納付）に関する窓口業務を担当しています。

※証明書の交付に関しては第6章 市税の証明書（P59～63）をご覧ください。

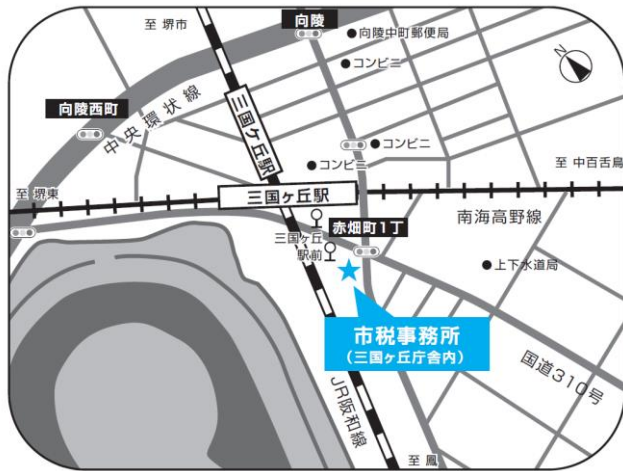
■市税事務所のお問い合わせ窓口

お問合せ内容		来所窓口		詳細記載ページ
		各区市税の窓口	市税事務所（三ツヶ丘庁舎）担当窓口	
個人の市民税	個人の市民税・府民税・森林環境税（国税）の税額について	○	市民税課 各区担当	P12～
	個人の市民税・府民税の申告			P24
	個人の市民税・府民税・森林環境税（国税）の減免について			P56
	特別徴収について			市民税課 特別徴収係
固定資産税	固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の税額について	○	固定資産税課 各区担当	P31～
	固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の減免について			P56
	名寄帳の発行			-
	固定資産税（償却資産）について			固定資産税課 償却資産係
軽自動車税 （種別割）	原動機付自転車等の登録や廃車の手続き・転入の手続き	○	法人諸税課 総務諸税係	P46
	軽自動車税（種別割）の税額について			P47～
	軽自動車税（種別割）の減免について			P56
その他の税	市たばこ税・入湯税について			P45・48
	法人の市民税について		法人諸税課	P29～
	事業所税について		法人課税係	P49
納税	市税の納付について	○	納税課	P50～
	納税相談について	○		-
	納付書の紛失・再発行について	○		-
	口座振替について （申込手続きは、取扱金融機関、郵便局、市税事務所、郵送でも行えます。）	○		P51
	督促状・催告書・差押について			P55
	公売について			P55

・各区 市税の窓口では、○がついている業務を行っていますが、内容に応じて市税事務所に電話取次を行います。

・各区 市税の窓口では電話でのお問い合わせをお受けしていません。電話でのお問い合わせは市税事務所各課へご連絡ください。

● 市税事務所



三国ヶ丘庁舎

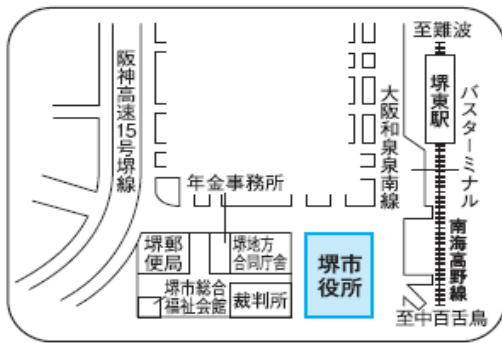
〒591-8037

北区百舌鳥赤畑町1丁3番地1

最寄駅 JR 阪和線「三国ヶ丘」駅
 南海高野線「三国ヶ丘」駅
 南海バス「三国ヶ丘駅前」

三国ヶ丘庁舎		電話	FAX
4階 ● 法人諸税課	総務諸税係	231-9741	
	法人課税係(事業所税)	231-9742	251-5631
	houzei@city.sakai.lg.jp 法人課税係(法人市民税)	231-9743	
3階 ● 固定資産税課	(堺区)土地第一係・家屋第一係	231-9761	
	kozei@city.sakai.lg.jp (中区・東区)土地第二係・家屋第二係	231-9762	
	(西区・南区)土地第三係・家屋第三係	231-9763	251-5633
	(北区・美原区)土地第四係・家屋第四係	231-9764	
	償却資産係	231-9765	
	管理係	231-9766	
2階 ● 市民税課	(堺区・西区)市民税第一係	231-9751	
	shiminzei@city.sakai.lg.jp (中区・南区)市民税第二係	231-9752	
	(東区・北区・美原区)市民税第三係	231-9753	251-5632
	管理係	231-9754	
	特別徴収係	231-9755	
2階 ● 納税課	(堺区・西区)納税第一係	231-9771	
	nouzei@city.sakai.lg.jp (中区・南区)納税第二係	231-9772	
	(北区・東区・美原区)納税第三係	231-9773	
	市外納税係	231-9774	251-5634
	徴収第一係	231-9776	
	徴収第二係	231-9777	
	管理係・納税支援係・徴収支援係	231-9775	
	公売専用電話	231-9780	

● 市税の窓口（税務サービス課）（市役所・各区役所内）



堺区（税務サービス課）

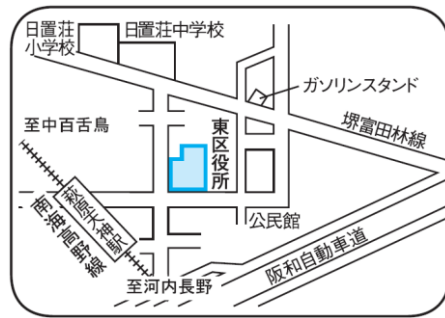
●市役所 本館 8階
 〒590-0078 堺区南瓦町 3番 1号
 最寄駅 南海高野線「堺東」駅
 南海バス「堺駅前」

中区



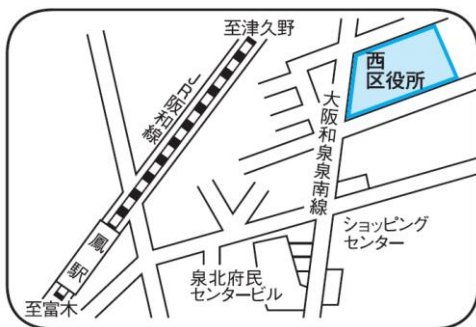
●中区役所 1階
 〒599-8236 中区深井沢町 2470 番地 7
 最寄駅 泉北高速鉄道「深井」駅
 南海バス「深井」駅

東区



●東区役所 1階
 〒599-8112 東区日置荘原寺町 195 番地 1
 最寄駅 南海高野線「萩原天神」駅

西区



●西区役所 1階
 〒593-8324 西区鳳東町 6丁 600 番地
 最寄駅 JR 阪和線「鳳」駅
 南海バス 西区役所前

南区



●南区役所 2階
 〒590-0141 南区桃山台 1丁 1番 1号
 最寄駅 泉北高速鉄道「梅・美木多」駅

北区



●北区役所 2階
 〒591-8021 北区新金岡町 5丁 1番 4号
 最寄駅 大阪メトロ御堂筋線「新金岡」駅
 南海バス 北区役所前

美原区



●美原区役所 1階
 〒587-8585 美原区黒山 167 番地 1
 最寄駅 南海バス 美原区役所前
 近鉄バス 美原区役所前

■ 本庁（市役所 本館8階）のお問合せ窓口

行っている業務		電話	FAX
● 税制課 zeisei@city.sakai.lg.jp	税務事務に係る総合調整に関すること	管理係	
	税務広報に係る総合調整に関すること		
	市税の予算・決算額	税制係	228-6994 340-2559
	固定資産評価審査委員会 市税にかかる行政不服審査に関すること	税務法制係	
● 税務運営課 zeiun@city.sakai.lg.jp	個人の市民税の電算システムに関すること	市民税係	228-1192
	固定資産税・都市計画税（土地・家屋）に関する 総括的なこと	資産税係	228-7851 228-7618
	市税の収納、過誤納金の充当など	収納係	228-3957
	市税の徴収金の電算システムに関すること	徴収管理係	228-7456

■ 市税以外の税に関するお問合せ窓口

堺市の市外局番：072

官公署名		電話番号	郵便番号	所在地
国税	大阪国税局	(06)6941-5331	540-8541	大阪府中央区大手前 1-5-63 大阪合同庁舎第3号館
	堺税務署	238-5551	590-8550	堺区南瓦町2-29 堺地方合同庁舎
府税	大阪府財務部税務局 (税政課、徴税対策課)	(代表) (06)6941-0351	559-8555	大阪府住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしま コスモタワー）18階
	泉北府税事務所	238-7221	590-8558	堺区中安井町3-4-1
	大阪自動車税事務所 和泉分室	(0725)41-1327	594-0011	和泉市上代町
	大阪府自動車税 コールセンター	(0570)020156 一部のIP電話からは (06)6776-7021		
大阪法務局堺支局		221-2756	590-8560	堺区南瓦町2-29 堺地方合同庁舎
大阪府域地方税徴収機構 南支部		225-0396	590-0063	堺区中安井町3-4-1 泉北府税事務所庁舎内4階

堺市税のキャラクター

税きんたろう



ボクが堺市税のメインキャラクター！
お守りがわりにいつも、住民税の領収書を持ち歩いているんだ。
和菓子を友にお茶をたしなんているときが、至福のひととき！
ちなみに愛読書は与謝野晶子の歌集。心が洗われるよ。

私の名前はフランシスコ・タックス。

課税担当のキャラクターだよ。

休日はお気に入りの南蛮服を着て、大仙公園などを散歩しているよ。見かけたら声をかけてね。

私は市税のことに詳しいから、誰かに話したくてしかたないんだ。

税キング



納メ〜る



私は納税担当のキャラクターです。
正義感がとっても強いので、
いつか大泉緑地に住みたいなあ〜。

主な市税の納期と納期限

	市・府民税	固定資産税・ 都市計画税	軽自動車税
全期分前納 (一括納付)	6月30日	5月31日	5月31日
期別納付 1期	6月30日	5月31日	
2期	8月31日	7月31日	
3期	10月31日	12月25日	
4期	1月31日	2月末日	

※納期限が金融機関の休業日にあたる場合、翌営業日が納期限となります。

便利で安心・確実な
市税の納付は **口座振替**で！

令和6年度（2024年度）市税のしおり

発行 令和6年5月
編集・発行 堺市財政局税務部税制課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市税のホームページ <https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/zei/index.html>
メールアドレス zeisei@city.sakai.lg.jp